慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	学位授与者氏名及び論文題目
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2013
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 : 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.76 (2013.) ,p.183- 268
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学事報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069957X-00000076-0183

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学事報告

学位授与者氏名及び論文題目

修士（社会学）

第1299号　霜澤　菜月　社会的排除に対するサバルタンの抵抗の表現形態―被差別部落民の〈声〉に注目して―

第1300号　松崎　　圭　軍用馬における慰霊―記念碑と行事の分析から

第1301号　小野　竜史　西ドイツ・カトリック教会と「68年運動」

第1302号　黄　　雪莹　中国における日本「動漫」文化の受容と若者の日本観―北京の大学生を対象とした調査から―

第1303号　柴田　悠佑　インターネット上の議論参加と主張の形成―動機の理解とプラットフォーム設計への指針―

第1304号　東海林　薫　災害時におけるボランティアコーディネーターの研究

第1305号　鈴木　昂太　天龍川流域における神の様態―天白（てんぱく）を事例として―

第1306号　鈴木弥香子　経済的グローバリゼーションの進展とコスモポリタニズムの再興隆―新自由主義政策批判における方法論的ナショナリズムの克服―

第1307号　施　　敏敏　中国における異文化受容の現状とメディア効果

第1308号　塚田　　聡　専門職感情労働における対人関係の変容

第1309号　野口朝日子　養護施設園舎形態と進学

第1310号　費　　怡婷　スマートフォン登場後の中国大学生の携帯電話利用に関する研究―「利用と満足」研究のアプローチから―

修士（心理学）

第1311号　江藤　啓介　Impact of Core Self-Evaluations on In-role and Extra-role Performance: Challenge and Self-Evaluation Maintenance

第1312号　垣谷　　司　コモンマーモセットとラットにおける音声を用いた個体弁別学習

第1313号　金井　将希　The Role of Vision in Tool manipulation of Large-Billen Crows

第1314号　菅　小百合　明るさ誘導と知覚された構造との関係―Andelson, Bressan仮説の実験的検討―

第1315号　後藤ゆりえ　社会的な状況が自己主体感覚に及ぼす影響について

第1316号　山本　浩輔　遅延聴覚フィードバックへの順応手続きによる発話運動と発話知覚の時間情報処理メカニズムの検討

修士（教育学）

第1317号　伊藤　敦広　フンボルト陶冶論の基本構造―前期人間学諸論考の考察を中心として―

第1318号　狩野こづえ　本居宣長の「道の学問」に見る人間形成の思想―「自然」概念に着目して―

第1319号　藤田麻友美　Metalinguistic Awateness and Foreign Language Proficiency in Early Stage Learners
第1320号　星野千恵子　公立中学校の「適正規模」―教員と生徒による学校環境の認知の比較―

博士（平成24年度）
博士（社会学）［平成24年10月10日］
甲　第3758号　碧海　寿広

近代日本における仏教の変容に関する研究

［論文審査担当者］
主　査　慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員　文学博士　鈴木　正崇
副　査　慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員　教育学修士　宮坂　敬造
副　査　慶應義塾大学名誉教授・元大学院社会学研究科委員　文学博士　宮家　　準

内容の要旨

本論文は，真宗大谷派僧侶・近角常観による革新的な仏教運動（＝求道運動）と，彼の信徒たちの宗教体験の詳細を明らかにし，考察することから，近代日本の仏教とりわけ真宗の変容と，そこにみられる近代性の実態を再検討することを目的とした。

従来の〈近代真宗〉は，何より，清沢満之とその思想的到達点とされる「精神主義」を代表的なモデルとして論じられる傾向が，特に大谷派宗門の界隈では強くあった。しかし，そのような〈近代真宗〉の言説が正統性を獲得するようになるのは，暁烏敏や曾我量深を筆頭とする清沢の弟子筋の真宗者たちの，宗門内での権力が拡張された戦後以降であり，戦前までは清沢の地位はや不安定的なところがあった。戦後の言論空間では，だが，清沢が近代真宗はむろんのこと近代仏教をすら代表する仏教者／思想家であることは，もはや自明の前提となり，教団内では宗門に「近代」をもたらしてきた「伝統」の創始者として，歴史学を中心とする学術の領域では，日本の近代社会に即応した宗教思想を開拓した傑物として，清沢の評価はゆるぎないものとなっていった。

清沢の近代仏教（真宗）史上における重要性は，何ら否定されるべきではない。しかし，これまでの研究は，あまりにも清沢とその弟子筋の事跡をもって〈近代真宗〉を語ることに傾斜し過ぎていたように思われる。そこで本論では，近角常観という，清沢に大きな影響を受けながらも，しかし清沢一派とはやや異質な宗教運動を展開し，明治後期から昭和初期にかけて一世を風靡した真宗者と，その信徒たちが描いた信仰の軌跡を読み解くことから，従来とはまた別の（近代真宗）の内実を探求することに挑戦した。

近角は，井上円了や清沢からの刺激を受けて，学生時代には哲学の研究に没頭していた。宗教を哲学的に根拠づけることに熱心であったのである。だが，自己の救済体験を他者に向け語っていく，という

体験談の魅力と効力に開眼した彼は，哲学研究を放棄し，体験主義の宗教者としてのアイデンティティを確立していく。体験なくして宗教なし，というのがその後の近角の一貫した思想であったが，そうした思想に基づき，彼は自己の信徒たちにもこの体験談の実践を推奨し，個々の信徒の教化を行なっていた。こうした宗教体験に対する関心の高まりは，近角のみに固有の事情ではなく，清沢も含め明治30年代以降の改革的な真宗者たちの間では，広範にみられる現象であった。その中でも最も際立っていたのが，近角だったのである。

こうした体験主義的な真宗教説を，明治後期以降の帝都東京において宣布していく際，近角は，同時代のキリスト教から多くの学習をした布教戦略を採用していた。学生信徒のための寄宿舎経営や，彼らの集まりの場の提供，日曜講話，機関誌における体験談の掲載などがそれだが，当時の若者に人気のあったキリスト教（特にプロテスタント）のやっていることを積極的に流用することで，近角は学生たちからの多大な支持を得ることに成功したのである。だが，その成功の中で伝達されていった近角の説く真宗信仰の内容をよく観察してみれば，そこにあるのは，「妙好人」のような伝統色のごく色濃い信心の姿であって，キリスト教由来の近代的な実践と，伝統的な信仰との融合をそこに垣間見ることができる。

このような，近角の示した真宗仏教における伝統と近代の微妙な重なり合いは，人格概念を率先して用いた彼の仏教言説に関しても同様に見て取れる。英語のpersonalityの訳語として，明治中後期に，おもに倫理学や国民道徳の論者によって日本語に定着した「人格」という概念は，当初から宗教言説との密接な関係性を取り結んでいた。姉崎正治の宗教学や村上専精の仏教史学などにその先駆的な例を見出せるが，そこには，新たに導入された人格概念によって宗教や仏教を近代的に語りなおすという方法があった。近角もまたそうした方法を採用したが，彼の言論の場合は特に，卑小な自我が絶対的な阿弥陀仏の力によって救われるという，真宗の伝統的な救済体験を，近代的な言語表現によって伝達するという趣向があったことを確認できる。

真宗仏教をめぐる伝統と近代の交錯や融合，これは近角の信徒たちの体験談からも読み取ることの可能な特性である。近角の信徒には，学校教育などから一定の近代知の修練を積んでいる者が多かったが，彼らはそうした知性への拘束からしばしば抱くことになった宗教に対する疑念を，近角の教えによって払拭され，転じて絶対他力にただひたすら傾倒していく心意を受容していった。彼らの宗教体験には，各自の社会経験の多様性に応じた重層性がみられたが，そうした宗教体験の基底にある信仰のかたちには，一定の共通性があった。また，近角の教えは，人生上の挫折を経験した人々を，弥陀の他力の観念によって導きながら社会に復帰させていく力も持ちえていたが，そこには，真宗の教説が社会で働く人々の内心で機能している具体的な姿があった。

一方，近角の教えは，彼の女性信徒に対しては，男性のそれとはやや異なる意味をもつことがしばしばあった。男性に比べて社会的に劣位に置かれた女性たちを，宗教の言葉によって力づけ，家族をはじめとする周囲の人間に対して一定の自律性を有する彼女たちの自我の発達を促したのである。例えば，同和学園の園母である菅瀬忠子の場合は，あくまでも「家」の中における宗教的に強い自己意識の確立，他方，宮沢賢治の妹である宮沢トシの場合は，「家」の信仰をも超出してしまう「私」の発見，といったように，近角の発した宗教の言葉が彼女たちの人生にもたらした帰結はそれぞれ異なっていたが，いずれにせよ，近代仏教の通説的なジェンダー観からは逃れ出ていく動力が，そこに生起していたことは間違いない。

大正期には，近角の監督下で，彼の実弟の常音をはじめとするより若い青年仏教徒らによる仏教日曜学校の実践がなされた。彼らは，仏教者が学校教育とは異なる時空で「子ども」を教化するという，時代的に新しい活動に果敢に取り組み，その試行錯誤のなかで自らの仏教観や信仰に対する態度を練磨していった。彼らの一連の実践には，「青年文化」としての性格が濃厚にみられたが，これは近代の改革的な仏教運動の大きな特徴を分有するものであった。境野黄洋らの新仏教運動も，清沢らの精神主義も，近角の求道運動も，明治後期の青年文化の一種であったが，これを大正期においてやや異なるスタイルで引き継いだ事例の一つが，彼らの仏教日曜学校であったのだ。ただし，近角によるそれも含む，明治期までの青年文化としての近代仏教運動には，既存の宗門仏教の組織や教理のあり方に対する改革的な熱意が強烈にあったが，大正期の青年仏教者による活動においては，そうした対抗心はもはやそれほど強くはなく，明治中後期を通して社会的な存在感を増していき，大正期にも繁盛していた「新しい仏教」をふまえた上で，さらに自己が属する仏教文化の外延を拡げていこうとするような傾向がみられた。

昭和初期，近角は，諸個人の信仰体験を重視する宗教家，というそれまでの世間的認知をかなぐり捨てるようなかたちで，政治性の色濃い運動に乗り出していった。大谷派の前法主，句仏の僧籍削除問題をうけて彼が開始した「宗門革新運動」がそれであったが，その運動の渦中で近角が発した言論においては，法主に対する絶対的崇敬心という「古い」信仰を守るためにこそ，家族国家論のような近代日本のイデオロギーを援用していくという，したたかな戦略が採用されていた。近代の真宗仏教は国家を超えられなかった，という通説があり，これはおそらくほぼ正しいが，しかし近角の運動のように，国家に迎合しつつ，だが他方で自らの譲れない宗教的信念を保守するためにもその国家の権力を利用するケースもあったわけであり，真宗と国家との関係，あるいはそこで生起している信仰とナショナリズムの相互作用については，より詳細な議論が求められる。

総じてこれまでの〈近代真宗〉に関する研究においては，その担い手である僧侶や宗教者たちの実績が，宗門（教団）にいかにして「近代」をもたらしたか，あるいは「近代」の社会や国家とどのように対決したか，という近代主義的な基準によって評価されることが多かった。だが本論のように，近角による宗教運度から〈近代真宗〉を語りなおそうとしたとき，浮かび上がってきたのは，むしろ〈前近代的なるもの〉が〈近代的なるもの〉の装飾を身にまとっていきながら，近代日本をどう生き抜いていったのかという，より複層的な「近代化」に対する視座であった。

こうした複層的な「近代化」への視座は，あくまでも本論が近角の宗教運動から導き出してきたものであるが，しかし，ひるがえって清沢とその弟子筋や，あるいはそれ以外の〈近代真宗〉の担い手たちの思想や実践を再検討していく際にも，十分に活用することのできる見識であると思われる。今後はそうした新しい視点からの，〈近代真宗〉に関する歴史研究の再構築が求められる。

論文審査要旨

本論文は，近代日本の仏教の変容に関して，従来の研究のような思想や教義だけでなく，宗教者の体験や生活者の視点から見直す動きに注目して考察し，近代化による伝統の再構築について検討している。特に，真宗大谷派僧侶・近角常観（ちかずみじょうかん）（1870–1941）による革新的な仏教運動を取り上げ，近角とその信徒たちの宗教体験の詳細を，一次資料に基づいて明らかにしたことに大きな意義がある。その結果，近代日本の仏教の変容，とりわけ真宗の近代的転回と，その過程に見られる複層する近代性の在り方が解明された。論文の構成は以下の通りである。

序論　近代日本仏教研究の現状と課題―パラダイム再考と真宗の位置―
第1章　〈近代真宗〉の形成―清澤満之論の系譜―
第2章　哲学から体験へ―近角常観の宗教思想―
第3章　近代真宗とキリスト教―近角常観の布教戦略―
第4章　人格の仏教―近角常観と明治後期・大正期の宗教言説―
第5章　生きられた真宗―『求道』誌における体験談の分析―
第6章　近代真宗とジェンダー―近角常観の女性信徒―
第7章　青年文化としての仏教日曜学校―大正期の「求道日曜学校」の場合―
第8章　法主と国家―昭和初期の宗門革新運動をめぐって―
結論
補論①　儀礼と近代仏教―『新仏教』の論説から―
補論②　仏教民俗学の思想―五来重について―

序論では，近代仏教研究の現状についての研究を概観し，「仏教の近代化」に重点を置いて，改革運動の軌跡を中心に考察する。近代主義的な評価を主とする既存の研究に対抗して1992年に始まった「近代仏教」の前近代との連続性や再構築に関する視座について論じている。また，近代仏教史の記述にあたっての真宗の意義を再検討し，本論の中核をなす近角常観をめぐる研究状況を確認した。

第1章では，「近代真宗」を代表する清澤満之（1863–1903）に関する既存の言説を整理・分析して，研究史を批判的に考察している。従来の「近代真宗」の研究は，清澤満之とその思想的到達点とされる「精神主義」を代表的なモデルとして論じる傾向が，大谷派宗門内では強かった。但し，清澤主体の〈近代真宗〉の言説が正統性を獲得したのは，暁烏敏（1877–1954）や曾我量深（1875–1971）を筆頭とする清澤の弟子筋の人々の宗門内での権力が拡張された戦後以降で，戦前までは清澤の所説の評価は不安定であった。しかし，戦後には，清澤が「近代真宗」，引いては近代仏教を代表する仏教者／思想家であるという言説は，自明の前提となり，教団内では宗門に「近代」を齎した「伝統」の創始者として，歴史学や思想史などの学術分野では，日本の近代に即応した宗教思想を開拓した傑物として，清澤は高く評価されていった。本研究は清澤の近代仏教史上での重要性を認めながらも，清澤とその弟子筋の事跡で「近代真宗」を語る傾向を批判し，近角常観という，清澤に大きな影響を受けながらも，異質な宗教運動を展開し，明治後期から昭和初期にかけて一世を風靡した大谷派僧侶と，その信徒たちが描いた信仰の軌跡を読み解いて，近代における仏教の変容を解明しようとした。

第2章では，近角常観の宗教思想の形成過程を跡付けて，宗教運動の生起の過程を論じた。近角は井上円了や清澤からの刺激を受けて，学生時代には哲学の研究に没頭し，宗教を哲学的に根拠づけることに熱心であった。しかし，自己の救済体験を他者に向けて語るという「体験談」の魅力と効力に開眼して，哲学研究一辺倒の姿勢を修正し，体験主義の宗教者としてのアイデンティティを確立していく。体験なくして宗教なし，というのが近角の一貫した思想で，信徒たちにも「体験談」の実践を推奨し，個々の信徒の教化を行なった。宗教体験に対する関心の高まりは，清澤も含めた明治30年代以降の改革的な真宗者たちの間では，広範にみられる現象であったが，近角はその中でも際立つ存在だったと本研究は分析し，伝統仏教の近代知による組み換えを宗教体験の生活史に即して捉え直した。

第3章では，近角の布教戦略について考察する。近角は体験主義による布教戦略を，明治後期以降の

帝都東京において宣布していくにあたって，同時代のキリスト教から多くを学んだ。学生信徒のための寄宿舎経営，彼らの集まりの場の提供，日曜講話，機関誌への体験談の掲載などによって，当時の若者に人気のあったキリスト教（特にプロテスタント）の布教による取り組みから多くを積極的に流用して学生たちからの多大な支持を得ることに成功した。他方で，近角の説く内容は，近世以来の「妙好人」（阿弥陀仏の本願に目覚め救われた市井の人）を理想とするような伝統色の色濃い信心の姿で，キリスト教由来の近代的な実践と，伝統的な信仰との融合の実態を垣間見ることができる。

第4章では，近角の仏教言説の特徴を，同時代の他の宗教（仏教）言説を比較考察して明確化した。近角の提示した真宗における伝統と近代の微妙な重なり合いは，「人格」の概念を率先して用いた同時代の仏教言説に関しても同様に見て取れるという。英語のpersonalityの訳語として，主に倫理学や国民道徳の論者によって明治中後期に日本語に定着した「人格」の概念は，当初から宗教言説との密接な関係性をもった。それは村上専精（むらかみせんしょう）（1851–1929）の仏教史学や姉崎正治（1873–1949）の宗教学に先駆的な事例を見出せる。宗教や仏教を「人格」概念によって近代的に語り直すという方法であった。近角も同じ手法を採用したが，自己の西欧での体験を踏まえ，卑小な自我が絶対的な阿弥陀仏の力で救われるという真宗の伝統的な救済体験を，近代的な言語表現で語り直す志向が顕著であった。

第5章では，近角の男性信徒に焦点をあてて，機関誌『求道』に掲載された体験談の内容分析を行った。信徒には学校教育などで近代知の修練を積んでいる者が多く，知的な訓練によって生じた宗教に対する疑念が，近角の教えで次第に払拭され，転じて絶対他力にひたすら傾倒する心意を受容していくという傾向性がある。信徒の宗教体験には，各自の社会経験の多様性に応じた重層性が見られるが，宗教体験の基底にある信仰のかたちには，一定の共通性があったという。また，近角の教えは，人生上の挫折を経験した人々を，弥陀の他力の観念によって導きながら社会に復帰させていく回復力（レジリアンス）も持ち得ており，真宗の教説が社会で働く人々の内心で機能している具体的な姿が見いだせるという。

第6章では，近角の女性信徒に着目し，彼女たちの内面における信仰の実態を解明した。近角の教えは，男性に比べて社会的に劣位に置かれた女性を，宗教の言葉で力づけ，家族をはじめとする周囲の人間に対して一定の自律性を有する自我の発達を促すことがあった。例えば，同和学園の園母である菅瀬忠子の場合は，「家」の中における宗教的に強い自己意識の確立を齎した。一方，宮沢賢治の妹である宮沢トシの場合は，「家」の信仰をも超出してしまう「私」（自我）の発見を齎した。近角の発した言葉が彼女たちの人生に齎した帰結はそれぞれ異なるが，近代仏教に総じて見られる「家父長的」なジェンダー観とは異なった自律性を育んだことを指摘する。

第7章では，教育機能に注目し，近角の監督下で大正期に行われていた青年仏教徒による仏教日曜学校の意義を考察した。日曜学校の形式はキリスト教の布教戦略を意図的に取り込み，学校教育とは異なる時空で仏教者が「子ども」を教化するという新しい活動で，試行錯誤を経て自らの仏教観や信仰に対する態度を練磨した。彼らの実践には，「青年文化」としての性格が濃厚に見られる。明治大正期の境野黄洋（さかいのこうよう）（1871–1933）の「新仏教運動」，清澤満之の「精神主義」，近角常観の「求道運動」は，近代の改革的仏教運動の特徴を分有していた。明治期の近代仏教運動には，既存の宗門仏教の組織や教理に対する改革的な熱意が強烈にあったが，大正期の青年仏教者の活動では明治期のような対抗心は強くなく，自己の帰属する仏教文化の外延を拡げる傾向が強まったという。

第8章では，教団改革運動を事例として，真宗と国家，仏教と国家の関係について検討している。昭和初期の近角は，諸個人の信仰体験を重視する宗教家，というそれまでの世間的な認知を捨てて政治性

の色濃い運動に乗り出した。それは大谷派の法主，句仏（1875–1943。大谷光演）の僧籍削除問題をうけて開始した「宗門革新運動」で，近角は法主に対する絶対的崇敬心という「古い」信仰を守るために，家制度と家族国家論のような近代日本のイデオロギーを援用するという，伝統と近代を交差させた周到な戦略を採用した。近代の真宗仏教は国家を超えられなかったという通説があるが，近角は自らの譲れない宗教的信念を保守するために，国家に迎合しつつ，国家権力を利用した。ここで提起された真宗と国家，宗教とナショナリズムの相互作用については，より詳細な議論が求められるが，現代社会で生起している問題に対しての先駆的問いかけとして評価されると主張する。

結論では，近代真宗史における「近代」の意味とは何かを再考している。従来の「近代真宗」に関する研究では，担い手の僧侶や宗教者たちの実践が，宗門（教団）にどのように「近代」を齎したか，或いは「近代」の社会や国家とどのように対決したか，という近代主義的な基準で評価されることが多かった。しかし，近角常観による宗教運動を「近代真宗」として新たな言説で語り直す場合には，〈前近代的なるもの〉が〈近代的なるもの〉の装飾を身に纏いつつ再構築し，新たな実践を創造することで近代日本をどう生き抜いてきたのかという，複層的な「近代化」，多層の「近代性」の視座が必要だとする。この視座は近角の宗教運動に顕著だが，清澤満之とその弟子筋やそれ以外の「近代真宗」の担い手の思想や実践の再検討にも，十分に活用出来るという。近角常観を突破口とする「近代真宗」の再考は，近代における仏教の変容の意味を深く追及することに繋がる。

以上が本論文の要旨だが，この論旨には収まり切れない「近代日本における仏教の変容」についての知見を補うために，2つの補論を付け加えて，今後の方向性を示唆している。

補論①では，清澤や近角と関係の深かった新仏教徒同志会の雑誌『新佛教』（1900創刊）の論説から，近代仏教における儀礼論の特色を考察している。一般に，近代の改革的な仏教運動は伝統的な儀礼実践を否定する傾向が強く，新仏教徒も同様である。しかし，儀礼論には同時代の習俗への独特の思想的な言及があり，若き仏教者達が既存の習俗に批判的に向き合いつつ新たな運動を実践した経緯が明らかになる。儀礼の身体行動に関わる慣習の改革によって「個」を確立するという観点や，慣習に対抗して自我としての「個」を確立する等，近代仏教に顕著な「個」の特性が顕れていると主張する。儀礼を中心とする「生きている仏教」の実態に近代仏教がどのような理解を示したかが問われる。

補論②では，民俗学者の五来重の思想を取り上げて，「仏教民俗」の位置づけを考える。五来は，個人の内面的な信仰として仏教を理解し，稠密な教理や高度な思想を重視する近代的な発想に疑問を抱き，仏教を受容する側の普通の人々の現実生活に即した理解を具体的に提示した。五来は「近代仏教」が，近代以降も「前近代」を大きく変化させずに実践してきた身体的・行為的な次元の〈庶民仏教〉に焦点を当て，広い視野を持つ「日本仏教」へと接合する。五来の立場は，仏教を排除して「固有信仰」の発見を目指した柳田國男の学説を相対化し，仏教の受容と変容による混淆的な創造力の歴史的変遷を重視する。近角常観の説教は「報恩講」の延長線上にあり，仏教民俗の様相も強い。

以上，本論文の章ごとに要約を呈示した。本論文に関して，第一に評価したいのは，近角常観を中核に据えて「近代仏教」を読み解くというパイオニアワークに挑んだことである。近角は忘れられた宗教者で，研究はほぼ皆無の状態であった。しかし，近角の活動は，明治末期から昭和初期に，旧制高校や帝大，特に一高・東京帝大や二高・東北帝大などを中心に，青年知識人の思想形成に大きな影響を与えていたことが徐々に明らかになってきた。近角が設立した，東京都文京区本郷の説教所・求道会館と，寄宿舎・求道学舎には，多くの若者が説教を聞きに集まった。その中には，哲学者では，三木清，谷川

徹三，白井成親（しらいなりちか），武内義範などがおり，岩波書店創業者の岩波茂雄も熱心に加わり，文学者では伊藤左千夫や嘉村磯多（かむらいそた）が密接な関係にあった。田辺元（たなべはじめ）の回顧では，近角はキリスト教布教者の内村鑑三や海老名弾正に比すべき存在であった（『田辺元全集』第8巻，1964年，276頁）。求道会館の活動は常観の死後，弟の常音が受け継いだが，常音は1953年に亡くなり，会館は50年間に亘って閉鎖された。しかし，求道会館は武田五一の設計による建築物として1993年に東京都の有形文化財に指定され，修復を経て2002年に一般公開された。その過程で近角常観に関わる1万通に及ぶ書簡が見つかった。その中には宮沢賢治の妹トシ自筆の1915年付けの手紙2通を含む。宮沢一族の書簡は20通で，近角との具体的関係が明らかになった。宮沢賢治は1919年1月に近角を訪問したとされる。宮沢家の宗派は浄土真宗で，賢治は中学4年時に暁烏敏の『歎異抄講話』を読んで感動しており，法華経への帰依は田中智学の国柱会との出会い以後である。求道会館の資料整理は2008年に本格化し，本論文の執筆者は文書整理と目録作成に取り組んできた。本論文にはその成果が十分に生かされ，書簡の読解という一次資料に基づいた近角常観に関する最初の体系的研究として高く評価する。

第二は「近代仏教」という新しい研究分野に果敢に挑戦し，研究の可能性を多次元的に提示したことである。目的は仏教の変容を重視した近代真宗史の書き換えにあり，従来の清澤満之を中心とする「内面」「知性」重視の傾向を，近角常観を中心とする「体験」「実践」の運動へと転回し，エリートと民衆を架橋した近代仏教の可能性を論じた。先行研究を踏まえて思想的展開を考察するだけでなく，新資料の徹底した読解を通じて，修養・道徳・人格など当時の思想の中核概念を析出し，個々の人物に即して論じ，近代化の中での仏教の役割を明確化した。特に「生活者」の視点を取り込むために「体験談」に着目し，伝統的な思想や教説が近代の中で語り直されていく状況を，「宗教伝統に特有の信仰や教説」→「社会の支配的な発想に適合的な概念に依拠」→「再構築されながら世の中に出直していく」の過程を通じて，文脈に応じて構築されていく伝統と近代の相克を鋭く論じている。

第三は近代メディアの活用による宗教の変容についての議論がある。近角常観は，求道会館を活動拠点として，『求道』を出版し，教育を核にして組織化を推し進め，その活用を通じて運動を拡大した実践的宗教者であった。説教の内容は『歎異抄』を中心とした親鸞の教えが中心であったが，近代的に再構築して真宗の独自の「言説空間」を創造し，近代の「妙好人」として，前近代との非連続と連続を意識しつつ生きたという。そして，なぜ明治時代に真宗から数多くの改革派のエリートを輩出して仏教と近代の適合が試みられたかという問い掛けに対しては，原動力としては多元的自力の実践を一元的他力の救済へむけること，救済の文脈の多様性を近代化の過程で積極的に柔軟に活用したことを明らかにし，多層的で複合的な「複数の近代」の在り方を呈示した。

総じて，本論文は「近代仏教」研究の可能性として，混淆と融合による再創造を繰り返してきたことを「近代性」として評価し「日本仏教」として捉え直す視座を確立した。また，近代真宗を中心に「行動する仏教」の可能性，現代でいう「社会参加仏教」Engaged Buddhismが歴史の中で立ち現われてきたことを示した。この二点は現代における仏教の社会的機能のあり方の再考に大きな示唆を与える。

本論文は以上のような評価すべき点を持っているが，幾つかの課題と問題点を残している。

第一は宗教運動を伝統復興運動としてボトムアップで考える視点は評価できるが，本論文はエリートの知識人主体の個人の「救済」論に傾く傾向が強い。事例も，東京帝国大学や日本女子大学を中心とする青年層が多く，近代人の「自我」の問題が鮮明に出る。また，帝都東京での近代仏教というローカリティの枠があって日本全体での一般化は難しい。民俗宗教からの脱出を試みる近代エリートや能動的知

識人だけでなく一般民衆を考慮すべきで，女性の事例は数を増やしての検討が必要である。

第二は宗教概念を自明のものとして使用しすぎる傾向が強い点である。明治大正期の真宗は，西欧の書物を通しての知識を介して徐々に「宗教」として構築され，キリスト教に対する対抗言説となっていったのであり，近代真宗の「宗教」化の過程として一般化する視点が必要である。「日曜学校」などの布教運動において，キリスト教の活動をモデルにしつつも，それを換骨奪胎して戦略的に流用し，「戦術」として活用する中で生じた運動体として近代日本の宗教を見出すべきではなかったか。

第三は同時代の社会的状況との関係性をより詳細に描き出す必要性である。明治末期から大正期にかけては都市と農村の関係が再編成され，故郷を離れた人々が都市に移住し，精神的空白を満たす中で仏教に新たに出会う状況が生じた。こうした「都市仏教」の近代化を探るには当時の社会状況との照応を丹念に行う必要がある。近角常観の詳細な年表を作成し，同時期の宗教・社会・政治の諸現象と対応させ，思想や行動の変化の段階を設定して論じ直すべきであろう。日清日露戦争から大正デモクラシーに至る生活の変容に関する考察の充実も課題である。また，「言説空間」を強調して思想の「系譜学」を論じる場合のキーワードの文献上の初出の明示や頻度数の検討がやや不安定である。

第四は真宗以外の諸宗派の事例を提示して，本論文の事例を相対化する必要性である。真宗は民間習俗を否定し，在家主義を徹底して，妻帯を許容するなど近代性に適合しやすい性格を持つ。明治以前からの連続性を踏まえて近代の超克を行った真宗は他宗派に比して抜きんでていた。但し，葬式仏教ではない「生きられた真宗」に特化して近代仏教を描くことは，考察を特殊化する限界もある。

第五は同時代のアジアとの連関に関する言及があれば，本研究の参照軸が広がったと思われる点である。特にスリランカのアナガーリカ・ダルマパーラ（1864–1933）は重要で，在家主義を強調し，プロテスタント仏教，つまり植民地化への抵抗と既成仏教への対抗という二重の意味の運動を行った。日曜学校の活用，日常倫理への介入，民間信仰の排除，崇拝対象の一元化など共通点も多い。真宗を日本のプロテスタント仏教とする視点もありうるし，植民地体験の有無を通しての比較も可能である。

最後に大きな課題として近角常観を近代思想史や精神史の中にいかに位置付けるかの問題がある。本論文にはない一つの事例を紹介する。日本精神分析学会の初代会長を務めた古澤平作（1897–1968）は，仙台の二高在学時に近角と出会って以来，熱心な信者で，近角の説教は，古澤を介して日本の精神分析学の源泉の一つとなった。古澤は，東北帝国大学医学部助教授の時，仏教の教説をもとに「阿闍世コンプレックス」に関する論文をウィーンにおいて直接にフロイトに提出した。日本人の母子関係に着目した古澤は，フロイトのように父親の厳罰的態度に対する恐怖や反抗から宗教を説明するのでは不十分だと考え，宗教心理の本来のモデルを仏教の阿闍世説話に求めた。古澤の阿闍世説話に関する箇所の大半は近角の著作『懺悔録』の転写である。近角は両親を頻婆娑羅王と韋提希夫人，自身をその子の罪悪深重な阿闍世に喩えて自らの回心体験を語っている。古澤はこれを阿闍世コンプレックス論へと応用していった。また，古澤の精神分析の手法は，患者から分析医に向けられる憎しみという病んだ心を無償の愛でとろかしていくことを治療の眼目としていたが，「とろかし」という言葉の典拠は近角にある。そして，「とろかし」への関わり方の違いを通して，徐々に精神分析を仏教から独立させていった。古澤の中には浄土真宗とフロイトの精神分析が共存していたが，弟子の小此木啓吾や土居健郎は，古澤の宗教性を取り除く方向で，精神分析の理論の確立を試みた。日本の精神分析の流れは，近角を発祥とする「真宗言説」を換骨奪胎して展開した側面があり，土居の「甘え」論をはじめとする思想的意義を十分に解明するには，近角の説教との照合が必須となる（岩田文昭「阿闍世コンプレックスと近角常

観」『臨床精神医学』38–7，2009年，参照)。近角常観は宗教学に止まらず，心理学や教育学の立場からも研究されるべき対象として浮かび上がってきたのであり，この面に注目することによって，近角研究の今後の更なる展開が期待できる。

本論文は，以上のような問題点や課題を残してはいるが，近代仏教研究の新たな領域を開拓した独創的な業績として，博士（社会学）学位の授与に値するものと判断する。

博士（社会学）［平成24年12月12日］

甲　第3775号　楊　　雪

高齢者扶養と高齢期の世代間援助に関する日中比較
―瀋陽市と東京都・横浜市の事例を通して―

論文審査担当者

主　査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員	
	教育学修士	渡辺　秀樹
副　査	慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員	
	博士（社会学）	有末　　賢
副　査	帝京大学文学部教授・元大学院社会学研究科委員	
	社会学修士	平野　敏政
副　査	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授	
	博士（社会学）	藤崎　宏子

内容の要旨

序章　本論文の目的と構成

序章では，本研究の背景と目的を紹介し本論文の構成を説明した。まず，研究の背景として，現代中国都市社会及び日本都市社会には様々な経済・社会変動が起こっており，家族の多様化傾向が議論されてきた。とりわけ「少子高齢化」という人口変動下，どこまで家族が高齢者扶養に責任を持てるのかが重要な課題となっている。

この状況下で，少子高齢化の日本と中国の都市社会において，

①家族ライフスタイルの多様化が見られる社会では，高齢者扶養がどのように行われ，高齢者たちがどのような老後ライフスタイルを選好するのか

②高齢期における世代間の相互援助がどのように行われているのか，

③親の扶養や世代間の相互援助を巡り，親世代・子世代はそれぞれどのような規範を動員し説明するのか

③親の扶養や世代間の相互援助を巡り，家族はどのような主体的選択を取るのか，それはどのようなプロセスを経て「合意達成」に至るのか，

このような問題の解明を主要な課題として，本研究では，瀋陽市に居住している高齢者世代と中年世

代，東京都・横浜市に居住している高齢者世代と中年世代への聞き取り調査で得られた「語り」をデータとして用い，上記の課題の解明を試みる。

日本と中国の高齢者扶養のあり方・世代間関係のあり方を明らかにすること，両国の比較を通して，両国の高齢期の世代間関係の特徴，異なる世代のそれぞれの心性をより当事者の意識に密着して描き出すことが，本研究の目的である。

また，上記の目的のために必要とされる研究の方法は，①日本と中国の老親扶養及び高齢期の世代間関係の特徴を明らかにするために国際比較の研究法を採用する。②グローバル化・個人化の進行により，現代家族は徐々にかつての規範拘束性や集団拘束性から解放され，個人の選択の自由が拡大されていると考えられることから，筆者は家族の意思決定や選択に焦点を置く家族ライフスタイル論的アプローチが本研究に適合する理論的枠組みだと判断した。③具体的な高齢者扶養・世代間援助の分析においては，高齢者世代と中年世代に対するインタビュー調査から得られた「語り」のデータを使用する。質的研究，中でもインタビュー調査を選んだ理由は，調査対象者が語るストーリーを通じ，既存の量的研究で発見していない，或いは説明できない現象の新たな側面を発見する可能性が大きいと判断したからである。とりわけ高齢者とその家族の「選好」「合意達成」を観察するためには当事者による意味づけ・理由付けに注目する必要があると考えた。

本論文は序章と終章を含め，全九章から構成されている。

第一章　家族の多様化と高齢者扶養

第一章では，中国と日本社会における家族変動，家族のライフスタイルの多様化・高齢者のライフスタイルの多様化傾向を世帯構造の変化，女性の教育と職業機会の拡大，ライフコースの多様化や高齢者の居住形態の変化，介護意識の変化及び高齢者の子どもや孫との付き合い方に関する意識の変化等を提示した。しかしながら，離婚率の増加，婚外子，事実婚，同性愛を含む家族の多様化，個人化傾向は，中国の社会学界において，しばしば「家族問題」「家族のリスク」として捉えられ，「婚姻と家族の安定」を「保護すべき対象」としての位置づけが見られる。高齢者扶養に関しても，高齢者の自立を肯定しながら，「家族養老」が社会保障の負担を軽減する重要なセーフティネットとして認識され，今後も家族による老親扶養の機能を重要視し，介護サービスの市場化・社会化の必要性を認めながらも，「家族の養老機能をなるべく維持する」方針が見られた。

筆者は上記の視点と異なり，中国都市家族の多様化傾向を異なる視点で捉える必要を感じた。グローバル化，ポストモダン化，情報化社会の進行につれ，家族の多様化，個人化傾向もますます進行すると考えられる。したがって，家族機能の維持より，家族の自主性と能動性を重要視する視点から，現在の社会変動，家族変動下の高齢者扶養問題を検討すべきだと考える。言い換えれば，家族の老親扶養機能や役割を重視し，家族を「集団」として捉える視点はもはや「多様化」という家族変動下の高齢者扶養を説明しきれないと思われる。他方，「家族ライフスタイル論的アプローチ」は「個」としての高齢者，「個」としての家族に着眼し，高齢者及びその家族―当事者たち―の選択，またそこに現れる当事者たちの意識・価値・規範に焦点を当てる。筆者はこうした家族の能動性や主体性を重要視する視点が現在の高齢者扶養を考察する上で有意義だと考え，それゆえ，本論文において「家族ライフスタイル論的アプローチ」を選択した。

家族ライフスタイルに関する野々山久也や春日井典子等の先行研究の理論的枠組みの知見を受け，本研究における「老後ライフスタイル」を「高齢者の老後生活様式の決定をめぐる当事者たち（高齢者及

びその家族）の共同選択による合意達成過程」と定義した。具体的には，家族成員がどのような社会的資源のもとで，老親扶養や高齢期の世代間援助に対しどのような個人的選好を持ち，他の家族成員と交渉，駆け引き，コミットメント，共感または配慮といった相互作用が行われ，いかに合意を達成したのかを観察することを通して，家族成員間の勢力関係，情緒関係が明確になると考える。

また，「民主的に行われる共同選択，主体性の尊重」を強調する春日井の「ライフスタイル」概念は暗黙のうちに規範を「拘束的なもの」として捉え，「任意性」の対立項として立てていることに対し，本研究では，当事者たちが自分の選好，形成されたライフスタイルに対するすべての動機づけ，理由付け―自分の行為に対する解釈―には，「規範」的要素が含まれていると考える。筆者は，規範が持つ拘束性を否定しないものの，「規範運用」のあり方に選択可能な余地が残されていると考えている。すなわち，支配的な規範が弱体化し，多様な規範が併存する現代社会において，個人は複数の規範の中から選び取り，自分の行為，行動を解釈することができる。また，既存の規範に対する当事者たちの再解釈・再構築を通して，新しい規範の形成可能性も十分考えられる。当事者たちの規範運用・動員のあり方に注目する家族戦略論アプローチや構築主義的アプローチの知見を引き継ぎ，本論文の「老後ライフスタイル」概念は，人々の相互作用の中で形成されていくという観点のもと，交渉，駆け引き，共感，コミットメント，妥協の中における当事者たちの「規範の動員過程」を観察することが，「老後ライフスタイル」を考察する有益な手段だと考える。

第二章　調査の概要

本論文の基本的な問題関心は，高齢者の老後ライフスタイルの形成過程における家族成員間の相互作用，また，高齢者及びその家族たちの「主観的意味づけ」にあり，当事者である人々の経験やそれを語る論理に着目している。1つの老後ライフスタイルの形成をめぐり，個々の家族成員の解釈が必ずしも一致しているとは限らない。こうした問題に対応するため，より多くの当事者の視点を把握し家族ライフスタイルの共同選択過程を観察することは重要である。とりわけ後期家族関係は，それまでの生活経験，前期・中期親子関係の構築に影響される部分も大きく，当事者たちのライフ・ヒストリー全般を通して考察することは妥当だと考えられる。

しかしながら，質的方法を「比較研究」という枠組みで適用しようとすると，さらに「妥当性」の問題が問われると思われる。日本と中国は同じく儒教文化圏に属し，高齢者扶養という文脈では「父系的」「家族扶養」という伝統規範を有していたが，基本的な家族制度が異なる。また，高齢者扶養の責任者も異なるため，伝統規範・文化の類似性への過度な強調を避けたい。とりわけ，近代以降の日本と中国社会は，まったく異なる発展の道を進み，今日において，社会制度，経済，文化，人口変動諸方面において，「類似性」より「異質性」が目立っているといえる。

そうした限界を考慮にいれつつも，本研究が比較を選択することの意義は，むしろ「少子高齢化」「家族の多様化」という現代的な文脈にあると考える。比較することを通し，それぞれの社会における後期家族関係，高齢者扶養の特徴を浮かび上がらせることが筆者の本論文の目的である。また，社会福祉制度がより完備し，ケアの社会化が普及している日本社会の経験から将来の中国の福祉と家族のあり方に何かのヒントを期待する。

1つの社会における行為や意識を理解するのも十分難しいが，異なる社会のそれを比較することはさらに挑戦的である。しかしながら，筆者は，比較の「妥当性」の問題は，質的方法を採用すべきか量的方法を採用すべきかを問うより，両社会の社会制度，経済，文化，人口等諸方面における異同を把握し，

分析する際にそうした異同による影響を丹念に確認することにより，分析結果の妥当性と信頼性を高めるべきだと考えている。さらに，理論的想定を明らかにすることにより，また，得られた知見の理解可能性の範囲を限定しておくことを通して，結論の一般化は目指さないものの，リアリティを備えた議論展開の新しい可能性を期待したい。

第2では，調査地及び調査対象者の状況を概観し，調査の手続き及び調査の方法について詳細に記述した。また，インタビュー・データの取り扱いをめぐり，データの限界に適応する方法を検討した。調査研究過程における手続きの有意関連性を明示することにより，研究の妥当性を高める狙いである。

第三章　現代中国都市における家族変動と人口変動，及び高齢者を取り巻く社会環境

第三章では，中国都市において，社会主義改革と市場経済改革の下での家族変動，人口変動を概観した。また，高齢者を取り巻く社会的環境―年金保障，医療保障，地域政策の改革をレビューし，家族・高齢者扶養をめぐる価値規範を整理した。

1949年に中華人民共和国が成立後，社会主義改革が始まった。「戸口（戸籍）」制度により都市と農村に二元化され，社会移動が厳しく制限され，中国都市社会と農村社会は大きく異なる「2つの社会」となった。1978年以前の計画経済体制の下では，ほぼ全ての都市住民が「単位」に所属していた。そのような「単位」はモノやサービスの生産を行う組織であると同時に，従業員に対する生活保障機能も有していた。

ところが，1979年より開始された経済改革に伴う市場化が急速に進行し，都市の社会構造はこれまでのように個人が「単位」を通して掌握されていた状態から大きく変化した。改革開放政策の中心となった国有企業改革の主要な目標は，市場経済の競争原理の導入によって，企業の生産性と経営能力を高めることにある。そうした社会的潮流の下で，「単位」福祉の運営と維持は企業にとって大きな負担となっていた。今や，住宅分配制度の改革，医療保障，養老保障の社会化に伴い，単位が担っている福祉の機能は弱化し，「単位」福祉制度は崩壊しつつある。「単位」が崩壊後，社会の安定化政策として政府が「社区づくり」を推進した。「社区」は「単位」から切り離される社会福祉サービス機能を引き受け，社区サービスを提供する「住民組織」の性格が益々強くなり，社区サービスの発展と共に社区が機能拡大化してきたことが指摘されている。

家族変動面においては市場経済改革の進展に従い，都市部では産業，企業，職場の条件変化が家族の職業移動や失業経験を増大させ，従来は一部でしか見られなかった夫婦間の所得格差を顕在化させることになった。この流れは国有企業における「下崗」（リストラ）をはじめ，女性の収入機会の低下に現れ，伝統的な性別分業意識と呼応した「近代型」の家族構造ができやすい条件が増した可能性も見られた。新しい産業・職業構造への転換は，若い世代に機会の増大をもたらし，彼らの所得向上は親からの自立度・自由度を拡大する方向に作用するため，「近代型の核家族」を作りやすい基盤になることが予想される。生活水準の向上・消費の拡大とともに「新中間層①」が出現し，新しいライフスタイルへの追求も見られた。他方都市部の高齢者層では，子どもの独立，別居による老夫婦のみの世帯形態（empty nest）や，更に一人暮らし世帯が大量に出現することになった。彼らは別居の子世代と新しい援助関係を形成し，家族以外の援助資源への依存度を高めており，更に近代型のライフスタイルで老後を迎えるパターンを確立しつつある傾向があるといわれる。一方，経済改革がもたらした激しい競争社会の中，高齢者は孫の世話や家事の手伝いの役を担っており，特に「下崗」された子どもに対する生活費の援助等も見られた。

人口変動面においては1979年から都市部において「一人っ子」政策が厳しく実施され，その結果，人口の高齢化も人為的に早められた。

規範面においては政府が「孝行」規範を推奨し，「家族による老親扶養」を法定の義務として位置づけている。しかしながら，社会・家族・人口変動に伴い，「孝行」規範の他に，「男女平等」「子ども中心主義」「個人主義」等新しい価値規範も登場している。

また，高齢者の生活にとり，単位福祉制度の崩壊は最も影響深い。かつて単位が担っていた福祉の機能は，徐々に外部化され始めている。年金や医療等の社会保障改革の進展に伴い，社会保障のカバー範囲が拡大し，大概の都市部の高齢者に生活の基本保障を提供している。社会保障制度改革の転換期には計画経済時代の「単位」制度の影響が依然として大きく，「単位」福祉の存亡は高齢者が獲得できる社会的資源を大きく左右している。高齢者を「単位」福祉維持層と「単位」福祉崩壊層に分けると，維持層と崩壊層の間に年金・医療・住宅・余暇生活等―高齢生活のあらゆる面―における資源の格差が観察された。

第四章　中国都市部における高齢者の老後ライフスタイル形成過程

第四章では，第三章で述べた「インプット②」を背景に家族ライフスタイル論アプローチを用い，老親・子世代の「語り」が揃った9ケースの事例を通し，瀋陽市を中国都市部の一例として高齢者の老後ライフスタイルの形成過程を分析した。個別の事例はそれぞれの特殊性があり親子・夫婦間の認識のズレも見られるものの，瀋陽の事例からわかるのは，伝統的な老親扶養に比べ，現在の中国都市部の高齢者の子どもに対する経済的依存が弱体化した。したがって，高齢者は，自分自身が子どもから「自立」しているという主張が目立つようになっている。とはいえ，現行医療保険制度が不完全なため，「単位」福祉崩壊層の高齢者は病気になった時に経済的負担が大きいと思われる。この場合，老親側も子側も，老親に対する経済的援助を自然に受け入れる。「子どもへの経済的依存」に対する消極的評価が見られず，「孝行」を定義する時，高齢者世代は「経済的援助」を「孝行」の基本として認知する人もおり，「老親扶養」の経済的意味合いは残存していると言える。

介護や病気のときの看病といった面において，子どもの役割は依然として大きいと言える。公的介護福祉制度がないため，介護は依然として「私」の領域で解決しなければならない。現在の高齢者世代は子ども数が多く，また，家族扶養の慣習の影響で，公的介護福祉の充実に対する申し立てより，「私的領域で解決する」ことを当然視する一面がうかがえた。中年世代の「老人ホーム」に対する意識には変化が見られるものの，高齢者世代には，依然として「家族のいない高齢者の行く場所」「仕方がなく行く場所」として認知され，「福祉」というよりは「救済」的なイメージが強いために，「施設」よりも「在宅」の選好が語られた。とはいえ，「老親は家族で看取る」ことへのこだわりは必ずしも強いとは言えない。瀋陽の事例では，老親が病気で看病が必要になる時，子どもと配偶者が輪番で看病するスタイルは最も普遍的に見られたが，その一方で，経済的余裕のある家族は，看病のヘルパーを雇って実際の介護労働をしてもらい，家族は「コーディネーター」として動く事例も典型的なパターンとして確認された。さらに，高齢者の日常的な世話が必要となる場合，住み込みヘルパーの利用が目立ち，とりわけ「単位」福祉維持層の高齢者の事例においてこの傾向は強い。このことから，都市部の高齢者とその家族は，外部介護サービスの利用に対する抵抗がほとんどないことが分かった。

「孝行」に対する肯定的な評価，「子どもは老親の面倒をみるべきだ」ということを当然視する調査対象者の意識から，伝統的な孝行規範の影響の強さが伺えた。とはいえ，「老親の面倒をみる」ことの内

容と手段に対し，新しい解釈の傾向が見られた。まず，高齢者の「語り」を見ると，孝行規範を肯定しながら，この規範を利用して子どもからの援助を主張する高齢者は比較的少ない。大多数の高齢者は子どもの状況を優先的に考慮し，「子どもに迷惑をかけたくない」理由に自身の「自立」を強調する。「老いた人より，未来がある次の世代が重要だ」という価値は，中年の子世代より高齢の親世代のほうが動員し，「下の世代」に優位を与える意識が読み取れた。「世代の継続」を重視する伝統家族規範は，「一人っ子」政策の影響で子ども1人に集中することになっており，「子ども中心主義」的価値が見られた。と同時に，「男子こそ，世代を継続することができる」「重男軽女」の父系伝承規範は弱体化しつつありながら，都市部において依然として相続や結婚に関する習俗面にその影響力を見せつけた。

高齢者から子どもへの経済的・非経済的援助も多く見られた。「下崗」された子への経済的援助，子どもが住宅を購入する際の資金援助，孫の教育費の援助の他，多様な経済的援助が見られ，その動機には「子ども側のニーズ」が強調され，「老親が子どもを助けるべき」「子どもはいつまでも子ども」，と子どもへの配慮が主な理由としてあげられ，「成人子が独立する存在」という意識が見てとれなかった。子どもへの育児援助も普遍的に存在し，高齢者世代だけでなく，彼らの中高年の子どもの多くも自分の成人子の育児を手伝っている。共働きが主流である中国都市部において，育児における老親の援助は共働き夫婦にとり，重要なサポートネットワークとして機能していると思われる。「育児は祖父母の責任」として認知され，老親側の「親」・「援助者」としてのアイデンティティが確認された。同時に，育児を通して子世代・孫世代とのコミュニケーション，日常的交流も頻繁であり，高齢者世代にとっても大いに「精神的な支え」となる一面も伺える。

総じて，瀋陽において，親世代は中高年期から子どもと互恵的な世代間関係を構築し，親子双方は利他的規範を動員し，お互いに「老親に対する責任」・「子どもに対する責任」を強調し，「家族員の間では利益の計算をすべきでない」価値を最も強調する。それゆえ，「能力のある家族員は他の家族員を助けるべき」という価値の動員やそれに対する肯定的な評価が多く，親子間だけでなく，成人したきょうだい間の相互援助にも積極的な意味付与が与えられた。家族形態上，核家族が主流になっている瀋陽において「小家族の利益ばかり重視する」ことに対する否定的なイメージが観察された。言い換えれば，家族に関する価値意識面において，家族・親族ネットワークの助け合いが重要視され，「核家族」という家族形態を超える「家族の境界線」が見られた。

第五章　現代日本における家族変動と人口変動，及び高齢者を取り巻く社会環境

第五章では，戦後日本における家族変動，人口変動を概観した。また，高齢者を取り巻く社会的環境―年金保障，医療保障，介護保険制度，地域福祉の沿革をレビューし，家族・高齢者扶養をめぐる価値規範を整理した。

日本においては1980年代から高齢者の生活費において公的年金が中心的位置を占めるようになり，2000年の介護保険制度の実施により高齢者の老後介護ニーズを満足するための社会的資源がさらに豊富になっている。

家族変動面においては戦後の民法改正を受け，「家」に変わって「一組の夫婦とその子どもたち」を基本単位とする核家族が新しい家族モデルとして提示された。このような構造変化とともに家族理念の転換もみられた。家族に平等主義を導入し，結婚の概念は家長の決定権の下にある家族間の連合から2人の個人の結合へと変化し，夫婦家族が理想的選択肢として浮上した。高度成長という大きな社会変化の中，産業の構造が転換し，サラリーマン家庭の増加に伴い女性は「主婦化」した。「近代化」という

社会変化とともに家内領域／公共領域が分離し，「男性は雇用労働，女性は家事労働」という性別分業が形成され，子供に対する「ケア」役割は母親へ集中した。家族愛が強調されて規範となる一方，家族の絆の強化は家族の閉鎖性を高め，他人を排除し外部から孤立した家族を誕生させた。しかし，核家族率の上昇は拡大家族世帯の減少を意味しなかった。直系家族制規範の下で長男夫婦が親と同居し，それ以外のきょうだい（次・三男や娘）は都市に移動し，核家族を作っていた。子の結婚時に子と同居した親の比率は低下したとはいえ，並行して途中同居の傾向も目立ってきていた。さらに，脱近代化の過程において，日本は出生率の低下，離婚数及び離婚率の増加，晩婚化などの人口学的変化では欧米諸国に引けをとらないものの，M字就労のパターンは崩れず，「脱近代的性別役割分業」への動きは停滞しているといえ，欧米社会と異なる方向を示した。人口変動面においては合計特殊出生率は1950年以降急激に低下し，少子高齢化が急速に進んでいる。規範面においては1980年代まで政府による「孝行」規範の動員が見られるが，1990年代以降，「介護の社会化・脱家族化」理念が政府によって推進されている。近代家族規範，直系家族の長男扶養規範，「介護は家族だけの責任ではない」価値，「個人・主体性の尊重」理念が現在の日本都市部に並存している。

第六章　日本都市部における高齢者の老後ライフスタイル形成過程

第六章では，第五章で整理した「インプット」を背景に，代表性があると思われる10ケースの事例③を選択し，東京・横浜における高齢者の老後ライフスタイルの形成過程，及び中年世代の介護経験に関する「語り」に基づく介護ライフスタイルの形成過程を分析した。高齢者を取りまく社会環境・資源面において，日本の年金，医療等社会福祉制度は中国都市部のそれより成熟し，経済面での高齢者の「自立」がより達成されており，高齢者の経済的扶養は「社会福祉に依存」「子どもから自立」の意識が高齢者・中年世代両方に共有され，高齢者の老後ライフスタイルの構築に必要な経済的資源は，主に老親の財産範囲内で考えられる。また，瀋陽市の事例と比べ子どもから老親への経済的援助が少ないだけでなく，老親から子どもへの経済的援助も少ない。瀋陽のように「家族員の間では，利益の計算をすべきでない」という価値が動員されず，「親」と「子ども家族」はお互いに独立する存在であるという認識がより浸透している。経済的援助のみならず，子育てにおける老親から子どもへの援助もより少ない。とりわけ高齢者側の「語り」から，子どもの子育てに対し，「子どもの育児方針の尊重」「コンフリクトを避けるために，意見を言うことを遠慮する」立場が読み取れた。その背景には，戦後の日本社会において，近代家族の性別役割分担や「育児は母親の責任」という価値規範の普遍化が考えられ，世代間援助全般において，瀋陽と比べ，東京・横浜では，親と既婚子の世代間関係はより独立したもので，世代間の相互援助が少なく，核家族規範の浸透は瀋陽のそれより強いと思われる。

とは言え，介護面において老親側に介護のニーズが生じた場合，子どもから老親への介護援助は依然として重要だと思われる。社会的介護サービスの利用があっても，「コーディネーター」として機能する子どもの役割を無視することができない。中年世代の介護動機には，「老親側のニーズ」―現実に対応する必要性―，または「親への愛情」が主にあげられ，「規範」が持つ強制的な拘束力より「自発的感情」だと認知される。瀋陽の中年世代ほど老親扶養を「子どもの当然の義務・責任」と強調しないが，「自立できなくなる老親を放っておくことができない」―中年世代側の老親介護に対する責任意識―が見られた。さらに，高齢者世代にも中年世代にも「子どもに期待しない」という主張が多く見られる中，中年世代の「語り」から子ども（とりわけ長男）との同居や子どもの介護を期待する老親の姿も確認され，親子間に認識のズレがある可能性が暗示された。

また，瀋陽の事例では世代間交流・世代間援助が頻繁でありながら，老親側も子側も同居を選好せず，むしろ「同居による葛藤を防ぐために別居したほうが良い」という主張が多く見られた。瀋陽の場合，子どもが住宅を購入する時，「老親との近居」を考慮することが要素の1つであり，「近居」への選好が多いため，老親と子どもは近い距離に別居し，老親による子に対する育児の援助や子による老親に対する買い物や家事の援助は「通い」で行われている。つまり，同居か否かの世代間援助に対する影響はそれほど重要ではないと思われる。それに対し，東京・横浜の事例では同居か否かが高齢期の世代間援助，世代間交流の重要な要素だと思われ，老親側の同居への選好も少数でありながら確認された。東京・横浜の老親は，別居した子との交流が比較的少なく，同じく首都圏に住んでいる子と会う頻度は月に1回～年に数回程度が最も普通である。いずれの社会の高齢者も子どもとの関係に関して「距離のある親密さ」を「理想的」だと考えるが，「距離」と「交流頻度」に対する選好はそれぞれ異なると思われる。

長年を通して「互恵」·「互酬」的な世代間関係を構築した中国の事例と比較すると，東京・横浜の事例の場合，調査した世代では「核家族規範」が浸透し，「核家族の孤立性」が伺える。それゆえ，介護が必要になる場合も，老親はそれまでお互いに独立していた子に対し，援助を求めるタイミングに躊躇いを感じる可能性がある。一方，子側も老親の介護を引き受けてから，それまで日常的交流が頻繁でなかった老親からの「突然の依存」や生活リズムの変化に介護ストレスを感じる場合があり，とりわけ「途中同居」の場合，親子関係に葛藤が生じる危険性も伴っている。

第七章　老後ライフスタイルの構築：日中比較における共通性と多様性

第七章では，第四章と第六章で検討した事例を踏まえ，更なる事例を加えながら，高齢者の老後ライフスタイルの形成過程に見られた日中都市社会における高齢期の世代間関係の共通性と多様性を検討した。共通性に関しては日中都市社会において高齢者の子どもに対する老後の期待は経済的援助や介護より「情緒的なもの」への期待が多く語られ，子側の都合に対する配慮から外部介護サービスへの利用が積極的であることが挙げられる。

多様性に関しては「同居」に対する意味づけ，家族間の役割分担の原則，核家族規範の浸透の度合い，ジェンダーと扶養・相続の関係，「孝行」規範に対する解釈等の面において確認された。「同居」に対する意味づけや核家族規範の浸透の度合いについてすでに述べたため，ここでは家族間の役割分担の原則及びジェンダーと扶養・相続の関係を中心に述べていく。

まず，子どもの中で誰が経済的援助，介護等の老親への援助をするのか，すなわち，老親扶養における家族の中の「責任者」の問題に関し，かつては「息子の責任」だと認識されていた老親扶養が，現在の中国都市部において，世代を問わず「子ども全員の責任」だと見なされていることが明らかになった。ここから，父系優位の扶養意識が弱体化し，伝統的老親扶養意識の変容が確認できた。血縁の子どもが老親扶養の「責任者」だと思われ，嫁や婿―いわゆる「外姓人」―は義親の扶養・介護において，「付属的な援助者」として位置付けられる傾向が確認された。さらに，きょうだい間の役割分担に関しても，「責任は子ども全員平等に」という認識の上で，「お金があればお金を出す，力があれば力を出す」といった能力に準ずる「能力主義」的なスタイルが選好される。子どもの中でリーダー的役割を果たす「主な責任者」の形成には，「長子」（長男または長女）アイデンティティを持つ子が積極的に「リーダー役」を引き受ける他，子どもの中でもっとも経済的能力があり，老親へもっとも援助する三女や四女がリーダー的役割を果たすスタイルも確認された。つまり，出生順やジェンダーより，老親へもっともコ

ミットメントした子がリーダーとして承認される。「老親扶養を最も優先すべき」という規範が動員される他,「家族間で利益の計算をするべきではない」といった家族価値を理由付けとして,経済的状況・身体的状況の悪いきょうだいへの配慮も語られた。さらに,「主な責任者」「リーダー」がいることは,必ずしも他の子どもが老親に対する援助が少ないことを意味しているわけではない。「個人状況を配慮する上での血縁子の平等負担」が基本的な分担原則になっている。

東京・横浜の高齢者は同年齢層の瀋陽の高齢者と比べ,子ども数が比較的少ないといった人口学的要因からも子どもから援助を獲得する潜在的可能性は低いことが考えられる。しかしながら,日本における伝統的な扶養規範は「長男家族による同居扶養」というスタイルであり,瀋陽市の事例と比べ,東京・横浜では多くの場合,配偶者または子どもの中の一人が介護の負担を担い,他の家族から主要介護者への支援が限られていると思われる。自立できない老親の介護ライフスタイルの決定に当たり,主となる介護者に任せ,「介護していないため,干渉もしない」という他の子の態度が見られた。子世代におけるきょうだいの役割分担が「全員制」である瀋陽に対し,東京・横浜では「代表制」の特徴が見られた。

さらに,家族内の介護者がほとんど女性であることも,東京・横浜事例の特徴だと言える。たしかに長男扶養規範（長男の嫁が義理親の介護をする）が緩和しつつある。しかしながら,高齢者世代は子どもに老後期待を持たない理由として「嫁がかわいそう」をあげており,そこには介護者は「息子」ではなく「嫁」であるという暗黙の認識が反映されているのである。同時に,「息子より娘のほうが頼みやすい」という老親側の態度から高齢者の「娘」への介護期待が確認され,「嫁」より「娘」―義子より実子への選好が見られた。東京・横浜の中年世代調査対象者は,1/3の人は義親の介護と実親の介護という二重の負担を経験しており,介護におけるジェンダー格差が見られた。中年女性は専業主婦のアイデンティティを形成しており,老親介護―家庭内の仕事―は「自分の責任」だと認知する傾向がある。また,実親の介護ライフスタイルの選択は,本人が最終的な決定権をもつが,義親の介護ライススタイルの決定に関しては,夫の意見の優位性が見られ,老親介護が中年世代の夫婦間の勢力関係に対する影響も見られた。たとえば,義親の介護に負担を感じるものの,夫が選好する介護ライフスタイルに反対の意見を主張できず,夫への妥協や,逆に,妻は義親を見ることにより,夫との交渉・駆け引きを通して家族生活の他方面におけるバーゲニングパワーを獲得する可能性が示された。

以上のように,介護の分担において,瀋陽では「実子の平等負担」,東京・横浜では「嫁か娘が負担」という構図が見られ,一見中国都市部においてジェンダー平等がより達成されているように見られる。しかし,扶養と相続の関係を含めて見ると一層複雑になる。いずれの社会においても,伝統的家族扶養・相続規範の下,「扶養」と「相続」を「義務」と「権利」の結合として認識することができるが,現在の扶養と相続はスタイルが多様化するとともに,「別のもの」として考えられている傾向が見られた。東京・横浜では,相続をめぐり,実子たちがそれぞれ異なる規範を動員し,自分の利益を主張する合意達成の過程が見られた。このプロセスの中,主な介護者である「嫁」は介護しなかった実子と比べ,相続権利において不利な位置づけにあり,「介護したのに評価されない」という不満があるものの,「葛藤の回避」を理由に妥協する例が観察された。また,瀋陽では,扶養は「ジェンダーを問わない平等負担」であるものの,相続における「息子」の優位性が主張され,息子だけでなく,娘たちも「重男軽女」規範を持つ老親の教育により,この規範を内面化している。相続に関して意識的に男性きょうだいを優先する認識が確認され,「きょうだい間で利益の計算をすべきではない」価値と相まって,女性

の積極的な妥協が見られた。つまり，いずれの社会においても，実子の均分相続は法律によって決まっているが，相続をめぐるきょうだい間の合意達成は，介護した女性の「妥協」が強いられる構造的要素が潜んでいると言える。

終章　研究のまとめと今後の課題

終章では，これまでの議論を総括し，得られた結論を提示した。重複することになるが，結論として，中国都市部の高齢者扶養は日本と比べ社会的資源面においてまだ不十分なものの，高齢者自身の「自立」「子どもに頼らない」意識が日本の高齢者と類似し，「子どもに迷惑をかけたくない」心性に由来するものだと考えられる。とりわけ介護ライフスタイルの選択は「家族で看取る」ことへのこだわりが強いと言えず，むしろ外部介護サービスの利用に対する積極的な態度が見られた。一方，家族の役割・家族内部の役割分担に対する意識は日中の差が明確に見られた。中国都市部において世代を問わず老親扶養を「子の当然の責任」と認識し，老親扶養規範は依然として強い影響力を見せた。役割分担の原則は「子ども全員が平等な責任」「血縁の子が主な責任者」と認知され，従来父系優位の規範の弱体化が確認できた。それに対し，日本の老親扶養意識は「責任・義務」という規範拘束力的性格が弱まっており，従来の「長男扶養規範」が弱体化することにより老親扶養・介護の責任者が曖昧になっている。役割分担の原則は「女性（嫁あるいは娘）が主な介護者」「主な介護者以外の子どもは介護スタイルの決定に参加・干渉しない」という意識がみられ，家族内部の負担の不平等が問題だと考えられる。

本論文の意義は，第一に，日本と中国の事例の比較を通して両社会の高齢者扶養に関する高齢者とその家族の心性を解明することにある。単一社会の社会変動に伴う家族変動という「縦」の変動だけでなく，他の社会との「横」の比較を通してそれぞれの社会の特徴を解明するには有益だと考えられる。第二に，第一章で述べたように，中国において「多様化」という家族変動はしばしば「家族問題」「家族のリスク」と見なされ，家族を「集団」として捉え家族の老親扶養機能・役割を維持しようとする立場が主流である。本論文はそれらの先行研究と異なり，家族の能動性や当事者の意識に注目する視点で「中国都市部の高齢者扶養」という命題にアプローチした。高齢者とその家族たちの意思決定・選択に焦点を置くため，個々の家族員がそれぞれ生活主体として家族生活の創造や形成に積極的に参画する点に着眼する「家族ライフスタイル論アプローチ」を採用した。この理論的枠組み自体は比較的新しいもので，既存の先行研究が多いとは言えず，本論文は「家族ライフスタイル論アプローチ」を用いる実証研究として位置づけたい。大多数の事例は1つの家族にある親子・夫婦の「語り」を得ており，老後ライフスタイル・介護ライフスタイルの形成における合意達成を異なる角度から分析していることである。

また，本論文の限界について，第一に，データの限界，第二に，中年世代が自身の老後―今後の高齢者扶養―に関する選好や彼らの子世代の視点が含まれていない，第三に，社会福祉と家族の関係に関する議論が欠如している，が挙げられる。これらの限界を踏まえ，「多様化」という家族変動の時代における高齢者扶養のさらなる変容及び個人・家族・コミュニティ・公的支援の連携のあり方を今後の課題とする。

①「新中間層」または「中間層」の概念はさまざまであるが，概ね「中等教育以上の学歴」，「中等以上の収入水準」「ホワイトカラー」と言った特徴に集中している（李，2011）。さらに，「中等収入者」の基準は，世帯年収5.37万–16万元，または個人年収3.4万-10万元とされている（孫，2011）。

②ここの「インプット」とは，家族ライフスタイル論アプローチの専門用語で，「生活環境の情報」（資源，規範，社会構造，役割，経験等）を指している（春日井・片岡，2001: 395）。

③多様性の視点から，それぞれ異なる老後ライフスタイル（老夫婦2人暮らし，高齢期の事実婚，離別で一人暮らしの高齢女性，子どもと同居，子どもと近居），介護ライフスタイル（同居→近居→施設，同居介護，通い→施設介護，遠距離介護，実親・義親の二重介護）の事例を選択した。

論文審査要旨

本論文の構成

本論文は，日本と中国の高齢者扶養のあり方・高齢期の世代間関係のあり方を，当事者の意識に密着して描き出すことを目的としている。日本では東京と横浜，中国では瀋陽で，高齢者とその子どもに相当する中年世代を対象に実施した詳細なインタビュー結果を対比的に検討して，その特徴を明らかにしようとするものである。

論文の構成は，以下の通りである。

序章　本論文の目的と構成
　第一節　研究の動機と目的
　第二節　本論文の構成
家族の多様化と高齢者扶養
　第一節　日本と中国都市社会における家族ライフスタイルの多様化
　　第一項　家族ライフスタイルの多様化
　　第二項　高齢者のライフスタイルの多様化
　　第三項　「個としての高齢者」「主体性の尊重」の視点
　第二節　家族ライフスタイルという視点
　　第一項　「多様化」という家族変動の捉え方
　　第二項　家族ライフスタイル論アプローチ
　　第三項　「介護ライフスタイル」の実証研究
　　第四項　本論文における「老後ライフスタイル」という概念
　第三節　日中都市家族の比較―質的アプローチから―
　　第一項　質的データを用いた家族に関する国際比較研究
　　第二項　質的研究を選択した意義と限界
調査の概要
　調査地の概況と調査対象者プロフィール
　　第一項　調査地の概況
　　第二項　調査対象者のプロフィール
　調査の手続き
瀋陽におけるインタビュー調査の流れ
東京・横浜におけるインタビュー調査の流れ
調査方法と本調査の限界
調査の方法
本調査の限界

現代中国都市における家族変動と人口変動，及び高齢者を取り巻く社会環境
社会主義改革・市場経済化・グローバル化と中国都市部の家族変動
　第一項　社会主義改革と中国都市家族
　第二項　市場経済改革・グローバル化と中国都市家族
中国における人口変動：急激な人口増加，「一人っ子」政策と高齢化の進展
　第一項　現代中国における人口変動
　第二項　「一人っ子」政策の実施とその影響
　第三項　高齢化の進展
第三節　高齢者を取り巻く社会環境―都市部の年金・医療・社区（コミュニティ）
　第一項　養老保障制度の改革
　第二項　医療保険制度の改革
　第三項　地域福祉―「社区服務（コミュニティサービス）」の発展
第四節　高齢者扶養を巡る価値の多様化
　第一項　「孝」文化と世代間扶養の原理
　第二項　多様化する家族に関する価値と規範
第五節　「単位」福祉維持層と「単位」福祉崩壊層の資源の差
中国都市部における高齢者の老後ライフスタイル形成過程
第一節　周さんの老後ライフスタイルの形成過程
第二節　方さんの老後ライフスタイルの形成過程
第三節　馬さんの老後ライフスタイルの形成過程
第四節　趙さんの老後ライフスタイルの形成過程
第五節　商さんの老後ライフスタイルの形成過程
第六節　江さんの老後ライフスタイルの形成過程
第七節　任さんの老後ライフスタイルの形成過程
第八節　李さんの老後ライフスタイルの形成過程
第九節　蔡さんの老後ライフスタイルの形成過程
第五章　現代日本における家族変動と人口変動，及び高齢者を取り巻く社会環境
第一節　戦後日本における家族変動・人口変動
　第一項　戦後日本における家族変動
　第二項　戦後日本における人口変動
第二節　高齢者を取り巻く社会環境―年金・医療・介護・地域
　第一項　戦後における年金・医療制度
　第二項　介護政策のあゆみ
　第三項　コミュニティ・地域の役割
第三節　高齢者扶養をめぐる価値の多様化：家父長制，近代家族及び家族の多様化
第六章　日本都市部における高齢者の老後ライフスタイル形成過程
第一節　井口さんの老後ライフスタイルの形成過程
第二節　野口さんの老後ライフスタイルの形成過程

第三節　伊藤さんの老後ライフスタイルの形成過程
第四節　吉田さんの老後ライフスタイルの形成過程
第五節　河口さんの老後ライフスタイルの形成過程
第六節　田口さんの介護ライフスタイル:「独立」した世代間関係から「互助・互恵」の世代間関係構築へ
第七節　坂上さんの介護ライフスタイル:「意識」と「行動」のズレへの適応
第八節　東野さんの介護ライフスタイル:「長男」「長女」が中心となる介護
第九節　菊池さんの介護ライフスタイル: 別居の実親の介護の「協力者」, 義母と中途同居で「主な家族介護者」
第十節　夏目さんの介護ライフスタイル: 義母の介護と実母の介護の二重負担の挟間で
第七章　老後ライフスタイルの構築: 日中比較における共通性と多様性
第一節　「子どもに迷惑をかけない」意識の裏側: 子側の都合を優先する老後ライフスタイルの構築
第一項　子どもに対する期待の内容: 何を期待し, 何を期待しないのか
第二項　老後の介護ニーズに対する適応: 介護サービスの利用
第三項　子ども側からみる「老親の期待」
第二節　高齢期の世代間関係の構築
第一項　高齢期の世代間関係の構築: 高齢者から子どもへの援助を中心に
第二項　きょうだい間の役割分担: 全員制VS代表制
第三項　主観的家族の境界線
第三節　ジェンダーと老後ライフスタイル
第一項　ジェンダーと高齢者扶養
第二項　ジェンダーと老親から子どもへの援助・相続
第三項　ジェンダー差をもたらした要因:「稼ぎ手アイデンティティ」VS「主婦アイデンティティ
第四節　「孝行」と老後ライフスタイル: 規範としての「孝行」・実践としての「孝行」
第一項　高齢者世代が持つ「孝行」のイメージ
第二項　中年世代が持つ「孝行」のイメージ
第三項　「孝行」規範と高齢者の老後ライフスタイル・介護ライフスタイル
終章　研究のまとめと今後の課題
第一節　研究のまとめと本論文の意義
第二節　本論文の限界と今後の課題
参考文献

本論文の概要

本論文は序章と終章を含め, 全九章から構成されている。

序章では, 本研究の背景と目的および本論文の構成を述べる。研究の背景として, 現代中国都市社会及び日本都市社会には様々な経済・社会変動が起こっており, 家族の多様化傾向が議論されてきた。とりわけ「少子高齢化」という人口変動下, どこまで家族が高齢者扶養に責任を持てるのかが重要な課題となっている。本研究はこうした社会変動・人口変動・家族変動のもと, 日本と中国の高齢者扶養のあり

方・世代間関係のあり方を解明し，両国の比較を通して両国の高齢期の世代間関係の特徴，異なる世代のそれぞれの心性を当事者の意識に密着して描き出すことを目的としている。

第一章では，中国と日本社会における家族変動，家族のライフスタイルの多様化・高齢者のライフスタイルの多様化傾向を世帯構造の変化や高齢者の居住形態の変化等を通して提示している。ライフスタイルの選択の自由が拡大し，「多様化」という家族変動下の高齢者扶養を研究するために，家族の主観性や個人の主体性に注目する「家族ライフスタイル」アプローチが有効だと考える。家族ライフスタイルに関する先行研究の理論的枠組みを検討し，本研究における「老後ライフスタイル」を「高齢者の老後生活様式の決定をめぐる当事者たち（高齢者及びその家族）の共同選択による合意達成過程」と定義する。具体的には，家族成員がどのような社会的資源のもとで，老親扶養や高齢期の世代間援助に対してどのような個人的選好を持ち，他の家族成員と交渉，駆け引き，コミットメント，共感または配慮といった相互作用はどのように行われ，いかに合意を達成したのかを観察することを通して，家族成員間の勢力関係，情緒関係が明確になると考える。また，家族戦略論アプローチや構築主義的アプローチの知見を受け，老後ライフスタイルの形成過程における当事者たちの規範運用・動員のあり方に注目する。

第二章では，調査地及び調査対象者の状況を概観し，調査の手続き及び調査の方法について述べられる。また，インタビュー・データの取り扱いをめぐり，データの限界に適応する方法を検討している。ライフスタイルの形成は常に変化を伴う力動的な過程であるため，家族成員間の相互作用，また，高齢者及びその家族たちの「主観的意味づけ」―当事者の視点―を把握するために，聞き取り調査を通して当事者の口から語られる「ストーリー」や選択・決断に対する解釈・理由付けを考察することが妥当だとする。とりわけ老後ライフスタイルの形成には後期家族関係だけでなく，それまでの生活経験や前期・中期親子関係に影響される部分も大きく，当事者たちのライフ・ヒストリー全般を了解することが重要だとしている。

第三章では，社会主義改革と市場経済改革の下での中国都市部における家族変動，人口変動を概観する。また，高齢者を取り巻く社会的環境―年金保障，医療保障，地域政策の改革をレビューし，家族・高齢者扶養をめぐる価値規範を整理している。社会保障改革の進展に伴い，社会保障のカバー範囲が拡大し，多くの都市部の高齢者に生活の基本保障を提供している。社会保障制度改革の転換期には計画経済時代の「単位」制度の影響が依然として大きく，「単位」福祉の存亡は高齢者が獲得できる社会的資源を大きく左右している。高齢者を「単位」福祉維持層と「単位」福祉崩壊層に分けると，維持層と崩壊層の間に年金・医療・住宅・余暇生活等―高齢生活のあらゆる面―における資源の格差が観察された。規範面において，政府が「孝行」規範を推奨し，「家族による老親扶養」を法定の義務として位置づけている。「孝行」規範の他に，「男女平等」「子ども中心主義」「個人主義」など新しい価値規範が登場している。

第四章では，第三章で述べた「インプット」（「生活環境の情報」；資源，規範，社会構造，役割，経験等）を背景に家族ライフスタイル論アプローチを用い，老親・子世代の「語り」が揃った9ケースの事例を通し，瀋陽市を中国都市部の一例として高齢者の老後ライフスタイルの形成過程を分析している。個別の事例はそれぞれの特殊性があり親子・夫婦間の認識のズレも見られるものの，親子・きょうだい間の助け合い，老親扶養規範への肯定的な態度はいずれの世代にも確認された。子世代は老親世代より「老親のニーズの優位性」を強調し，老親世代は「孝行」規範を肯定するにも関わらずそれを動員して子どもからの援助を要求せず，むしろ老親が子どもに対する「責任」を強調する。親子双方が利他

的な規範を動員し，核家族の境界線を超える「家族」全体の利益を追求する心性を見出している。

第五章では，戦後日本における家族変動，人口変動を概観している。また，高齢者を取り巻く社会的環境―年金保障，医療保障，介護保険制度，地域福祉の沿革をレビューし，家族・高齢者扶養をめぐる価値規範を整理した。1980年代から高齢者の生活費において公的年金が中心的位置を占めるようになり，2000年の介護保険制度の実施により高齢者の老後介護ニーズを満足するための社会的資源がさらに豊富になっている。規範面において，1980年代まで政府による「孝行」規範の動員が見られるが，1990年代以降，「介護の社会化・脱家族化」理念が政府によって推進されている。近代家族規範，直系家族の長男扶養規範，「介護は家族だけの責任ではない」価値，「個人・主体性の尊重」理念が現在の日本都市部に並存している。

第六章では，第五章で整理した「インプット」を背景に，代表性があると思われる10ケースの事例を選択し，東京・横浜における高齢者の老後ライフスタイルの形成過程，及び中年世代の介護経験に関する「語り」に基づく介護ライフスタイルの形成過程を分析している。高齢者世代と中年世代の調査対象者は実の親子でないため認識のズレを確認することが困難であるが，とりわけ中年世代の「語り」から「子どもへの期待」に対する親子間の認識の差が確認された。瀋陽の後期世代間関係と比べ，東京・横浜の高齢者世代・中年世代は世代間の「独立」意識がより強く，高齢者側は子どもへの援助に「遠慮」「干渉しない」気持ちが見られ，中年世代側もそれまで別々に生活し世代間交流が頻繁でない老親の介護を引き受ける際，親子関係の再構築に適応する困難さが感じられた。

第七章では，第四章と第六章で検討した事例を踏まえ，更なる事例を加えながら，高齢者の老後ライフスタイルの形成過程に見られた日中都市社会における高齢期の世代間関係の共通性と多様性を検討している。共通性に関し，日中都市社会において高齢者の子どもに対する老後の期待は経済的援助や介護より「情緒的なもの」への期待が多く語られ，子側の都合に対する配慮から外部介護サービスへの利用が積極的であることが挙げられる。多様性に関し，「同居」に対する意味づけ，家族間の役割分担の原則，核家族規範の浸透の度合い，ジェンダーと扶養・相続の関係，「孝行」規範に対する解釈等の面において確認された。

終章では，これまでの議論を総括し，得られた結論を提示している。結論として，中国都市部の高齢者扶養は日本と比べ社会的資源面においてまだ不十分なものの，高齢者自身の「自立」や「子どもに頼らない」意識が日本の高齢者と類似し，「子どもに迷惑をかけたくない」心性に由来するものだと考えられる。とりわけ介護ライフスタイルの選択は「家族で看取る」ことへのこだわりが強いと言えず，むしろ外部介護サービスの利用に対する積極的な態度が見られた。一方，家族の役割・家族内部の役割分担には日中の明らかな差を見いだしている。中国都市部において世代を問わず老親扶養を「子の当然の責任」と認識し，老親扶養規範は依然として強い影響力を見せた。役割分担の原則は「子ども全員が平等な責任」「血縁の子が主な責任者」と認知され，父系優位の規範の弱体化が確認された。それに対し，日本の老親扶養意識は「責任・義務」という規範拘束的性格が弱まっており，「長男扶養規範」が弱体化することにより老親扶養・介護の責任者が曖昧になっていること，役割分担の原則は「女性（嫁あるいは娘）が主な介護者」であり，「主な介護者以外の子どもは介護スタイルの決定に参加・干渉しない」という意識がみられること，家族内部の負担の不平等の存在，が対比的に整理されて示される。

本論文の評価

2012年11月10日に本論文の公開審査会が開催された。そこでのコメント・質疑応答を踏まえて，以

下，本論文の評価を記す。

本論文は，日本と中国の双方において，数十人の高齢者と中年世代を対象に丹念なインタビューを実施し，詳細な検討を重ねた労作である。その事例紹介が非常に興味深い。筆者が，彼らの「語り」から見出した豊かな知見を短く紹介するのは難しいが，たとえば，瀋陽において，親世代は中高年期から子どもと互恵的な世代間関係を構築し，親子双方は利他的規範を動員し，お互いに「老親に対する責任」・「子どもに対する責任」を強調し，「家族員の間では利益の計算をすべきでない」価値を最も強調する。それゆえ，「能力のある家族員は他の家族員を助けるべき」という価値の動員やそれに対する肯定的な評価が多く，親子間だけでなく，成人したきょうだい間の相互援助にも積極的な意味付与が与えられている，とする。また，家族形態上，核家族が主流になっている瀋陽において「小家族の利益ばかり重視する」ことに対する否定的なイメージを観察し，家族・親族ネットワークの助け合いが重要視され，「核家族」という家族形態を超える「家族の境界線」が見られた。長年を通して「互恵」・「互酬」的な世代間関係を構築した中国の事例と比較すると，東京・横浜の事例の場合，調査した世代では「核家族規範」が浸透し，「核家族の孤立性」が伺える。それゆえ，介護が必要になる場合も，老親はそれまでお互いに独立していた子に対し，援助を求めるタイミングに躊躇いを感じる可能性がある。一方，子側も老親の介護を引き受けてから，それまで日常的交流が頻繁でなかった老親からの「突然の依存」や生活リズムの変化に介護ストレスを感じる場合があり，とりわけ「途中同居」の場合，親子関係に葛藤が生じる危険性も伴っていることを明記している。

さらに，東京・横浜の高齢者は同年齢層の瀋陽の高齢者と比べ，子ども数が比較的少ないといった人口学的要因からも子どもから援助を獲得する潜在的可能性は低いことが考えられる。しかしながら，日本における伝統的な扶養規範は「長男家族による同居扶養」というスタイルであり，瀋陽市の事例と比べ，東京・横浜では多くの場合，配偶者または子どもの中の一人が介護の負担を担い，他の家族から主要介護者への支援が限られていると思われ，子世代におけるきょうだいの役割分担が「全員制」である瀋陽に対し，東京・横浜では「代表制」であるという特徴を見出す。ジェンダーに関しては，家族内の介護者がほとんど女性であることも，東京・横浜事例の特徴だと言え，長男扶養規範（長男の嫁が義理親の介護をする）が緩和しつつあるが，高齢者世代は子どもに老後期待を持たない理由として「嫁がかわいそう」をあげており，そこには介護者は「息子」ではなく「嫁」であるという暗黙の認識が反映されている，とする。同時に，「息子より娘のほうが頼みやすい」という老親側の態度から高齢者の「娘」への介護期待が確認され，「嫁」より「娘」―義理の子より実子への選好を見出す。

こうした知見にいたる論文の構成は，たいへん堅実であり，統制の取れた作品として完成させたことについて高く評価できる。高齢者を取り巻く社会環境や人口変動，家族変動，介護政策など広範な資料（データ）を収集し，日本と中国における高齢者問題を俯瞰し，先行研究に関しては，核家族化と個人化，家族ライフスタイル論，「個としての高齢者」像など幅広い視点で検討している。さらに，質的調査の方法や調査のプロセスが詳細に記述され，丁寧な調査につなげている。他方で，いくつかの疑問点も提出されうる。第一に，家族ライフスタイル論アプローチの採用は，たいへんチャレンジングであり，高齢者の「老後ライフスタイル」や中年世代の「介護ライフスタイル」という概念の採用も，興味深く有効性をおおいに発揮している。しかし，筆者自身も述べているように，家族ライフスタイルの選択の可能性は，階層依存的であり，そのことへの目配りは今後の課題として残されている。この点を含めて，「ライフスタイル」研究や家族社会学の分野における家族ライフスタイル論アプローチに関する

議論の検討と，諸概念の更なる推敲が求められる。第二に，日中比較を基本軸とした論文構成は，たいへん整ったものであるが，このことが，それぞれの社会の世代間援助や世代間関係へとさらに踏み込むことを押しとどめているという印象もある。豊富に得られた「語り」を比較分析という枠組みで十分にすくい取られただろうか，とくに，中国では，親子のペアデータが取られている強みをもっと活かせたのではないかという疑問が残る。「語り」の批判的な分析を含めて，今後の課題であろう。第三に，これも筆者が述べていることであるが，中年世代とその子世代（中国では一人っ子世代）との関係が取れていれば，「老後ライフスタイル」と「介護ライフスタイル」の変化をより鮮明に描くことができた。これも筆者に期待される今後の課題である。

このように，本論文の課題もいくつか指摘されるが，それらはこの労作に対する評価を変えるものではなく，整った論文構成と示された豊富な事例が刺激する疑問であり，今後の課題として筆者が十分に受け止めうるものである。母語である中国語のみならず，日本語と英語を縦横に駆使する筆者の研究への学界の期待は非常に大きい。

審査結果

以上より，審査委員一同は，本論文が博士（社会学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。

博士（社会学）［平成25年2月6日］

甲　第3818号　鈴木　真弥

現代インドにおける不可触民解放の考察
―デリーの清掃カーストを中心に―

［論文審査担当者］

主　査	慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員 社会学博士	関根　政美
副　査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員 文学博士	鈴木　正崇
副　査	慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員 博士（社会学）	有末　　賢

内容の要旨

本論文が目指すのは，現代インドにおけるカーストや不可触民をめぐる問題を再考することである。独立後の民主主義の歴史におけるそれらの問題の変容と持続性を読み解くために，不可触民のなかでもとりわけ厳しい差別を受けてきた清掃カースト（カースト名は「バールミーキ」Balmiki）を事例に取り上げ，文献調査と現地調査に依拠して検討した。

以下，各章の論点と成果をまとめ，清掃カーストの解放の展望と残された課題を述べる。

1. 各章の論点と成果

論文の構成は以下のとおりである。

序章
第1章　不可触民と清掃カーストの位置づけ
第2章　指定カースト内部の発展格差――デリーの国勢調査から
第3章　カースト制批判と不可触民解放をめぐる論争――ガンディーとアンベードカルを中心に
第4章　福祉政策における清掃カーストの「解放」の問題
第5章　清掃カーストの慣行権廃止の議論にみる諸問題
第6章　デリーの調査地区にみる清掃カーストの社会経済的状況――バールミーキを中心に
第7章　カースト団体の実践
終章　清掃カーストの解放のゆくえ

序章では，本論文で扱う問題の所在を明らかにするために，カースト研究，不可触民研究，清掃カースト研究の各動向を概観した。まず，「カーストとは何か」という根本的な問いに対して夥しい数の研究が蓄積されてきたことを踏まえたうえで，アプローチの違いから学説を3つに分けた。第1は，カーストをヒンドゥー教に固有の現象として捉える立場で，カーストによる社会的身分制の歴史性と独自性を強調する。こうした本質主義的議論に対して，カーストの歴史性を批判的に検証することで提議されたのが，第2のカーストを再構築されたものとみなす見方である。それによれば，今日の私たちが理解しているカーストは，インド古来より存続してきた特殊な慣習ではないとする。むしろ，英国の植民地支配下において，植民地官僚オリエンタリストたち，そしてインド人らによって再構築されたものであるとの主張により，カースト観の解体が議論された。第3のアプローチは既出の見解をふまえ，近年の現象に注目してカーストをカースト制というシステムのなかで捉えるのではなく，まとまりのある構成単位（unit）として，一種のエスニック集団のような文化的・社会的集団として理解する試みである。第3の見方に立てば，「カースト制無きカースト社会」の存在も可能となる。

こうした3つのアプローチは，いずれもカーストの解明に重要な貢献を行ってきた。それらの成果を確認するとともに，本論文ではある特定の視座を唯一とみなすのではなく，それぞれのカースト論が実際の状況でどのように観察され，接合がみられるのかに考察の重点を置いた。これにより，清掃カーストの事例に象徴される不可触民差別の独特な問題，カースト間にみられる発展格差の実態を見失うことなく，包括的に検討することが可能となった。

不可触民研究においては，とくに不可触民の内的側面が注目され，「不可触民自身は，ヒンドゥー・インド社会での従属的状況をどのように捉えているのか」が主要な論点とされた。これに対しては3つの応答がなされた。ひとつは，主流文化に対抗する不可触民独自の価値観の存在に焦点を当てる立場（①断絶論），ふたつには，ヒンドゥー教の理念やヒエラルヒーが不可触民に内面化されているとみる立場（②合意論）がある。加えて，①と②の側面を併せもつ立場（③両義的立場論）が示されてきた。これに関しては，本論文の冒頭で述べたゴーハーナー事件でのバールミーキの態度を思い起こすことに意義がある。独立以降，カーストや不可触民を理由とする暴力や差別行為は憲法によって明確に禁じられるようになって久しいが，それでもなお起きている。従来と大きく異なるのは，ゴーハーナー事件のバールミーキが示したように，暴力を受けた側は沈黙したままではなく，公然と反発し，組織的な抗議

活動に発展させる行為主体者となっていることである。調査地区のバールミーキの語りからは，生まれによる運命・宿命論はまったくのところ聞かれなかった。かれらの意識は，脱ヒンドゥー教を志向する①断絶論に向かうかにみえるが，実際には「仕方なくヒンドゥー教なのです」（第6章第2節）と自らを位置づけ，ヒンドゥー教徒でありながら，そのことを積極的に表明することに躊躇いがあるという内面の葛藤がうかがえた。このようなバールミーキの状況を理解するには，③両義的立場がもっとも有効だと考えられる。不可触民の内的側面に関する議論は，第7章の第4節で展開された。

清掃カースト問題の全体像を俯瞰することなしには，かれらの現状を理解することは難しい。そこで第1章では，歴史的経緯と地域性から不可触民と清掃カーストの位置づけを確認した。不可触民をめぐる様ざまな名称のうち，とりわけ1930年代から不可触民への優遇措置を講じるためにイギリス植民地行政が導入した「指定カースト（SC）」概念は重要である。なぜなら，この措置によって不可触民という集団が公に認知される一種の「公的カースト」として位置づけ直され，独立後も踏襲されたからである。SCは，インド憲法による制定と福祉政策の実施に組み入れられることで制度化されていった。この経緯を端的にいえば，「不可触民」から「SC」への範疇化と制度化である。この過程において，カーストは職能集団との一体化が強化された。清掃カーストは，まさにこうした状況下で成立した近代的な人口集団と考えられる。近年に注目される「カーストの実体化」という現象の発端も，この時期に遡られるのではないだろうか。

SCとして制度化された不可触民，という認識にもとづき，第2章は実態面から各社会集団の比較検討をおこなった。デリーの国勢調査の結果を分析し，清掃カーストを含むSC集団と他の社会集団との間にみられる社会・経済的状況の格差の存在と，SC内の集団間の発展格差の存在を明らかにした。教育状況を識字率と高等教育修了者および在籍者の割合からみた場合，デリーの清掃カースト（バールミーキ）は主要なSCのなかでも最下位であり，著しい差があった。加えて，不可触民に独特な問題として「不浄」な職業からの離脱状況に着目することで，職業移動の度合いも検討した。不可触民に典型的な生業とされる「皮革業」と「清掃業」を比べた場合，対照的な状況が確認された。チャマール（皮革カースト）は，皮なめし産業の衰退にともない，生業からの離脱をほぼ達成している。なお，デリーのチャマールは教育の指標で最も高い数値を示した集団である。一方，バールミーキをはじめとする清掃カーストは，清掃業に多く留まっている。むしろ，その傾向はデリーの急速な都市化と清掃労働の需要の高まりによって近年いっそう強化しているようにみえる。こうしたバールミーキの低教育と他の産業への進出の遅れは，従来からの「バールミーキ＝清掃カースト＝不可触民」とする範疇化を一段と強め，清掃カーストの「実体化」が極まる要因にもなっている。

第3章から第6章にかけては，上述したようなカースト制に起因する社会・経済的不平等の弊害，そして不可触民に対する暴力や差別行為の解決に向けた政策が，独立以降取り組まれてきたにもかかわらず，冒頭のゴーハーナー事件や第2章の統計資料から明らかにされたように政府の支援が十分に実を結んでいないという現状を鑑み，その原因を思想面および制度面から追究した。

思想面においては，第3章でこれまでのカースト制批判と不可触民解放の運動・思想的潮流を整理し，いずれもその根本的な特徴として①ヒンドゥー教の枠組みのなかで改革を志向するのか，あるいは②ヒンドゥー教から脱して新たな価値観や信仰を希求するのか，によって大きく二分されることが確認された。そのなかでも，独立インドのカーストと不可触民政策に与えた影響の大きさからもっとも重要と思われる2人の思想家・政治家に焦点をあてて，①の潮流に位置づけられるM. K.ガンディー，

そして②に属するB. R.アンベードカルの提唱したアプローチを考察した。結論から言えば，政策理念として積極的に取り入れられたのはガンディーのアプローチであり，対抗するアンベードカルのそれは部分的な導入にとどまった。政策が受益集団の発展に十分寄与していない問題について，本論文はその一要因をガンディーのアプローチ，およびそれを採用した政府に求めて説き明かすものであった。

20世紀に入ると，不可触民の問題が克服すべき全インド的課題として初めてクローズアップされた。それは必ずしも人道的・福祉的観点からだけではなかった。むしろ，同時代の政治的問題として浮上し，様ざまな立場から議論がなされたのである。1930年代には，とくに不可触民の政治的権利をめぐってガンディーとアンベードカルのあいだで大きな意見の対立がみられた。両者の対立の焦点は何であったか。それは，第1にカースト制の捉え方，第2に不可触民をヒンドゥー教徒の一部とみなすか否か，第3は，不可触民解放運動を誰が主導すべきかに対する立場の違いであったと考えられる。両者の思想の違いは，ガンディーがカースト・ヒンドゥー（不可触民を除くヒンドゥー教徒）出身であり，一方，アンベードカルが不可触民出身であったことにも起因しただろう。

ガンディーが提唱したアプローチは，不可触民差別の撤廃には全面的に賛同するが，カースト制については改良論の立場であった。つまり，不可触民制のない改良型カースト制をめざしたのである。より正確にいえば，ガンディーは現行のカースト制度をそのまま肯定したわけではなく，弊害を認め，現在のカースト観は本来のカースト間の歪曲であるとみていた。再建すべきは，「正しい」ヒンドゥー教観にもとづくヴァルナーシュラマ（バラモン，クシャトリヤ，ヴァイシャ，シュードラの四区分から成る社会システム）であり，ヒンドゥー教徒は生まれによって定められた各自の職業を義務として遂行しなければならないこと，四区分のいずれにも上下・優劣の問題はなく，万人が平等な地位に置かれることが提唱された。カーストは世襲的分業制により社会秩序の安定に貢献すると考えられたのである。不可触民制やカーストによる不平等が存在するのは，本来のヒンドゥー教の姿ではなく，ヒンドゥー教の信奉者が堕落した結果に起因する。したがって，然るべきヒンドゥー社会を回復させるには，個人の改心と正しいおこないが最重要課題とされた。このように，ガンディーのカースト論は，カースト制を崩壊させるのではなく，それを保持*したまま，倫理的調和にもとづく共同体へと再編させる論理に特徴がある。また，不可触民の位置づけに関しては，かれらはまぎれもなくヒンドゥー教徒であり，不可触民の悲惨な状況はヒンドゥー教の最大の汚点であると考える。そこで，ガンディーの目指す不可触民解放運動とは，不可触民に差別を強いてきたカースト・ヒンドゥーにとっての贖罪行為であり，不可触民への無私の奉仕と差別意識を除去することで不可触民制の問題は解消されるとした。したがって，運動の主導者はカースト・ヒンドゥーであり，不可触民はそうした奉仕の「受益者」になることが期待された。

このようなガンディーのカースト論，不可触民制の解決法に対して，真っ向から異議を唱えたのがアンベードカルであった。アンベードカルの基本的立場は，脱ヒンドゥー教である。ヒンドゥー教こそが，カーストや不可触民制の慣習を存続させる元凶であると批判した。不可触民はヒンドゥー教徒の一部ではなく，別個の存在とみなされるべきであり，したがってかれらに対してはイスラーム教徒と同様に，コミュニティの代表者をコミュニティの選挙によって議会に選出する政治的権利が与えられなければならないと主張した。さらに，ガンディーやカースト・ヒンドゥーによる不可触民解放運動の中心から不可触民当事者が排除されている状況を批判し，運動は不可触民が主導すべきであると説いた。ガンディーの求めるカースト制の改良とモラルの改心のみでは抜本的な解決をもたらさず，すべてはカース

ト・ヒンドゥーに依存しなければならないことの危うさをアンベードカルは痛感していた。当時のヒンドゥー教徒伝統派や原理主義者たちが不可触民へのヒンドゥー寺院解放運動に対してみせた激しい抵抗を目にして，アンベードカルの懸念はいっそう募るばかりであった。それゆえに，カースト・ヒンドゥーの憐憫にすがることなく，不可触民自身が教育を受けて視野を広げ，自分たちの従属的状況を自覚し，自力で社会変革に取り組まなければ真の解決に至らないとアンベードカルは論じたのである。

結局，この2つのアプローチのうち，政府が採用したのはガンディーのアプローチであった。アンベードカルは妥協を強いられ，彼の主張は部分的に導入されることで決着した。まず，アンベードカルが不可触民の権利保障のために最重要事項に掲げていた不可触民の政治的権利は，その独立性が大幅に減じられた選挙制度（合同選挙）で決着した。不可触民出身の議員のための留保議席数を増やす措置が取られたものの，実質的にはガンディーと政党の国民会議派（会議派）の主張が通った。不可触民の集団的位置づけは，ヒンドゥー教徒に統合されるというガンディーの立場が採用された。これは会議派による不可触民の政治的包摂の目的にも一致していた。ただし，他集団との厳然たる格差が認められることから，SCと認定して特別な支援を与えることが決められた。留保制度（いわゆるクォーター制）を含む不可触民への優遇措置の憲法規定は，インド憲法起草者を務めていたアンベードカルの働きに負うところが大きい。とはいえ，アンベードカルの私案が全面的に採択されたわけではなく，実質的な決定権を握っていた会議派指導者が取捨選択したものが憲法に反映された。導入当初，留保制度は過渡的措置と考えられていたが，60年が経過した今日でも要請は高まりこそすれ，失われることはないと考えられ，不可触民の地位改善に一定の役割を果たしてきている。実際，留保制度は不可触民の人びとにとって成功への希少な足掛かりと考えられており，その礎を築いたアンベードカルへの崇敬を揺るぎないものにさせている。

ところで，この2つのアプローチのうち，清掃カーストに影響力を及ぼしてきたのは圧倒的にガンディーのアプローチであった。このことは，カースト構成員の中核にアンベードカル信奉者が多くみられるチャマールとは対照的である。清掃カーストがアンベードカルの理念を積極的に取り入れてこなかった（取り入れられなかった）要因の1つには，不可触カースト内のカースト間序列があると考えられる。他カーストとの連携に可能性を見出せなかった立場であったからこそ，政治・社会的には会議派の傘下に入ることで政策的便宜を確保したり，ガンディー主義的団体からの「支援」を得る選択をとったのではなかったかと推察する。

本章の最後では，ガンディー・アプローチの特徴をより明らかにするために，同アプローチを展開するNGO組織「スラブ」に注目した。清掃カースト問題に取り組むスラブは，ガンディー主義者によって設立され，インド全域で活動している大規模なNGOである。政府との関係も強く，清掃人支援政策の請負機関として発展を遂げてきた側面が強い。こうした特徴はスラブに限ったことではなく，独立後の不可触民政策では会議派政権のもと，ガンディー主義団体を積極的に取り込んだ事実がある。筆者はスラブに出向き，活動内容の観察と職員の聞き取り調査をおこなった。それにより明らかにされたことは，たしかに清掃人の労働環境の改善と教育支援，啓発活動に取り組んでいることは評価すべきであるが，一方で，執行部に清掃カースト出身者が含まれないことから上位カースト主導による活動になっていること，清掃カースト自身の声は充分に反映されているとはいえず，実際にスラブの開発した水洗トイレを清掃するのは相変わらず清掃カースト出身者に限られていることなどであった。つまり，スラブが目指すのはカースト制と不可触民の置かれた状況を改良することであり，構造的問題は残されたまま

である。さらに，本来は清掃人の労働環境の改善のために開発した水洗トイレの普及であったが，次第に，都市化にともなうインフラ整備としての事業へと活動の重点がシフトしていくことで，清掃人の地位改善に不可欠な転職支援は周辺に追いやられてしまった。「公衆衛生事業の推進者」としてスラブに与えられた国内外からの評価は，スラブの運動の正当性を高めることにもなった。こうした状況から，NGOの役割は改めて検証されなければならない。スラブを事例に，上位カーストの「奉仕」と不浄な職業の近代化により不可触民問題の解決をめざそうとするガンディー・アプローチの特色と問題点が浮き彫りにされた。

第4章では，ガンディーのアプローチ（と部分的にアンベードカルのアプローチ）を継承したSC優遇政策の基本的特色をまず確認したうえで，さらに具体的に検討するために清掃カーストを対象とする支援施策に焦点をあててその成果を検証した。各分野（①法制度の整備，②経済・教育・社会生活に関わる支援，③施策の進展状況をチェックするコミッション）での取り組みがみられるものの，受益対象者を屎尿処理労働者に限定したことで，必ずしもすべての清掃労働者が政府の支援を受けていないこと，ガンディー・アプローチに特徴的な不浄な職業の近代化に特化した内容であること（その結果，カーストと就業構造の一体化の問題は残された）が大きな問題であることが分かった。そのほかにも，法律の実効性，旧式トイレの転換の不振，清掃人の転職が著しい成果をあげていないことが確認された。ここで明らかにされた問題には，前章で論じたNGOスラブと同様に，改良的立場のガンディーのアプローチの特徴と限界が明示されている。

続く第5章では，さらに不可触民政策が抱える問題を追究した。不可触民の不浄な職種からの離脱に向けて政府はどのような対応を取ってきたのかを明らかにすべく，清掃カーストの慣行権廃止の議論を事例に，文献資料にあたって検証した。一般に，慣行権とは，あるカースト集団とその生業に対して慣習的に認められてきた職域と職権（世襲権も含む）に関わる独占的権利を意味する。清掃カーストの場合，屎尿処理慣行権とよばれる慣行権がカースト内に存在していたとされるが，この慣習は都市部で問題化された。つまり，屎尿処理慣行権は，公共空間を衛生的に保つことを責務とする自治体のごみ処理や下水道整備などの業務を「妨害」する要因として捉えられた。政府は「人道的」観点から清掃人の厳しい生活状況に配慮を示しつつも，結論では慣行権を権利と認めて補償を要求する余地を与えなかった。そこでは，清掃業に「固執」する清掃人の態度・意識も批判の対象となり，清掃人の自助努力の必要性が強調された。本章では政府の転職支援が円滑に進展しなかった原因として，政府主導による慣行権廃止の議論が，はじめから廃止と清掃業の市営化を前提にしており，清掃人の社会復帰の問題が中心的課題として取り上げられなかったことを指摘した。

これまでの章ではカースト制と不可触民問題の解決を求める政府の取り組みについて，おもに思想面と制度面に着目し，その成果と問題点を議論してきた。そこで明らかになった一連の問題は，2章で確認されたような発展から取り残される清掃カーストの現状と無関係ではありえない。第6章では，デリーの調査地区で筆者が実施した世帯調査にもとづき，北インドの代表的な清掃カーストであるバールミーキの社会・経済的状況を考察した。これにより，国勢調査では詳らかにされないカースト内婚・外婚の状況，清掃労働者の実情（雇用形態など），移住状況なども把握することができた。明らかにされたのは，生業との関連性に関して，組織部門における清掃業への集中傾向が依然として高いこと，ジェンダー別にみると女性労働者は組織・未組織部門の両方で男性労働者よりも清掃業に集中していることが分かった。また，公務員の清掃職員である限り，比較的安定した雇用と生活環境が保障されると見込

まれるが，1990年代から導入された経済自由化への政策転換の影響を受けて清掃部門の状況は変動期にある。常勤のポスト数は減少し，調査地区のバールミーキの清掃労働者の5人に1–2人が臨時雇いであることが判明した。清掃業からの離脱が期待されるほど進んでおらず，また，清掃部門の雇用の不安定化という新たな問題も浮上した。カースト集団の内婚率は依然として高く，異カーストとの交流が深化していないことも明らかとなった。婚姻関係を原則とするカースト制において，結婚はその存続にかかわる。こうしたデリーのバールミーキの状況は，カーストの根本的な構造は維持されたままであるとの結論に帰結する。

これまで種々の政策とガンディー主義者のNGO活動を検討してきた結果，それらには問題点のあることが明らかになった。これらによる清掃カーストの解放の見通しが揺らぎつつあるなかで，では，バールミーキの人びとはカーストによる格差や不可触民差別から脱するためにどのような取り組みをおこなっているのだろうかという問いに対して，バールミーキの実践から考察したのが第7章であった。まず，カースト団体による圧力団体行動の存在に注目し，バールミーキの諸団体の活動の諸相，肯定的自己認識の獲得のためのアイデンティティ戦略を論じた。最後に，個人の実践として留保制度の活用により，「バールミーキ＝清掃カースト＝不可触民」の図式から脱出を試みる人びとの心情面について，かれらの語りから分析を試みた。

カースト団体とは，基本的にカースト・メンバーの政治・社会・経済的向上と共通する利益のために結集し，政府に要求活動をおこなう団体を意味する。同カースト出身者を国政・州政治の議員に送り込むことで，カースト成員への様ざまな便宜供与を図ろうとする。近年では，とくに留保政策の拡充を求める運動が目立っている。

不可触民のカースト団体の場合，不可触民制に起因する差別やスティグマからの解放を根本的な到達目標としているのが大きな特徴と思われる。しかし，目標の実現方法をめぐっては様ざまに異なる選択がなされた。それを2つに大別するならば，ヒンドゥー教徒としてとどまるのか，あるいはヒンドゥー教以外の価値観を追求するのかに分けられる（第3章第1節も参照）。後者を選択し，不可触カーストのなかでは相対的に躍進しているのが北インドのチャマールである。独立前に生起した不可触民運動において，チャマールは当初，カースト・ヒンドゥーによるヒンドゥー教改革団体の活動に期待を寄せていた。しかし，それに対して次第に疑問を抱くようになり，同時期にチャマール内部の教育・経済的状況が向上し始めたことも契機として，ヒンドゥー教から決別した独自の信仰（アド・ダルム運動）を希求するようになった。こうしたカースト・レベルで脱ヒンドゥーを志向する歴史的経緯により，独立前後にはアンベードカルの不可触民運動・仏教改宗運動に共鳴する人びとも多く現れた。強いリーダーシップのもと，政党を結成して州政権の座を獲得するまでに至っている。

これと対照的な動きをみせたのが，バールミーキであった。総体的に，清掃カーストのカースト団体の動向は捗々しいとは言い難い。不可触民のなかでも弱者層のバールミーキにとって，単独カーストで政党を結成することは現実的に厳しい。したがって，これまでのバールミーキの政治的活動は，与党（会議派）の傘下に入ることと引き換えに，バールミーキへの便宜供与を図るように交渉してきた。第7章第2節で述べた「全インド清掃労働者会議（AISMC）」と元指導者であったブーター・シンがその典型であった。活動の高揚期を迎えた1990年代初めを過ぎると，内部分裂やメンバーの多様化などによってまとまりに欠けるようになった。思想的に清掃カーストが選択したのは，「ヒンドゥー教徒にとどまること」であった。独立前の一時期には，キリスト教改宗者が増えたことで脱ヒンドゥーに進むか

にみえたが，ヒンドゥー教のヴァールミーキ詩聖崇拝（後述）の広がりによってヒンドゥー教への揺り戻しが生じた。ただし，「仕方なくヒンドゥー教徒なのです」（第6章第2節，第7章第4節を参照）というバールミーキの人びとの語りが示唆しているように，ヒンドゥー教徒であることとヴァールミーキ詩聖崇拝には，その積極性において違いがあることも確認された。

バールミーキのカースト団体が衰退した要因には，内的要因としては強力な指導者を失ったこと，カースト集団内部における富や地位の格差が生じたことが明らかにされた。外的要因としては，ガンディーの政治的・思想的系譜も跡づけられる国民会議派に依存し過ぎたことで，中央政治の変動にともない組織的基盤が不安定化したことが確認された。近年の傾向では，会議派に属しつつも，高学歴で若手のバールミーキ出身の議員も増加しつつあり，かれらが今後どのような政治的選択をおこなうのかが注目される。

清掃カーストのカースト団体を調査していると，頻繁に「バ（ヴァ）ールミーキ」の名を付した団体の多いことに気づかされる。今日の北インドにおいて，自称／他称としてのカースト名「バールミーキ」は，従来の「バンギー」「チューラー」が侮蔑語として忌避される代わりに広く定着している。清掃カーストでは，「バールミーキ」と自称することによる積極的な自己表明，アイデンティティ強化の動きが形成されつつある。「バールミーキ」（Bālmīki）という名乗りは，古代インドの大叙事詩『ラーマーヤナ』の伝説的作者（編者）とされる詩聖ヴァールミーキ（Vālmīki）の伝承に自分たちのカースト起源を重ねたことに起因する。「ヒンドゥー教徒」，「ダリット」ではなく，「バールミーキ」の呼称を選択したことには，他の不可触カーストとの区別化を図ろうとする意識も読み取れる。

だが，ヴァールミーキ詩聖崇拝とその共属の歴史意識への賛同をめぐっては，カースト内で意見の対立がみられることも事実であった。さらに，ヴァールミーキ詩聖を崇拝し，寺院に参拝するのはバールミーキに限られている。新しい名乗りによって，カースト外の人びとからのまなざしが蔑視から尊敬へと転換されたわけではなく，依然として厳しい現実に置かれていることも分かった。とはいえ，かれらにとって「バールミーキ」に代わる望ましい名称は他になく，現状では自尊心の拠りどころになっていると同時に，集団の結束を高めるうえでもっとも有効なアイデンティティと考えられる。今後の展開を見極めるためにも，自他認識として確立されつつある「バールミーキ」の名のもとに，かれらが解放と地位上昇に向けてそれをどのように戦略的に活用しているのかという点に注目することの重要性を強調したい。結局のところ，バールミーキのアイデンティティとは，矛盾や葛藤，曖昧さを抱えながら，他者との関係における構築プロセスのなかにあるといえよう。

バールミーキのカースト団体の動きと，そこで観察される動態的側面を論じた後，最後に個人レベルでの実践やカースト意識についても検討した。社会・経済的向上を達成したバールミーキとのインタビューからは，多く聞かれた特徴として，父親が最大の支援者であったことが確認された。父親が，清掃職公務員という生活の保障された仕事に従事し，なおかつ子供の教育への理解と熱意をもつことで，その子供たちには進学し，清掃職以外の仕事に就く可能性が高まることになる。こうした世代間のモービリティをみる際には，親の職業と共に教育への関心が重要な指標となることが分かった。

さらに，成功者したバールミーキのふるまいには2つのパターンがあることも認められた。ひとつは，自ら積極的に出自を明らかにしてカースト団体の活動に関与するパターンであり，もうひとつは，身元の表明に消極的（慎重的）なパターンである。後者の場合，儀礼の場を除くカースト関連の活動やメンバーから疎遠になる傾向が強い。一方，カースト外の人びととの交流に積極性をみせる。本章で

は，後者に属する人びとの語りに注目することで，地位向上やカースト意識に対する彼らの見方を検討した。そこでは，成功に留保制度の活用と自助努力が欠かせないこと，尊敬される地位についたとしても人びとのカースト意識は持続しており，自身もその葛藤を内面に抱えていることが確認された。

こうした背景には，SC優遇政策が抱える「矛盾」が考えられる。すなわち，留保制度による支援を受ける際には，必ず証明書（SC certificate）によって自分がSC，バールミーキ出身であることを表明しなければならないという事情がある。留保政策のもとで社会・経済的地位を確保してきたバールミーキを含む不可触民の人びとは，政策支援を受け続ける限り，バールミーキ，SCであり続けなければならないという矛盾の状況に置かれているのである。したがって，被差別民によくみられる態度としての徹底した身元隠しはインドの場合，ほぼ不可能である。結局，残された選択肢は，積極的に出自を表明してカースト団体のような組織的活動を展開するか，あるいはできる限り身元を明かさないようにして，留保政策を「敢えて」活用しない自助努力の方向へ向かうことになるのである。しかし，この区分は厳密であるわけではなく，現職中は後者に属していたが，退職後に何らかのきっかけにより，カースト団体の活動に参加し始めるというケースも実際に多くある。いずれにせよ，バールミーキの人びとの語りからは，自他による出自カーストへの意識を引き受けながらも，学歴やより良い職業の獲得を足掛かりに，長い目で次世代に希望を託したいと切に願う姿が見出された。

清掃カーストの解放の展望と残された課題

以上，各章の論点とその成果を整理したうえで，清掃カーストの解放を展望したい。

まず，本論文では，カーストと不可触民差別からの解放において，政府がおもに採用してきたガンディー・アプローチにはいくつかの問題点のあることが明らかとなった。心情面で差別意識を克服することは，問題の根本的解決において非常に重要であるが，それを強力に推進し，保障する実質的対策がとられなければ，実現の見込みはないものである。また，差別を法律で禁止したからといって差別現象がなくなるわけではないという事実は，歴史によって証明されている。1950年に施行されたインド憲法がとく注目されるのは，不可触民制を禁止や不可触民の基本権を定めただけでなく，そうした権利が実際にどのような手段によって保障されるのかについても明記したからである。SCとその他のマイノリティに対する留保制度実施の条文，裁判所による令状発給権を可能にする人権侵害に対する司法的救済手段を定めた条文なども併記された。これら不可触民の法的保護と保障規定に大きな働きをしたのが，思想的にガンディーと対立していたアンベードカルであった。

本論文で確認されたように，全般的に清掃カーストの状況は低教育で，清掃業からの離脱もあまり進んでいない。こうした事実は，「バールミーキ＝清掃カースト＝不可触民」という支配的な見方の解体を困難にしている。社会進出を果たした人でも，自他によるカースト意識を抱えている。

このような状況下でも，従来の状況から脱しようとする動きも近年目立ち始めている。さらに，その動きがカースト研究，不可触民研究の進展とも深く連動していることに注目したい。宿命的で固定的なものと捉えられていたカースト観が，本質主義的な見方から社会構築主義的な視点に変わりつつあり，清掃カーストの人びとの意識の変容（アイデンティティ形成），カースト団体による種々の活動を強化する原動力にもなっている。それは，第7章でとりあげたカースト団体による抗議活動や権利獲得運動の起こりと多様化，カースト起源史への関心の高まり，積極的なアイデンティティ形成をめぐるカースト内の議論の活発化などにみることができた。

こうしたダイナミズムの背景として，独立後に継続して実施されてきた留保制度など優遇政策がバー

ルミーキの人びとにも徐々に浸透しつつあること，成功した者のなかから出自カーストの地位向上，解放運動に参加するものが増え始めたことがあげられる。インドにおいては身元隠しを貫き通すことは困難な事情も影響して，退職後にバールミーキであることを「カミングアウト」して活動に関与する者も少なくない。これまでのバールミーキのカースト団体の特徴は，ガンディー主義の団体や会議派の影響力の強いことが大きな特徴であったが，その性質は次第に揺らぎつつある。図表49で掲げたカースト団体が力を注ぐのは，留保制度の改善や人権訴訟による救済活動など，アンベードカルが不可触民解放運動で取り組んだことである。思想的には，ガンディーからアンベードカルへのシフトといってよいだろう。

バールミーキの人びと自身による解放への模索が見え始める一方で，いくつかの問題も残されている。それは，依然としてカーストがなくならないことである。バールミーキに限らず，不可触民の人びとがそれぞれのカーストの枠組みによって権利獲得運動を展開することのジレンマでもある。繰り返しになるが，インドでは不可触民が物理的な貧困状態から抜け出せたとしても，それは過去の地位の抜本的変化をもたらすわけではないという現実がある。つまり，カースト自体がなくなるわけではない。なによりも，このカーストから逃れられないというインド社会全体の構造を問い直すことが必要である。そうした展望と問題が，清掃カーストの人びとの解放とは何かを考えることでみえてきたことであった。

最後に，本論文では十分に論じきれなかったいくつかの課題を記すことで，研究計画に位置づけたい。本論文では，バールミーキを中心に取り上げて，現代インドにおけるカーストと不可触民問題を論じてきたが，他の不可触カーストとの比較分析を十分に論じることができなかった。とくに，バールミーキと対照的な動きをみせたチャマールとの比較は重要である。資料面での課題としては，アーリヤ・サマージ，ガンディー主義団体の活動を一次資料から検討し直す作業も重要と思われる。今後の研究課題として取り組んでいきたい。

論文審査要旨

〔I〕 論文の構成

経済成長著しいインドは日本企業にとり中国の次の大市場とみなされるようになり，そのイメージも大いに変化した。しかし，カースト制度と不可触民の問題はインドに重くのしかかる厄介な問題のままである。本博士学位請求論文は，カースト制度と不可触民の問題を正面から扱い，その現状を明らかにするとともに，問題解決への糸口を探そうとする。そのために，不可触民としても最も悲惨な状態におかれている「清掃カースト」（バールミーキ，Bālmīki）に焦点を当て，その問題点を明らかにしようとする。

その構成（目次）は以下の通りである。

目次

図表・写真一覧 …… iii
凡例 …… vi

序章 …… 1
　第1節　問題の所在
　第2節　先行研究の概観

第3節　研究方法
第4節　フィールドの概観
第5節　本論の構成
第1章　不可触民と清掃カーストの位置づけ …… 32
第1節　不可触民の起源
第2節　指定カーストへの範疇化と制度化
第3節　不可触民のなかの清掃カースト
第2章　指定カースト内部の発展格差――デリーの国勢調査から―― …… 45
第1節　貧困
第2節　教育
第3節　「伝統的」職種とのつながり
第4節　小括
第3章　カースト制批判と不可触民解放をめぐる論争
――ガンディーとアンベードカルを中心に―― …… 60
第1節　不可触民解放の思想と運動の展開
第2節　ガンディーとアンベードカルの対立
第3節　清掃カーストとアンベードカル主義／ガンディー主義
第4節　ガンディー主義者による清掃カースト問題解決へのアプローチの批判的考察
――ニューデリー市，NGOスラブの活動を手がかりに――
第4章　福祉政策における清掃カーストの「解放」の問題 …… 92
第1節　独立後の不可触民政策
第2節　清掃カーストを対象とする政策の概要
第3節　清掃カーストを対象とする政策の進展状況とその問題
第4節　福祉政策における清掃カーストの「解放」に関する批判的考察
第5章　清掃カーストの慣行権廃止の議論にみる諸問題 …… 106
第1節　はじめに
第2節　問題の背景
第3節　中央政府「屎尿処理慣行権」委員会の任命
第4節　慣行権をめぐる中央政府報告書の議論
第5節　小括
第6章　デリーの調査地区にみる清掃カーストの社会経済的状況
――バールミーキを中心に―― …… 123
第1節　調査地区の概要
第2節　基本情報
第3節　「伝統的」職種とのつながり
第4節　カースト内／外婚の状況
第7章　カースト団体の実践 …… 142
第1節　カースト団体とは

第2節　バールミーキのカースト団体の時代的変遷
第3節　バールミーキのカースト団体の諸相
第4節　共属の歴史意識と集合的アイデンティティの形成
第5節　個人の実践
終章　清掃カーストの解放のゆくえ …… 193
第1節　各章の論点とその成果のまとめ
第2節　清掃カーストの解放の展望と残された課題
謝辞 …… 204
関連年表 …… 206
参考文献 …… 210

本博士学位請求論文の脚注を含めた文字数は，400字詰め原稿用紙に換算して900枚ほどであり，A4版横書きの論文は全体で220頁を超える。37万字ほどの規模をもち，課程博士学位請求論文としては十分な分量である。

〔II〕 内容の要旨

序章で，筆者はカーストに関する先行研究を概観し，研究の現状を明らかにする。かつてカーストは，インドのヒンドゥー教と密接に結びついた身分制度であり，その起源は古く，制度の廃止や改良は困難な一種の宿命的・運命的な存在として「本質主義」的な観点から考えられていた。本論文は，本質的に固定的で変更不可能であった身分制度としてのカーストは歴史上存在せず，インドが西欧と接触して以降，徐々に形成され，イギリスの植民地支配下で制度化され強化されたという「構築主義」的な見方に立って考察する。

「カースト」とは西欧側からの名付けであり，元来はポルトガル語で家柄や血統を意味するカスタ（casta）に由来している。しばしば，四つのヴァルナ（varna）に対応して使用されてきたが，それは「理念上のカースト」であり，現地の実態は数多くのジャーティ（jāti）が社会階層集団を形成して相互に複雑な関係をもって歴史的に変化してきた。カースト内婚，職業の世襲，浄・不浄による階層化などの特徴は変化しつつも継続している。本論文は構築主義の観点から，主として「現実上のカースト」としてのジャーティを研究対象としている。こうした大きな研究視点の変化を確認した後，不可触民研究，とくに清掃カーストの研究動向に言及し，研究方法や研究地域を紹介する。筆者は現地で，最近の数年にわたり，長期・短期のフィールドワークによる調査を繰り返してきた。

なお，「不可触民」（untouchable）とは，イギリス統治下で行政官が作り出した概念で，四つのヴァルナの枠外に位置付けられる最下層民で，穢れをもつと見なされる人々のことである。今日，「不可触民」は差別用語として忌避されている。その代わりに，行政用語では「指定カースト（Scheduled Caste: SC）」，被抑圧的状況に対抗する意味の「ダリット（dalit）」，ガンディーが提唱した「ハリジャン（harijan）」などが使われているが，本論文では以下の2つの理由で，「不可触民」の呼称を使用している。第1は，本研究の視座に関わるもので，現在においても被差別の経験と日常を生きていかざるをえない清掃カーストの状況に焦点を当てるには，「神の子」として不可触民を美化する「ハリジャン」や，行政用語として「中立・中性的」な立場を装う「SC」などの呼び名を使用しない方が適切である

と筆者は考えるからである。第2の理由は，近年の先行研究や不可触民出身の活動家によって頻繁に用いられる「ダリット」という表現は，調査地のバールミーキの間で自称としては，めったに聞かれることがないからである。この背景には，不可触民の内部においても階層化や差別があること，本論文が対象とする清掃カーストのバールミーキのような最下層民にとって「ダリット」は不可触民の一部の先進的なカーストを意味する呼称でしかなく，そうした先進カーストと自集団を区別化しようとする意図が読みとれるので，本論文では（最適な呼び名とはいえないが）「不可触民」を用いている。

第1章「不可触民と清掃カーストの位置づけ」では，インドのカースト制度の起源や名称の多様性，また，カースト分布の地域的多様性について議論する。そして，カーストがインド全域に広がる制度であること，本論文が扱う清掃カーストの起源や分布，その名称の地域的多様性を確認する。最後にカーストは伝統的に特定の職業と結びつき階層化されていることを明らかにする。要するにカーストとは，職業別の社会階層集団であり，ヒンドゥー教の価値観に基づく浄・不浄の観念に従い格付けされており，カーストを越えた社会的交流や移動の可能性は極端に制限され，内婚率が高い集団であると論じる。

第2章「指定カースト内部の発展格差―デリーの国勢調査から―」では，インド独立後，指定カーストとなった清掃カーストを含む集団の間に見られる社会・経済的地位の格差と，不可触民カースト内における個別のカーストの間の社会・経済的格差が明らかにされる。上位カースト間の身分格差は消滅しつつあるとはいわれるものの，下位カーストとの間の社会・経済的格差が厳然として残存していること，また同じ不可触民のカースト間の社会・経済格差も明らかにされる。この事実はデリーとその郊外の教育と貧困に関する調査統計より明らかにされたものだが，インド全体にも当てはまるものと筆者は推測している。清掃カーストへの暴行事件は近年でも発生しており（ゴーハーナー事件），差別は今も厳しいことが分かる。

第3章「カースト制批判と不可触民解放をめぐる論争―ガンディーとアンベードカルを中心に―」では，カースト制度の改革や不可触民に対する差別・偏見を取り除く，あるいは貧困から脱出するための政府によるさまざまな支援が，インド独立以後盛んに行われてきたにもかかわらず，第2章で論じたように社会・経済格差が残り，その成果は，はかばかしくないことを明らかにする。独立直前のインドではカースト制度の弊害が意識され，解決策が生み出されたが，その淵源は2つのアプローチに大別できるとする。第1は，上位カースト出身者であるマハトマ・ガンディー（M. K. Gandhi, 1869–1948）の提案したガンディー・アプローチであり，第2は，不可触民カースト出身のアンベードカル（B. R. Ambedkar, 1891–1956）によるアプローチであった。

政府のカースト制度改革と不可触民支援の基盤はガンディー・アプローチであったが，カーストの廃止を説くのではなく，むしろ擁護するもので，上位カーストがもつ不可触民カーストへの偏見・差別意識を，教育によって消滅させる意識改革を優先する。また，不可触民カーストの不浄な労働条件を改善・浄化するとともに，不可触民自身の生活・社会意識を改良し，転職や上昇的社会移動を促進するために，政府支援を実施する。これは「ハリジャン運動」として世に知られるようになった。ガンディーは自らの思想を広めるために，1932年に「ハリジャン奉仕者団（Harijan Sewak Sangh: HSS）」を設立している。ただし，不可触民側からの政府政策への権利としての要求，あるいは市民運動による請願などの振る舞いは認められないとする限界をもっていた。

これに対してアンベードカルは，ガンディーの考えに従えば，不可触民が最下位の地位から脱出したとしても，依然としてカースト制度内の低い地位に押しとどめられる可能性が高いこと，また，ガン

ディー・アプローチは上位カーストの善意に基づく意識改革に多くを依存しており，上位カーストのなかにはガンディーに反対する者が多く，効果は疑わしいと批判する。実際，カースト改良運動は上位カースト保守派にとっては，急進的すぎるとみなされていた。また，不可触民自身による積極的な権利要求や支援請求を求める権利が認められないのは，権威主義的でパターナリスティックであって，真の解決ではないとして，アンベードカルはカースト制度そのものの廃止を求めたのである。そして，それが認められないのであれば，不可触民がヒンドゥー教徒から他の宗教に改宗し，カースト制度から離れる脱ヒンドゥー化の動きを認めたうえで平等に扱うべきだとした。1956年10月14日，アンベードカルは死の直前に，50万人以上のマハール（アンベードカルの出身の不可触民カースト）とともに仏教への改宗儀式を行っている。そして，さらにそれも認められないのであれば，せめてアファーマティブ・アクション（Affirmative Action: AA）を導入し，議会での特別議席，あるいは教育・福祉・職業面での優遇・差別是正策を実施せよとしたのである（アンベードカルはヒンドゥー教徒と非ヒンドゥー教徒による別々の総選挙が必要であるとも論じていた）。なお，アンベーガトルのアプローチの先駆者たちも本論文では紹介されており，この立場の支持は潜在的に大きいことが示される。

結局，この二つのアプローチのうち，インド政府はガンディー・アプローチを採用する。ガンディーはインド独立のためには，脱ヒンドゥー化を求めるアンベードカルのアプローチは認められないとした。既にイスラーム教徒との分裂を決定的なものとしていたインドとしては，独立直前に国内がさらに分裂するのはよくないと判断したのである。二人の対立は根深く，独立前の1932年に行われたガンディーの決死的な「死の断食」は，インド独立を求める意図とともに，アンベードカルへの強い批判が籠められていた。ガンディーの頑固な態度を前にアンベードカルは屈し，ガンディーの見解を受け入れる「プーナ協定（the Poona Pact）」（1932年）を承認したのである。ただし，この際にガンディーは不可触民の社会・経済的地位向上のためにAAは効果的であるとの判断から承認した。差別の是正とそのためのAAは「留保制度」として憲法にも盛り込まれ，戦後の不可触民解放支援制度として大きな役割を果たすようになった。留保政策により，不可触民の上昇的社会移動を促進して不可触民を一掃し，不可触民制度そのものを廃止するという戦略が採用されたのである。

本章の後半では，ガンディー・アプローチの特色を明らかにするために，同アプローチを体現した清掃カースト支援NGO組織である「スラブ（Sulabh International Social Organization）」の活動状況が紹介される。これは，ガンディーの施策に共鳴した，上位カースト出身者が創設したNGOであり，インド政府との関係も強く，政府よりの支持と財政的支援を受け不可触民の貧困脱出を支援する活動を行う。筆者は，この組織をたびたび訪問し，メンバーへのインタビューを行うとともに，活動内容を子細に観察している。まず，組織の上位メンバーに不可触民出身者がいないという事実を呈示し，不可触民の意見や要求を吸い上げる努力がなされていないことを発見し，善意に満ちてはいるが，権威主義的で家父長的な態度が組織に横溢していることを感じ取る。さらに，不可触民の清掃労働の改良・浄化のため，旧式の汲み取り式便所から下水道設備を整えた近代的な水洗便所への改良運動に熱心であり，不可触民の貧困解消よりは，都市生活の近代化のための水洗便所の普及が主体という活動面の変容（目標の転移）を発見する。上位カーストの善意と不浄労働の近代化により問題解決を求めるガンディー・アプローチの特色と問題点が，本NGO組織の組織構成と活動に現れていることを確認する。

第4章「福祉政策における清掃カーストの『解放』の問題」では，第3章で紹介された2つのアプローチのうちガンディー・アプローチが採用された後の，インド政府による支援政策が紹介される。従来，

不可触民に強いられてきた奴隷的労働慣行は，憲法第17条，カーストによる差別は同第15条によって明確に禁止されている。さらに，不可触民差別の原因と考えられた「不衛生な職業（unclean occupations）」に携わる人々に対して，政府は特別に教育・経済的な支援プログラムを継続的に提供している。本章では，とくに清掃カーストに対する政府の各種支援政策が詳しく論じられる。さまざまな教育，福祉，雇用，住宅に関する諸政策を紹介した後に，現在では各種政策が制度的には戦後直後より充実していると認めるが，その効果には疑問符をつける。とくに，大きな問題は，前章のスラブの活動と同様に，議会には不可触民出身議員が少ない上に，彼らの発言は常に少数意見として議事においては尊重されるものの，実際には政策に反映されず無視されることが多いこと，清掃カースト対策では，旧式汲み取り便所から水洗便所への移行が都市の近代化政策として実施され，肝心な不可触民の貧困対策あるいは転職のための支援政策は疎かにされていることを明らかにする。清掃カーストへの貧困対策がいつの間にか都市生活の近代化政策に変容していたのである。ここにもガンディー・アプローチの特色と問題点がよく表れている。

第5章「清掃カーストの慣行権廃止の議論にみる諸問題」では，さらにガンディー・アプローチの問題点が指摘される。このアプローチでは，古いカースト意識の改善と新しい生活様式の導入が強調されるが，その分，伝統意識は排除の対象となりがちである。インド政府は，清掃カーストの貧困脱出と転職がうまくいかないのは，清掃カースト自身が清掃作業を中心とするカースト集団とその生活にこだわり，新しい生活様式を受け入れようとしないからだと考え，カースト集団のもつ伝統的な「慣行権」を廃止し，伝統からの離脱を早めようとした。「慣行権」とはある特定地域の清掃作業に独占的に従事するとともに，世襲する権利（屎尿処理慣行権，customary right to scavenging）のことで，近代的契約の形ではないが，伝統的に暗黙の了承を得たものだとされていた。北インドでは，とくにジャジマーニー（Jajimani）制度と呼ばれるパトロン・クライアント関係として機能していた。

しかし，インド政府は，屎尿処理慣行権に関する調査を行い，世襲的で慣習的な権利の存在が問題だとして，一方的に慣行権の廃棄処分を行ったのである。この動きに対して，死活問題だとして職業と生活維持の観点から，清掃カーストたちは必至に反対したが，無視された。しかし，伝統的職業を失ったものが，転職しようにも他のカーストからの参入拒否に合うことがしばしばあり，慣行権廃止はかえって清掃カーストの生活の周辺化を促進することになった。本章は，「屎尿処理慣行権」委員会（The Committee on Customary Rights to Scavenging）の報告書（1966年議会提出）に基づいてその経緯を詳細に議論している。

第6章「デリーの調査地区にみる清掃カーストの社会経済的状況―バールミーキを中心に―」では，デリー地域の清掃カーストの社会・経済的地位に注目するとともに，清掃カースト集団の内婚・外婚状況にも注目する。本章と次章は筆者の数回にわたるインタビュー調査に基づいている。清掃カーストの人々は，留保政策のおかげで公務員清掃労働者となるとともに，公営住宅に住み生活状況は多少改善されたものの，清掃業および清掃カーストからの離脱がそれほど進んでいないこと，そして清掃業を世襲しているとともに，同じカースト内での結婚が頻繁に行われており，伝統的職種とのつながりが依然として強く，不可触民からの解放は進んでいないことを明らかにする。これは，第3章より論じてきたガンディー・アプローチによる必然的な結果であると考えてよい。

第7章「カースト団体の実践」では，第4章から第5章の議論でガンディー・アプローチに基づくさまざまな施策は，清掃カーストの人々の解放にはうまくつながらないことを明らかにし，本アプローチ

に基づく上位カーストと政府による改善努力に依存するのではない，他のアプローチに注目する。それらは，カースト団体の結成とその政治活動，清掃カーストからの脱却のためのアイデンティティ戦略，そして留保政策の活用戦略である。「カースト団体」（caste association, caste federation, caste cluster, caste sabhā）とは，不可触民が，政府の不可触民支援政策，あるいは留保政策をより充実するように要求するために，戦後すぐに設立した政治運動団体である。カースト団体とは，同種ないしは類似のカーストが旧来の狭い結合の範囲を越えて，州レベルといったような広域的規模で結集することによって形成される，いわば二次的なカースト・ネットワークと考えられる。

このなかで最も政治的にも経済的にも成功したのは，アンベードカルの出身カーストの団体である。このカーストでは，積極的に留保政策を利用するとともに，それにより成功した人々の強いリーダーシップのもとに団結して，不可触民解放運動であるダリット運動の中心勢力となり，団結力を生かして経済的にも政治的にも成功した。2000年代になると，州政治にもカーストを代表する政党が進出している。カーストの団結力は，アンベードカルによる仏教への改宗運動を経て，脱ヒンドゥー化を果たしている。アンベードカルの死後も，信奉者たちによって運動は分裂と結合を繰り返しながらも引き継がれ，ダリット運動として発展していった。とくに，北インドのUP州を中心に躍進している不可触民政党の「バフージャン・サマージ・パーティ（Bahujan Samaj Party: BSP）」は州を超えて，中央政治にも影響力を及ぼしつつある。BSPの政治活動を支えるシンクタンクの役割を担っている下部組織は，不可触民の向上を目的とするさまざまな活動に取り組んでいる。

それに対して，清掃カーストの人々によるカースト団体は，全般的に動きは低調である。本章では1966年のムンバイーでの集会の直後に成立した，「全インド清掃労働者会議（The All India Safai Mazdoor Congress: AISMC）」が考察の対象となる。ガンディー・アプローチを清掃カーストの人々は受け入れ，それに長い間従ってきた歴史的経緯と，清掃カーストの歴史的な社会・経済的地位の低さが影響して，カースト団体の活動は低調で，政治的にはガンディー派である国民会議派を支持しているため，団体としての独自な動きが取れないという制約があった。近年では，会議派に属しつつも若手の清掃カースト出身の議員も増加し，会議派のガンディー・アプローチとは一線を画そうとする動きも強くなっているが，その成果が表れるにはまだ時間が必要である。さらに，清掃カーストの地域的多様性に基づく違いもあり，全国的に一致団結することが難しいので，団結力は弱い。そのためアンベードカルに率いられたカースト団体に似た成果を生み出さなかった。

現在，清掃カースト団体を中心に，伝統的な呼称であるバンギー（Bangi）あるいはチョーラー（チューラ，Chohra）という名称で自分たちを呼ぶことをやめ，新しい呼称である「バールミーキ」（Bālmīki）としてのアイデンティティを強化しようとする動きも見られる。そこで，次にアイデンティティ戦略に注目する。バールミーキとは『マハーバーラタ』と並び称される古代インドの大長編叙事詩『ラーマヤナ』（全7巻，ラーマ王行状記）の編纂をした詩人ヴァールミーキ（Vālmīki）に由来し，ヴァルナ（理念的なカースト）では王族にあたるクシャトリアと関連をもつとされる。清掃カーストの人々は，有名な人物の子孫で，過去には上位のカーストに属していたことを暗示して，自らの自尊心を満足させると同時に結束力を強め，地位上昇に結び付けようとしている。バールミーキの名称は公文書・政府文書にも使われるようになってはいるが，アイデンティティ転換戦略の効果は現在のところ不十分であることも確認する。

最後に注目するのは，留保政策を利用した各個人の自助努力である。確かに問題はあるものの，政府

による支援政策や留保政策はある程度の効果を生み出していることはメディアの伝える通りである。とくに，留保政策を利用して個人的に成功し，不可触民から脱出に成功したものも増えている。しかし，清掃カーストから脱出したものは，その過去をひた隠しにする身元隠しの傾向が強く，パッシングを経て同胞の清掃カーストの地位向上や解放のために活動するものが少ない。アンベードカル・アプローチを採用して，脱ヒンドゥー化戦略と留保政策を積極的に利用して，カースト全体の地位向上を進めた人々に比べ，ガンディー・アプローチのなかで受動的な態度を強めてきた清掃カーストの人々は，留保政策のもとで，かろうじて社会・経済的地位を守ってきたため，むしろ留保政策の恩恵を得るためには，清掃カーストであり続けなければならないという矛盾する地位に甘んじている。こうした状況下にある清掃カーストの人々に，筆者は何度もインタビューしているが，そこには諦めに似た厭世的な気分とやるせなさが滲み出ていて，まことに誠に暗い。

終章「清掃カーストの解放のゆくえ」では，以上のように周辺化されている人々ではあるが，今日全く望みが無いというわけではないことが論じられる。その一つは，カースト研究の展開により，運命的・宿命的なものとされて固定的に捉えられていたカースト制度への見方が，本質主義的な視点から社会構築主義的な見方に変わりつつあり，そのことが，清掃カーストや清掃カースト団体のカースト制度改革運動とアイデンティティ変更戦略（バンギー，チューラーからバールミーキへ）の有効性感覚を強めている。その結果，留保政策により成功したものの，身元隠しに走っていた人々が清掃カースト解放運動に積極的に参加しはじめたこと，また政治家となりガンディー・アプローチとは距離を置いた活動を行うものが増えたこと，そして，清掃カーストの人々による自律的な権利獲得運動への意識が強まる動きが見えはじめたということに，小さな光明を見出して本論は閉じられる。

〔III〕本論文の成果と課題（評価）

本節では，本論文の評価を行いたい。まず，評価すべき側面から論じる。

第1に，本研究は，清掃不可触民に対して筆者が直接に居住地域に赴いてインタビュー調査を行い，生の声を聞きながら実施されたということである。従来，インド人研究者でも不可触民に対し直接インタビューしたり，質問紙調査を行うことは困難であった。調査者の大半は同じ不可触民出身の研究者に限られていた。こうした困難な状況にもかかわらず，筆者は外国人の女性として，不可触民の社会に直接に入り込んで研究を行うことに成功し，先行研究にはない大きな成果を生んでいる。日本では，インドの経済格差の拡大（階層間格差と都市・地方間格差）により，社会不安が増大している点が軽視されがちだが，そのような雰囲気のなかでも，インド社会の問題点を現地調査を基礎に体系的に論じることに成功している。カースト問題は，かつてはインドの代名詞でもあったが，近年では経済成長と中間層の増大によりカースト慣行は廃れているとのメディア報道が多くなっている。しかし，そうした評価が，まだ時期尚早なことを本論文は示唆している。早期に本論文を公刊すれば，日本人の近年の不均衡なインド観を正すことに大いに貢献するに違いない。英語で出版すれば国際的にも価値研究成果と評価されるであろう。また，都市下層社会研究としても重要な貢献を果たすものと思われる。

第2に，インドでは，カースト問題解決のために第二次世界大戦後，憲法により政府がさまざまな是正策を採用するように定められており，実際にさまざまな施策が導入され実施されてきた。その結果，アファーマティブ・アクションは留保制度として，米国が人種・民族・エスニック問題解決のため採用する以前より採用された。しかし，本論文が明らかにしたのは，現在でも残る差別や生活格差の存在か

ら，そうしたさまざまな施策の多くが効果を発揮していなかったことである。そして，その根本にはガンディーによる不可触民カースト対策の基本的な考え方に問題があるとすることにより，ガンディー・アプローチのみならず，ガンディーその人の批判や再検討につながる研究となる可能性があるという点を評価したい。ガンディー・アプローチの問題点に十分に批判的な注意を払っていない日本の研究者も多く，重要な貢献である。

第3は，かつてガンディー・アプローチの陰に隠れ，急進的な政策として傍流扱いされ重視されてこなかったアンベードカル・アプローチが近年効果を発揮していることを明らかにして，同アプローチに光をあてたことが評価できる。さらに，ガンディー・アプローチとアンベードカル・アプローチを対比させながら論じることにより，ガンディー・アプローチの問題点がより鮮明になるとともに，政府の政策にアンベードカル・アプローチを用いて，急進的な対策を問題解決のために採用する必要があることを明らかにしたことが評価できる。さらに，不可触民は従来一枚岩的に描かれる傾向があったが，実際の現場の声を汲み取ることで，問題解決をめぐり内部の意識の違いや，対立の存在も浮き彫りにしている点も評価できる。

第4に，政府の施策とその効果だけに注意を向けるだけでなく，本論文の後半では，不可触民の現状打破のための，主体的実践活動とその背景にある意識・意識変化にも焦点を当て，ここでもアンベードカル・アプローチの優越性を見出している。と同時に筆者は，ガンディー・アプローチに従った清掃カーストは，上位カーストが策定するさまざまな政策を享受してはきたが，結局，不可触民の地位から脱却できなかった理由として，ガンディー・アプローチの洗礼を受けた清掃カーストの消極的姿勢を指摘している。カースト自身の生活是正行動の隅々にまでガンディー・アプローチが浸透し，人々の積極性を薄めるという問題があることを浮かび上がらせ，問題の根が深いことを示すことに成功している。それはインタビューの記録からも伺える。

次に問題点である。以上のように積極的に評価できる点が認められるが，課題もある。第1に，本論文では，従来，軽視されていたアンベードカル・アプローチの重要性が指摘されているが，アンベードカル・アプローチに従い，経済的・社会的・政治的成功を収めていると思われるアンベードカルの出身母体のカーストに関する言及は少なく，今後の不可触民の現状改革のための示唆が少ないという点が問題である。これは，もともとインド社会の最底辺に位置付けられ呻吟している，清掃カーストの実情研究を主眼にして，研究を始めた筆者の意図を思えば，成功しつつあるカーストの研究が不足するのも仕方ない。だが，清掃カーストのみ研究していても問題解決の糸口が発見しにくい点を考えれば，今後は成功しつつあるカーストの研究が必要になるだろう。これが第2の課題である。

また第3に，本論で的確に論じられたように，不可触民の自助努力とその戦略の研究も重要になることはいうまでもないが，清掃カーストの職業が汲み取り式便所を水洗便所に変えつつインドの経済成長・都市化とともに成長する産業であり，転職が喫緊の課題となっていなかったと思える。カースト集団の意識や意志に経済・技術的要因も大いに影響する，と思われる。今後，第3の課題として，職業や技術変化などの経済・技術的要因を含めたより視野の広い研究が必要になるだろう。

第4には，第7章まで，ガンディー・アプローチのもと清掃カーストの周辺的地位脱出可能性は悲観的であり，今後の展望の可能性も無いかのように論じられてきたが，終章になり突如として楽観的な議論に転換していく。確かに，近年のインドの経済成長に基づき不可触民のなかにも社会的地位の上昇が起きているとはいえ，悲観から楽観への議論の転換が唐突に感じられる点が問題である。第7章と終章

の間に，もう少し説明が必要だったように思われる。

その他には，公開審査の時に指摘されたことであるが，現地で不可触民に直接インタビューし，第一次資料を数多く入手したものの，インタビューそのものの引用が少ない点が惜しまれる。いずれ，インタビューを中心にさらに詳細な報告書をまとめる予定であろうが，引用を主体とする具体的な記述を増やしてもよかったのではないかとの不満もある。また，統計の扱いは十分注意しているように見受けられるが，インドの統計の精度には疑問点が多いことに留意して注意深く扱う必要もある。さらに，清掃カーストはインド社会の最下層を形成する人々だが，カースト制度のなかでの位置づけには，さらなる検討が必要だとの指摘もあった。最後に，公開審査に参加され有益なコメントをしていただいた，駿河台大学文化情報学部門馬幸夫教授に感謝したい。

〔IV〕結論

肯定的に評価できる側面が多いが，以上の考察から課題も確かにあることが明らかになった。しかし，戦後のインドの経済成長のなかに取り残された形で周辺化されたままの清掃カーストの現状が，ガンディー・アプローチに依拠した結果であることを明らかにするとともに，別の選択肢であるアンベードカル・アプローチにその答えを求めようとする本研究は，従来のカースト研究をさらに促進させて，現代インドの不可触民研究に大きく貢献すると思われる。本研究は筆者の研究力量を十分明らかにするだけでなく，本論文が明らかにした課題を乗り越えていくことで，新しい学問的展望を切り開く大きな可能性を秘めていることを示す研究成果である。よって審査員一同は，鈴木真弥君の提出した本博士学位請求論文は，博士（社会学）の学位を授けるに十分ふさわしい内容であると判定し，ここにその旨報告する。

博士（社会学）［平成24年11月14日］

乙　第4559号　浦野　茂

人間・社会科学の実践をめぐる方法誌
―記憶・文化・人種の概念的秩序を事例に―

［論文審査担当者］

主　査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員	
	文学修士	浜　日出夫
副　査	慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員	
	博士（社会学）	澤井　　敦
副　査	慶應義塾大学名誉教授・元大学院社会学研究科委員	
	法学博士	霜野　壽亮
副　査	明治学院大学社会学部教授	
	文学博士	西阪　　仰

［学識確認担当者］

慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員	
博士（社会学）	有末　　賢

内容の要旨

1. 研究の概略

目的

本研究は，社会学や文化人類学，進化生物学など，対象としている現象の成立水準も理論的背景も異なれども，広い意味において人間を対象とした諸科学（以下，人間・社会科学と呼ぶ）における説明実践と説明産出のための実践について，エスノメソドロジー的分析を行うことを目的としている。すなわち，これらの科学における説明的記述や調査の実践について，それぞれを有意味で理解可能なものとして成立させている自然言語的な（あるいは日常言語的な）理解の方法―これをH. ガーフィンケルは「エスノメソドロジー」と呼んでいる―を記述していくことが，本研究の目的である。

このような目的のもとに記述の具体的対象として取りあげているのは，記憶や文化，人種といった人間の集合的アイデンティティと不可分に結びついた事象についての人間・社会科学である。したがって本研究の目的をより具体的に述べるならば，人間の集合的アイデンティティと深く結びついた人間・社会科学について，これらを成立させている自然言語的な理解の方法を記述的に解明していくこと，となる。

背景となる問題意識と方法

上述のとおり，本研究は，人間の集合的アイデンティティと深く結びついた人間・社会科学について，これらを理解可能なものとして組み立てている自然言語による実践を記述するものである。このような研究の背景には，次の二つの問題意識がある。第一は，人間の集合的アイデンティティを考察するにあたり，人間・社会科学をもひとつの社会的現象として捉える必要があるということ（→（1）社会的現象としての人間・社会科学）。第二は，このような作業を行うにあたり，従来の知識社会学の説明形式から離れ，知識を有意味なものとして構成している概念の連関を分析する必要があること（→（2）概念分析）。

以下，それぞれについて説明する。

（1） 社会的現象としての人間・社会科学

記憶や文化，人種という現象は，ナショナリズムや人種主義にみられるよう，人間の集合体および集合的アイデンティティと切り離しがたく結びつき，また無数の問題と衝突，対立と暴力を引き起こしてきた。それゆえにこれらの現象は，人間・社会科学にとってきわめて重要な研究対象とされてきた。しかしその一方で，このような人間・社会科学じたいが，人間の集合的アイデンティティの構成にとってその資源として利用され，さらにはその構成に積極的に関与してきたということも，長らく指摘されてきた。

このような点に注目するならば，集合的アイデンティティと人間・社会科学の間にあるこのような相互構成的な関係―本研究はこれを，I. ハッキングの概念を用いてループ効果と呼んでいる―を，それじたい注目に値するひとつの現象として積極的にとりあげ，記述していく必要がある。言いかえるならば，集合的アイデンティティに対して構成的に介在している人間・社会科学のあり方について，社会批判や学説批判などの批判的視点から離れ，積極的な社会的現象として記述していくことが必要になるのである。

（2） 概念分析

このような作業の焦点となるのは，日常的知識と専門的知識としての人間・社会科学との相互構成的

な関係である。この相互関係を大まかに述べるならば，専門的知識は一方において日常的知識の中からその問題と対象を入手しつつも，他方においてこれらの対象を新たに組み替えていく資源を提供している，となる。

なお，日常的知識と専門的知識のこのような相互構成的関係は，自然言語を根底的な資源として使用した実践を通じて組み立てられている。たとえば人間・社会科学が，日常的知識によって組み立てられた生活のなかに問題と対象を見いだし，またそれらを入手するとき，あるいはそのような入手された問題と対象に対して，ある特定の視点からの分析を行うとき，さらにはこのような分析の結果が，日常的知識に理解可能な仕方で表現されるとき―これらのいずれの局面も，その根底においては自然言語に依拠した理解可能な実践として組み立てられている。したがって本研究は，このそれぞれの局面が自然言語の概念を通じて組み立てられていくその仕方を，集合的アイデンティティとこれに結びついた人間・社会科学の実践を具体的な資料としながら，記述・解明していくことになる。

2. 研究の構成と各章の要旨

上述の目的と問題意識のもとに，本研究は，序章と4部構成のケース・スタディ，そして終章から構成されている。

第1部は方法論的検討にあてられる。

これに続く第2部から第4部までは，具体的資料にもとづきながら分析をおこなっていくケース・スタディである。第2部は記憶概念とこれをめぐる人間・社会科学の実践について，第3部は文化概念をめぐる人間・社会科学の実践について，そして第4部は人種概念をめぐる人間・社会科学の実践について，それぞれ検討をおこなっている。

終章においては，以上のような検討の作業を明確にするとともに今後の課題について述べている。

以下，各章の概略を記す。

序章　目的と背景

この序章では，本研究全体を通しての目的を明確にしたうえで，この目的を追求していくにあたり重要な背景となっている問題について，述べている。

上述の通り，本研究の目的は，記憶や文化，人種といった集合的アイデンティティと密接に関連した人間・社会科学を事例にとりあげ，その説明実践および説明産出のための実践についてエスノメソドロジー的分析を行うことである。なお，このような目的の背景には，人間・社会科学が人間の集合的アイデンティティとの間に相互構成的な関係を持ってきたことに対する問題認識がある。

したがって本章においては，I. ハッキングおよびM. フーコーらの指摘を参照しながら，この問題の特徴と由来について概観をおこなった。そのうえで，人間・社会科学と集合的アイデンティティとの間に相互構成的を，積極的な社会現象として把握するのに必要となる手がかりとして，自然言語的理解の方法に注目し，同じくこの方法に焦点をあててきた先行研究（日常言語学派による概念分析とエスノメソドロジーによる実践的理論化の研究）を検討することを通じて，本研究の目的にとってのこれらの研究の意義を確認した。

第1部　概念分析という視点：方法論的検討

第1部は二つの章からなり，おもに方法論的検討をおこなっている。

第1章　社会学の課題としての概念分析

本章では社会構築主義を取り上げ，科学的知識を含め知識内容を対象とした従来の社会学が採用して

きた理論的構図の問題点を明確にした。その問題を一言で述べると次のようなものである。すなわち，既存の構図のもとでは知識をとりまく社会関係のみが扱われるにとどまっており，知識そのものが社会的に組織されて存在していること，すなわち知識の組織と社会の組織との相即性が真に顧みられてはこなかった。このような認識にもとづき，本章は，とりわけ人間および社会についての知識を通じて人間と社会関係とが形成されていくことにまつわる諸問題を現象として主題化していく視点を新たに提示した。

第2章　ループ効果のなかの人間・社会科学

第1章にて提示した視点を実際に進めていくにあたり，本章ではその手掛かりとしてI. ハッキングの歴史的概念分析を参照した。なかでもとりわけ，多重人格性障害（multiple personality disorderあるいは解離性同一性障害）についての精神医学的知識と実際の多重人格患者やその家族といった人びととの間の相互関係について彼が行った分析に焦点をあてながら記述し，また考察を加えた。

なお，このような相互関係についてハッキングは，ループ効果（looping effect）と呼んでいる。この過程で生じていることは多様でありうるが，そのなかのひとつに人間・社会科学の概念を利用した自己アイデンティティの形成がある。すなわち，人間の集合的アイデンティティの形成にあたり，人間・社会科学の知識は資源として―ときには戦術的に―利用されるという事態である。精神医学的知識についてのハッキングによるこのような把握は，本研究の目的，すなわち人間・社会科学を形成する自然言語的方法を現代の社会生活のなかに位置づけながら記述していくという目的にとって，重要な導きとなる。この点をこの章では明確にした。

第2部　分析1：記憶の概念をめぐって

第2部は，人間・社会科学における記憶の概念について検討をおこなった。なお，この第2部は大別すると，記憶を主たる対象としてとりあげた人間・社会科学のテクストを対象として分析をおこなう第3章および第4章と，日常会話における記憶に関する概念の用法を記述していく第5章とに分かれている。

第3章　記憶と集合的アイデンティティ―M. アルヴァックスと視点としての言語

この章は，M. アルヴァックスの集合的記憶論をとりあげ，アルヴァックスが専門的記憶の概念としての集合的記憶の概念を作り上げていく仕方について記述をおこなった。そのなかでも本章はとりわけ，この概念を作り上げたアルヴァックス自身が，自身の営為を含む社会学的な記述説明が，人びとの集合的アイデンティティに構成的に関与していってしまう可能性―本研究の言葉で言えばループ効果―を問題視しながら集合的記憶論を展開していたことを明らかにした。

第4章　記憶と社会学―W. I. トマスにおける「社会理論」と移民の記憶

この章では，W. I. トマスが当時の生物学理論との関わりを通じて記憶の概念と自らの社会理論をあらたに形成していく実践について，記述を試みた。この結果，アルヴァックスとは対照的にトマスにおいては，記憶の概念が当時アメリカ合衆国の移民対策と研究，さらには同化政策に対しての手段としての意義を担わされていたことが明らかになった。言いかえるならば，彼の社会理論のなかにおいて，記憶概念は集合的アイデンティティ構成の資源として明確に位置づけられていたのである。人間・社会科学における記憶概念がこのようにループ効果のただなかに位置づけられていたことを，この章は明らかにした。

第5章　想起の社会的コンテクスト―日常的記憶概念の検討

上記の第3章と第4章において検討してきた人間・社会科学における記憶概念について，その基盤にまでさかのぼりまたそこからの隔たりを確認する目的で，この第5章では記憶の日常的概念の用法につ

いて検討している。具体的には，記憶にかかわるありふれた日常的相互行為を事例として取りあげて分析をおこなっていくことにより，自然言語における記憶の概念の用法について明らかにしている。このような作業を通じてこの章では，記憶の専門的概念の基盤でありまたこれを形成するにあたっての資源となっている，そもそもの記憶概念の自然言語的理解の方法を明らかにした。

第3部　分析2:「文化」の概念をめぐって

第3部は，人間・社会科学における文化の概念を検討している。この第3部も文化の概念を構成していった人間・社会学の実践を記述していく第6章と，このような文化の概念のもとにおいて展開される社会関係が実践として実際に組み立てられていく仕方を分析していく第7章とに分かれている。

第6章　文化の概念とその問題

第6章では，任意の集団にとって無意識的とも言える伝統的次元にある事象を指す現代的意味での文化の概念を確立したといわれる，F. ボアズのテクストを取り上げている。そのうえでこの章は，ボアズのなかでこの文化の概念がいかに形成されてきたのかその概略をたどることを通して，この概念が人間・社会科学の観察者と対象となる人びととの間にいかなる社会関係の可能性を切り開いていったのか，そしてまたそのことはいかなる帰結をもたらせていったのかについて，検討を行った。この作業を通じて，この文化概念がE. バリバールらが指摘する新しい人種主義の根拠と化していくという，人間・社会科学における概念のループ効果の一端を明らかにした。

第7章 「口承の伝統」の分析可能性―フィールド・インタビューにおける物語の分析

第7章は，社会人類学的フィールド・ワーク，なかでもフィールド・インタビューを取り上げ，第6章で検討した文化という概念が開示する社会関係の論理的可能性が，相互行為的実践を通じて実現されていく仕方について，検討をおこなった。すなわち，文化的対象がインタビュー実践という実践を組み立てていくなかで，またその実践を組み立てていくこととして形づくられていることを，本章は人類学的インタビューを組み立てている自然言語的方法を記述していくことによって明らかにしている。

第4部　分析3:「人種」の概念をめぐって

第4部は第8章からなる。ここでは，第3部第6章においてとりあげたボアズ以降の人種概念，すなわち進化生物学の展開を受けて大きな変容を経験した人種概念を扱っている。

第8章　類型から集団へ―人種をめぐる社会と科学

人種をめぐる論争は，人種が実在するのか否か―あるいは人種が実在する自然種なのかそれとも社会的構築物なのか―という枠組みのもとに，たびたびくり広げられてきた。そして，ひとたびこのような仕方で争点が定式化されると，経験的調査にもとづいてこの論争に決着をつけることができるかのように，一般に考えられてきた。したがって実際の論争も，その多くがこのような経験的データを強調しながら行われてきた。しかしその実態はというと，複数の人種概念が入り乱れた状態のなかで論争が展開されており，したがってこの問題についても解決からはほど遠い状態にある。このような点を近年生じたある論争とユネスコの『人種に関する声明』（1950年）において確認しながら，本章は，人種についての概念的検討の必要性を提示した。そのうえで，遺伝学的人種概念を提示しながら積極的に人種主義批判を展開したTh. ドブジャンスキーの議論をとりあげながら，この概念の有意味性の基盤について検討をおこなった。この結果，人間の社会的・集合的アイデンティティが生物学的人種概念の有意味性の条件となっていることを，本章は明らかにした。

終章　人間・社会科学の方法誌―その意義と今後の課題

終章においては，集合的アイデンティティと人間・社会科学との相互構成的関係を把握するという目的にとって，自然言語による理解の方法が持っている二重の意義―現象としての意義と現象記述の方法としての意義―について，明確にした。そのうえで，このような研究目的と方法が，現代社会における生活実践と経験の解明という課題に対してもつ意義とそれゆえの課題とを，それぞれ記した。

論文審査要旨

本論文は，記憶・文化・人種といった人間の集合的アイデンティティと深いかかわりをもつ事象を，人間・社会科学がどのように概念化し，その記述を組み立ててきたのか，また人間・社会科学における概念化や記述が，逆に人びとの集合的アイデンティティの構成において資源としてどのように利用され，その構成に関与してきたのかを，人間・社会科学における概念化や記述の実践を成り立たせている自然言語的な理解の方法を記述していくことにより明らかにしようとするものである。

本論文は，序章と，それぞれ記憶・文化・人種をとりあげた第2部から第4部までのケース・スタディ，および終章からなる。

序章　目的と背景

　第1部　概念分析という視点：方法論的検討

第1章　社会学の課題としての概念分析

第2章　ループ効果のなかの人間・社会科学

　第2部　分析1：記憶の概念をめぐって

第3章　記憶と集合的アイデンティティ―M.アルヴァックスと視点としての言語―

第4章　記憶と社会学―W.I.トマスにおける「社会理論」と移民の記憶―

第5章　想起の社会的コンテクスト―日常的記憶概念の検討―

　第3部　分析2：文化の概念をめぐって

第6章　文化の概念とその問題

第7章　「口承の伝統」の分析可能性―フィールド・インタビューにおける物語の分析―

　第4部　分析3：人種の概念をめぐって

第8章　類型から集団へ―人種をめぐる社会と科学―

終章　人間・社会科学の方法誌―その意義と今後の課題―

参考文献一覧

補遺（トランスクリプトに用いられている記号について）

II　本論文の概要

「序章　目的と背景」では本論文の目的と背景について述べられる。本論文は，人間の集合的アイデンティティと人間・社会科学との間にある相互構成的な関係を，記憶・文化・人種といった集合的アイデンティティと不可分に結びついた事象を対象とする人間・社会科学を事例として，それ自体，社会的現象として記述・解明しようとするものである。

「第1部　概念分析という視点：方法論的検討」は二つの章からなり，おもに方法論的検討を行って

いる。

「第1章　社会学の課題としての概念分析」では，人間の社会生活と人間・社会科学との相互構成的関係を記述するための方法の検討が行われる。この関係は次の三つの過程を含む。第一に，人間の社会生活そのものが自然言語の概念を用いた記述を通して成り立っている。第二に，人間・社会科学は，自然言語の概念を用いた記述を通して成り立つ社会生活の，専門的概念を用いた再記述であるが，人間・社会科学の専門的概念とそれを用いた記述の実践自体もまた，自然言語による理解の可能性に開かれている。第三に，このように自然言語の概念を用いた理解に開かれているために，人間・社会科学の記述は人間の社会生活の記述のための資源として用いられるようになる。この過程を記述するために，著者は「エスノメソドロジーに基づいた概念分析」という方法を採用する。それは社会生活と人間・社会科学の間の相互構成的関係を形づくる各過程に含まれる，自然言語の概念の使用にもとづく自然言語的理解の方法を，この方法に即して内在的に記述していくという方法である。著者は人間・社会科学の方法を内在的に記述するというこの方法を，人間・社会科学の正しい方法について論じる「方法論」から区別して，「方法誌」と呼んでいる。

「第2章　ループ効果のなかの人間・社会科学」では，人間・社会科学と，それが対象とする人間のアイデンティティや社会生活との相互構成的な関係を記述するさいの範型として，I. ハッキングが行った「ループ効果」についての研究が参照される。ハッキングは，多重人格性障害に関する精神医学的知識と，この知識を資源としてなされる多重人格性障害者のアイデンティティ形成の間の相互関係について研究を行い，これを「ループ効果」と名づけた。

第2部から第4部までのケース・スタディは，記憶・文化・人種という概念を用いて，人間集団の同一性と時間的連続性を説明してきた社会学・文化人類学・進化生物学のテクストと，これらの概念を利用してなされている日常的な相互行為の間にみられる相互構成的な関係（ループ効果）を，具体的な事例に即して例証している。

「第2部　分析1：記憶の概念をめぐって」は，人間・社会科学における記憶の概念について検討を行っている。第2部は大別すると，記憶を主たる対象としてとりあげた人間・社会科学のテクストを対象として分析を行う第3章および第4章と，日常会話における記憶に関する概念の用法を記述していく第5章とに分かれている。

「第3章　記憶と集合的アイデンティティ―M. アルヴァックスと視点としての言語―」は，M. アルヴァックスの集合的記憶論をとりあげ，アルヴァックスが専門的な記憶概念としての集合的記憶概念を作り上げていく仕方について記述を行っている。著者は，この概念を作り上げたアルヴァックス自身が，自身の営為を含む社会学的な記述が，人びとの集合的アイデンティティに構成的に関与していってしまう可能性（ループ効果）に気づいており，これを問題視しつつ集合的記憶論を展開していたことを明らかにしている。

「第4章　記憶と社会学―W. I. トマスにおける「社会理論」と移民の記憶―」は，W. I. トマスが当時の生物学理論との関わりを通じて記憶の概念と自らの社会理論をあらたに形成していく実践について記述を行っている。アルヴァックスとは対照的に，トマスにおいては，記憶の概念が当時アメリカ合衆国の移民対策と研究，さらには同化政策の手段としての意義を担わされていた。言いかえるなら，トマスの社会理論において，記憶概念は集合的アイデンティティ構成の資源として明確に位置づけられていたのである。人間・社会科学における記憶概念がこのようにループ効果のただなかに位置づけられていた

ことを，この章は明らかにしている。

「第5章　想起の社会的コンテクスト―日常的記憶概念の検討―」は，第3章と第4章において検討してきた人間・社会科学における記憶概念について，その基盤にまでさかのぼり，またそこからの隔たりを確認する目的で，記憶の日常的概念の用法について検討している。具体的には，記憶にかかわるありふれた日常的相互行為を事例として取りあげて分析を行っていくことにより，自然言語における記憶の概念の用法について明らかにしている。このような作業を通じてこの章では，記憶の専門的概念の基盤でありまたこれを形成するにあたっての資源となっている，そもそもの記憶概念の自然言語的理解の方法を明らかにしている。

「第3部　分析2：文化の概念をめぐって」は，人間・社会科学における文化の概念を検討している。この第3部も文化の概念を構成していった人間・社会科学の実践を記述していく第6章と，このような文化の概念のもとにおいて展開される社会関係が実践として実際に組み立てられていく仕方を分析していく第7章とに分かれている。

「第6章　文化の概念とその問題」は，現代的意味での文化の概念―集団に個別的であり，集団成員の行為を無意識的次元において規定する要因としての文化―を確立したといわれる，F. ボアズのテクストを取り上げている。本章は，ボアズのなかでこの文化の概念がいかに形成されてきたのかについて検討を行い，人種主義の批判を通して形成されたこの文化概念が新しい人種主義的思考の根拠と化していくという，人間・社会科学における概念のループ効果の一端を明らかにしている。

「第7章　「口承の伝統」の分析可能性―フィールド・インタビューにおける物語の分析―」は，社会人類学的フィールド・ワーク，なかでもフィールド・インタビューを取り上げ，第6章で検討した文化という概念が開示する社会関係の論理的可能性が，相互行為的実践を通じて実現されていく仕方について検討を行っている。すなわち，文化的対象が，インタビュー実践という実践を組み立てていくなかで，またその実践を組み立てていくこととして形づくられていることを，本章は人類学的インタビューを組み立てている自然言語的理解の方法を記述していくことによって明らかにしている。

「第4部　分析3：人種の概念をめぐって」は，第3部第6章においてとりあげたボアズ以降の人種概念，すなわち進化生物学の展開を受けて大きな変容を経験した人種概念を扱っている。「第8章　類型から集団へ―人種をめぐる社会と科学―」は，遺伝学的人種概念に依拠しつつ積極的に人種主義批判を展開したTh. ドブジャンスキーの議論をとりあげながら，この概念の有意味性の基盤について検討を行い，人種概念にもとづく人間の社会的・集合的アイデンティティが生物学的人種概念の有意味性の条件となっていることを明らかにしている。

「終章　人間・社会科学の方法誌―その意義と今後の課題―」は，集合的アイデンティティと人間・社会科学との相互構成的関係を把握するという目的にとって，自然言語による理解の方法が持っている二重の意義―現象としての意義と現象記述の方法としての意義―をあらためて確認し，そのうえで，このような研究目的と方法が，人間・社会科学の専門的知識を不可欠の構成要素として成立している現代社会における生活実践と経験を内在的に解明するという課題に対してもつ意義と課題を記している。

III　本論文の評価

2012年7月31日に開催された本論文の公開審査会では，以下の諸点を中心に質疑応答がなされた。

第一に本論文が採用した「エスノメソドロジーに基づいた概念分析」という方法について，その独創

性が高く評価されるとともに曖昧さも指摘された。

本論文は，人間の社会生活と人間・社会科学との相互構成的関係を記述するために，この関係を構成している自然言語的理解の方法を対象として記述することを課題とする。この課題のために，著者はエスノメソドロジーが行ってきた実践的理論化の研究と，G. ライルやL. ウィトゲンシュタインの概念分析を援用して，「エスノメソドロジーに基づいた概念分析」（いわゆるウィトゲンシュタイン派エスノメソドロジー）という方法を採用する。著者はさらにこの方法をハッキングの歴史的概念分析と結びつけ，ループ効果の記述を行う。これは本論文の大きな特徴をなし，その独自性を高く評価しうると同時に，そこには曖昧さも指摘できる。この曖昧さは，ハッキングの歴史的概念分析に倣って，記憶や文化という概念と他の諸概念との結合関係の歴史的変容を論じた，それ自体としては優れた分析がなされている第3章・第4章，第6章と，日常的な相互行為を素材として自然言語的理解の方法の記述を行っている第5章，第7章との間の接続がいまだ十分になされていない点に表れている。

また，「口承の伝統」という概念が，具体的な語りの状況において利用され，参照され，更新される様子，およびエスノグラファーとのやりとりのなかで，口承伝統を語る当人たちが，自分の語りを「口承伝統」の一部へと組織していく様子を，会話データに即して記述した第7章が，著者が自然言語的理解の方法の分析に熟達していることをよく示している一方，第5章で記憶（想起と忘却）をめぐる相互行為として分析されている会話断片はむしろ努力と達成にかかわるものとして分析するほうがより適切ではないかという指摘もなされた。

「エスノメソドロジーに基づいた概念分析」とハッキング流の歴史的概念分析の間の揺れは以下の点にも見いだされる。ハッキングの歴史的概念分析は「ループ効果」という現象の記述を目ざすものであるのに対して，ウィトゲンシュタイン派エスノメソドロジーは科学的概念による再記述のなかに日常的記述を不正確なものとみなす「中傷効果」を見いだしこれを「治療」するという志向をもつ。本論文は，ループ効果の記述と中傷効果の治療という，この二つの目的の間で揺れ動いているように見える。

このように著者によって用いられている「エスノメソドロジーに基づいた概念分析」という方法は，とくにそれが歴史的概念分析と接続されるとき，今後さらに改善されるべき余地を残している。

しかし，著者による自然言語的理解の方法の記述および歴史的概念分析のそれぞれはすでに他の研究者にとって範となる高い水準に達しており，今後このふたつの方法が整合的に接続されていくならば，きわめて豊かな研究成果を生むことが期待できる。そして，本論文第8章は著者の「概念分析の社会学」という研究プログラムが豊かな可能性を持つものであることをすでに示している。集団間の統計的な遺伝的差異にもとづいており，したがって人間の精神から独立して客観的に存在する生物学的実在であるとされる遺伝学的人種概念が，じつはそのような人種概念を資源として形成される集合的アイデンティティにしたがって人間が生殖と婚姻の関係を統制していることにもとづくものであり，人間の精神から独立した実在であるとはいえないことを示した第8章では，「エスノメソドロジーに基づいた概念分析」と歴史的概念分析が整合的に接続され，人種概念をめぐる社会生活と人間・社会科学の間のループ効果が見事に記述されており，著者の研究プログラムが今後大きな成果を生むであろうことをすでに証し立てている。

このように本論文には課題も残されているが，従来，一次的構成と二次的構成（A. シュッツ），二重の解釈学（A. ギデンズ），再帰性（同）として一般的に論じられることはあっても，具体的に記述されることのなかった人間の社会生活と人間・社会科学との相互構成的関係を個別的な事例に即して具体的

に記述したことは，社会学に対する貢献として高く評価することができる。

また著者が本論文で用いている概念分析という方法は，今後改善されるべき点はあるとしても，違背実験から始まり，これまで会話分析，ワークの研究，論理文法分析とさまざまな展開を見せてきたエスノメソドロジーの新しいフロンティアを拓くものとして高く評価することができる。

IV　審査結果

以上より，審査委員一同は，本論文がエスノメソドロジー研究ならびに社会学研究の発展に大きく寄与する優れた成果であると認め，本論文が博士（社会学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。

博士（心理学）［平成24年7月11日］

甲　第3719号　近藤　紀子

Audio-visual social communication in large-billed crows (Corvusmacrorhynchos). （ハシブトガラスにおける視聴覚による社会的コミュニケーション）

審査担当者

主　査	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員	
	文学博士	渡辺　　茂
副　査	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員	
	文学博士	坂上　貴之
副　査	京都大学名誉教授・元慶應義塾大学文学部教授・元大学院社会学研究科委員	
	文学博士	小嶋　祥三
副　査	University of Vienna, Professor and Dr. Thomas Bugnyar	

内容の要旨

動物のコミュニケーションは，信号の送信者，受信者によって成立する．信号のモダリティとしてはさまざまなものがあるが，それぞれの動物の生息する環境に応じて，適切な感覚モダリティが用いられている．鳥類においては，音声信号がもっともよく研究されているが，視覚信号も鳥類のコミュニケーションに大きな役割を果たしている．視覚信号，聴覚信号は，近距離においては同時に存在しうる．このことから，信号の送信者，受信者ともに，視覚情報，聴覚情報を統合させていることが予測される．

本研究では，ハシブトガラスにおける視聴覚情報の相互作用のメカニズムを検証するため，発声行動と，個体認知について調べた．個体認知とは，「個体ごとに異なる感覚信号を区別し，その個体についての社会的な情報と結びつけて認識すること」と定義される．個体認知は，同一個体による繰り返しの社会交渉が生じる社会において存在することが予測される．個体認知が成立するためには，信号の送信者は，個体ごとに異なる信号を発する必要があり，受信者はそれを区別するという認識段階と，社会的情報と結びつけるという情報処理をおこなう必要がある．

本研究の被験体であるハシブトガラス（Corvus macrorhynchos）は，複雑な社会構造をもつといわれているカラス科鳥類に属する．彼らの社会構造は，年齢によって変化する．性成熟した個体は，一夫一妻のつがいを作り，縄張りを持つ．一方，性成熟していない個体や，つがい相手を見つけられなかった個体は縄張りを持たない．彼らは，およそ20個体程度で群れをつくり，ある程度の範囲内にとどまって生活する．こうした個体の群れは，固定的なものではなく，群れの構成個体や個体数が流動的に変化する「離合集散型」の社会であるといわれている．また，縄張りをもつつがいも，縄張り外で採餌をおこなったり，ねぐらをとったりする．餌場やねぐらは他個体と共有しており，同じ個体と出会う可能性が高い．このような社会は，個体認知が生じる条件に合致するものであり，彼らの社会では個体認知能力が必要であると予測される．

これまでの研究で，ハシブトガラスはkaコールという鳴き声を発し，鳴き交わしをおこなっていることがわかっている．kaコールは，個体ごとに異なる音響構造を持っていることが音響解析から明らかになっている．また，飼育個体に訓練をおこない，異なる個体のkaコールを区別させると，正しく学習できることが示されている．これらのことから，ハシブトガラスはkaコールを用いて個体認知をおこなっている可能性が示唆される．

本研究では，ハシブトガラスの社会的コミュニケーションについて，信号の発信者と受信者の両面から研究をおこない，視覚情報と聴覚情報の相互作用があるかを調べることを目的とした．まず，実験1では野外観察をおこない，音声信号の発信者の行動が，視覚的環境によって影響を受けるかを調べた．実験2では，ハシブトガラスの顔に形態的な個体差があるかを分析した．実験3，4では，受信側が顔の個体差を区別できる能力をもつかどうかについて，オペラント条件付けによる弁別訓練をおこなった．実験5では，信号の受信者が送信者についての視覚，聴覚情報を統合させているかを調べるため，視聴覚情報を統合した他個体の表象をもつかを検証した．

実験1　視認性がkaコールの発声頻度に与える影響

目的：実験1は，信号の発信者において，音声信号と聴覚情報の相互作用について明らかにするため，視覚的環境である視認性がkaコール（音声信号）の発声頻度にどのように影響するかを調べた．もし音声信号と聴覚情報に相互作用があるなら，kaコールの発声頻度は，視認性によって影響を受けることが予測された．

方法：観察は，東京都新宿区および港区，北海道札幌市の2地域でおこなった．それぞれの地域のなかで，kaコールがよく観察される餌場とねぐらという2つの文脈で記録をおこなった．他個体の鳴き声が途中に入らず，繰り返しkaコールを鳴いている個体を対象とし，ビデオカメラと鋭指向性マイクロフォンを用いて記録をおこなった．対象個体が移動したら，1回の記録を終了した．1回の記録が終了するたび，対象個体が鳴いていた場所について，視認性が「よい」か「悪い」かを判断し，記録した．視認性が「よい」とは，対象個体の前方に障害物がなく，見通しがよいときとし，「悪い」とは，対象個体の前方に障害物があり，見通しが悪いときとした．

発声頻度について調べるため，繰り返し記録されたkaコールについて，鳴き声の時間間隔を計測した．記録されたkaコールの鳴き終わりから，次のkaコールの鳴き始めまでの時間を，音声解析ソフトを用いて計測した．対象個体のkaコールに他の個体の鳴き声が重なっていたり，コール間隔に他の鳴き声が入っていた場合には，解析からはずした．統計解析には一般化線形モデルを用い，視認性の程度が鳴き声間隔に影響を与えているかを調べた．

結果：東京都内と札幌市内での観察の結果，あわせて289回の鳴き声間隔を得ることができた．しかし，どちらの地域においても，ねぐら場所での視認性が低いときのデータが極端に少なかった（n＝6）ため，餌場で記録されたもののみを解析の対象とした．一般化線形モデルによる解析の結果，餌場においては視認性のよさが鳴き声間隔に影響しており，視認性がよいときのほうが，悪いときよりも有意に短い間隔で鳴いていたことが明らかになった．記録地域による違いはみられなかった．

考察：本実験の結果，餌場において視認性がよいときには，悪いときよりも頻繁にkaコールを発していることが示された．ねぐらでは視認性が低いところではほとんどkaコールが発せられなかった．このことから，ハシブトガラスは見通しのよい場所で頻繁に鳴くことが明らかになった．このことは，信号の送信者側において，視覚情報と聴覚情報は相互に影響を与えている可能性を示唆するものである．

実験2：ハシブトガラスの顔の個体差の検証

目的：ハシブトガラスにおいて，聴覚情報としてkaコールの音響構造に個体差があることはすでに報告済みであるが，視覚情報として，見た目に個体差があるかどうかはわかっていない．しかし，ハシブトガラスを含む他のカラス科鳥類において，過去の研究では見た目を手がかりにして個体認知をおこなっていることが示唆されていることから，見た目においても個体差があることが予測される．本実験では，顔を対象とし，形態計測をおこなって，顔の構造の個体差を検証することを目的とした．

方法：飼育個体および野生捕獲個体20個体（オス11個体，メス9個体）を解析の対象とした．各個体について，左右両方の横顔の写真を8枚ずつ計16枚デジタルカメラを用いて撮影したものを解析の対象とした．それぞれの写真について，上嘴の先端と，付け根の部分とを結んだ線を基準とし，上嘴の形状と目の位置および形状，下嘴の形状について，合計45の変数を計測した．計測後，上嘴の先端と嘴付け根部分との距離と，長さに関するすべての変数との比率をとって標準化し，写真ごとの顔の大きさの違いが結果に影響しないようにした．標準化した変数について，関連性の高い変数をまとめるため，主成分分析をおこなった．その後，各サンプルの主成分得点を用いて，判別分析をおこなった．

結果：主成分分析の結果，11の主成分が抽出され，これらの主成分によって全体の分散の81％が説明された．主成分分析によって得られた主成分得点を用いて判別分析をおこなった結果，10個の判別関数が得られた．最初の3つの判別関数によって，全体の80％の分散が説明された．これらの判別関数を使うと，90.6％のサンプルが正しい個体に分類された．また，Leave-one-out法による交差妥当化の結果，82.4％のサンプルが正しい個体に分類された．

考察：ハシブトガラスの横顔の構造には，個体差があることが明らかになった．これは，ハシブトガラスの横顔が個体を示す信号として機能している可能性を示唆するものである．ハシブトガラスの顔は，他の鳥類のように色や飾りなどがないが，大きな上嘴の形や，目の位置によって個体の区別をすることが可能であることが示唆された．また，判別関数による誤判別の傾向を調べたところ，誤分類は同性内に限定されておらず，異性個体に誤判別されることもあった．このことから，ハシブトガラスの顔の形態には性差が存在しない可能性が示唆された．

実験3：ハシブトガラスにおける顔のカラー写真の弁別

目的：実験2において，ハシブトガラスの横顔が個体を示す信号として機能している可能性が示唆された．本実験では，受信者側が顔の個体差を弁別できるかを調べることを目的とし，オペラント条件付けによる顔のカラー写真の弁別訓練をおこなった．

方法：実験には，飼育下のハシブトガラス5個体（オス4個体，メス1個体）を用いた．それぞれの

個体は，刺激個体，被験体両方の役割を果たした．被験体自身を除く4個体のうち，同じ性別の3個体が刺激個体となった．そのうち1個体を正刺激とし，残りの2個体の写真を負刺激とした．

刺激として使用するため，各個体が自由に行動しているときにデジタルカメラを用いて写真を撮影した．写真は顔と上半身が含まれるように撮影し，大きさを300ピクセル×222ピクセルに調整した．顔の向きや背景などの統制はおこなわなかった．各個体について4枚の写真を用意し，そのうち1枚を訓練に用いた．残りの4枚はテストで使用した．

実験はカラス用オペラントチャンバーにておこなった．チャンバーの正面パネルには，17インチの赤外線方式タッチパネルがはめ込まれており，そのすぐ後ろに17インチの液晶モニターが設置されていた．タッチパネルのすぐ下に，餌受け口があり，ここに給餌器からの餌が提示された．

訓練は，同時弁別によっておこなった．被験体がモニター上に提示されたオレンジ色の丸をつつくと，刺激個体の写真が3枚同時に提示された．正刺激個体の写真を1回つつくと，餌が提示されて反応が強化された．負刺激個体の写真をつついた場合には，4秒間のタイムアウトとなった．1セッションは36試行であり，刺激の場所は試行間で入れ替えられた．3セッション以上連続で，75％以上の正反応率を維持することを学習の基準とした．

学習基準到達後に，訓練で提示されていない，同じ刺激個体の写真について，正しい反応ができるかを調べる般化テストをおこなった．テストでは，刺激個体1個体につき，訓練で提示されたことのない写真3枚が用いられた．テストセッションは1セッション30試行であり，訓練刺激が12試行，新規刺激が18試行で6回ずつ提示された．テストセッションは，学習維持のための訓練セッションをはさんで3回おこなわれた．テスト刺激に対する反応は全消去とした．

結果：訓練の結果，5個体すべてが弁別課題を学習できた．学習基準到達には平均20.6セッションを要した．テストでは，5個体中3個体が，新規刺激に対してランダムよりも有意に高い確率で新奇な正刺激個体の写真を選ぶことができた．残りの2個体は，ランダムな選択と変わらない正答率であった．この2個体については，各刺激個体について写真を2枚に増やして追加訓練をおこなった．その後，同じテスト刺激を使用してテストをおこなったところ，1個体は新奇刺激に対してランダムよりも高い確率で正刺激個体の写真を選ぶことができた．もう1個体は，追加訓練後も新奇刺激はランダムと変わらない確率でしか選ぶことができなかった．

考察：訓練とテストの結果から，ハシブトガラスは他個体の顔を手がかりに弁別を行っていた可能性が示唆された．先行研究では，多くの刺激を使用するのが普通だが，本実験では各刺激個体につき1枚のみを訓練刺激に使用しただけで，テストにおいて新奇刺激をランダムよりも高い正答率で選ぶことのできた個体が3個体いた．ランダムと変わらない正答率を見せた2個体のうち，1個体は追加訓練をおこなうことで，ランダムよりも高い正答率で新奇刺激のなかから正刺激を選択できた．しかし，この実験で使われた刺激は，顔の向きや背景などが統制されておらず，刺激個体の顔以外の手がかりを使って弁別をおこなっていた可能性を否定することができなかった．

実験4：ハシブトガラスにおける横顔の写真の弁別

目的：本実験では，実験3よりも統制された刺激を使用し，ハシブトガラスが他個体の顔の形態差を弁別できるかを調べることを目的とした．

方法：被験体は，飼育下のハシブトガラス5個体（オス4個体，メス1個体）であった．そのうち，オス3個体は実験3にも使われた個体であった．5個体のなかから，被験体自身を除くオス3個体を刺激

個体として使用した．オス1個体は，刺激個体としてのみ使用され，弁別訓練には使用されなかった．

方法：刺激として，実験2で用いた横顔の写真を使用した．各刺激個体につき5枚の写真を用意し，2枚を訓練用，3枚をテスト用とした．訓練用の刺激は顔が左向きの写真であり，テスト用の刺激は顔が右向きであった．写真はすべて背景を除去し，色手がかりをなくすためにグレースケールに変換した．大きさは実験3同様，300ピクセル×222ピクセルであった．訓練は同時弁別によるものであり，最初は各刺激個体につき1枚の刺激を使用した．学習基準は，3セッション以上連続した75％以上の正答率であった．テストでは，訓練で使われていない右向きの写真を用いた．テストにおいて訓練刺激は12試行，新奇刺激は18試行で提示された．テスト刺激に対する反応は，全消去とした．テストセッションは，途中に学習維持のための訓練をはさみ，4回おこなわれた．テストにおいてランダムよりも高い正答率をみせなかった個体については，訓練刺激を各個体2枚に増やし，追加訓練をおこなった．追加訓練での学習基準到達後，再度テストをおこなった．

結果：訓練の結果，4個体すべてが弁別を学習することができた．学習基準到達までに要したセッションは，平均35.3セッションであった．1回目のテストでは，すべての個体が新奇刺激に対してランダムな選択と変わらない正答率であった．そのため，5個体すべてについて追加訓練をおこなった．追加訓練での学習基準到達までのセッション数は，平均16.8セッションであった．追加訓練後のテストでは，4個体中3個体が，ランダムよりも高い確率で新奇な正刺激を選ぶことができた．

考察：訓練の結果，ハシブトガラスは他個体の横顔の写真を弁別することができた．しかし，各刺激個体1刺激のみで訓練した結果，般化テストにおいて新奇な刺激に対する正答率はランダムな選択とかわらなかった．そこで，各刺激個体について2刺激に増やして訓練をおこなった後，再度般化テストをおこなった結果，4個体中3個体が，同じ新奇刺激に対して，ランダムな選択よりも高い正答率で，正刺激個体の写真を選ぶことができた．このことは，カラスは他個体の顔の形態的差異を区別できることを意味し，実験2の結果とあわせ，ハシブトガラスの顔が個体をあらわす信号として使われていることを示唆するものである．

実験5：ハシブトガラスにおける視聴覚情報を統合した個体認知

目的：ハシブトガラスにおいて，発信者は個体をあらわす信号として，kaコールと顔を発していることが示唆されてきた．本実験では，信号の受信者側が，聴覚情報と視覚情報を統合させ，異種感覚からなる他個体の表象をもつかを実験的に検証した．

方法：実験には，3グループからなる飼育下のハシブトガラス11個体（オス7個体，メス4個体）を用いた．うち7個体（オス5個体）のグループは，刺激個体と被験体の両方として使われた．他の4個体は，同性2個体ずつのグループになっていた．グループ間の個体間では，視覚的，聴覚的接触はなかったが，グループ内では視覚的，聴覚的接触が日常的におこなわれていた．刺激ペアとして，同じグループ内の同性個体を2個体ずつペアにした．7個体のグループのうち，オス1個体は刺激個体として使われなかったため，合計で4ペアが用意された．

実験は，実験室内でおこなわれた．実験室内には刺激個体，被験体が入れられるケージが壁にそって対面して置かれていた．ケージの間には仕切りがあり，仕切りを動かすことによって，被験体から刺激個体が見える状態と，見えないが壁と仕切りの間に隙間がある状態とを作り出すことができた．最初に，仕切りが入れられ，お互いに見えない状態で刺激個体と被験体がそれぞれのケージに入れられた。その後，仕切りが動かされ，被験体に刺激個体が視覚的に提示された．一分後に再び仕切りが入れら

れ，被験体は刺激個体を見ることができなくなった．仕切りが入れられてから30秒後に，あらかじめ刺激個体から録音したkaコールが，音声刺激として2回繰り返して提示された．音声提示から30秒経過後，実験終了とした．

実験デザインとして，1つの刺激ペアについて，実験条件として視覚刺激と音声刺激の個体が一致している「一致条件」と，一致していない「不一致条件」を作った．そのため，それぞれ2試行の計4試行が1ペアについて実施された．被験体は，これらの4試行を1回ずつ提示された．試行の提示順序，刺激ペアの提示順序は，被験体間でカウンターバランスをとった．

また，コントロールとして，被験体にとって未知の個体が提示された後で，1 kHzの純音，ホワイトノイズのどちらかが提示される条件，また，視覚刺激を提示せず，未知個体の音声だけを提示するという条件もおこなった．

被験体の刺激に対する反応として，「覗き見反応」を調べた．刺激に対する被験体の反応として，「覗き見行動」を調べた．解析は，音声提示後から30秒の間に，被験体が隙間から刺激個体のいたほうを覗こうとする行動が生じるまでの時間と，覗き見をしていた時間について，録画した映像を30フレーム／秒のフレームレートで観察しておこなった．覗き見は，カラスが隙間にもっとも近い位置にある止まり木にとまり，隙間にむかって頭を傾けるか，首を伸ばしている状態として定義した．統計解析には，被験体が繰り返し実験に使われたことの影響を除外するため，一般化線形混合モデルを用いた．コントロール条件については，分散分析によって，提示した視覚–聴覚刺激の組み合わせが，「覗き見行動」に影響するかを調べた．

結果：被験体は，既知の個体が提示されたときには，視覚と聴覚の刺激の個体が不一致のときに，一致条件よりも早く，長い時間覗き見をしていた．一般化線形混合モデルによる解析の結果，覗き見までの早さは，実験条件によって有意な差が見られ，不一致条件においてより早く覗き見が生じていた．覗き見の長さは，実験条件と刺激個体の知り合い度合いとの交互作用が見られたため，知り合い度合いごとに分けて解析をおこなった．その結果，刺激個体が未知のときには，実験条件による差はみられなかったが，既知のときには，不一致条件において有意に長い時間覗いていたことがわかった．コントロール条件については，未知個体を提示したときとの有意な差は，どの条件でもみられなかった．

考察：本実験では，信号の受信者が視覚，聴覚刺激を統合し，異種感覚からなる他個体の表象をもっていることが明らかになった．また，異種感覚の表象は，既知個体についてのみみられ，未知個体については見られなかったことから，社会交渉によって形成されるものであることが示唆された．

まとめ：本研究では，ハシブトガラスの社会的コミュニケーションについて，信号の送信者と受信者の両者において，視覚情報と聴覚情報の相互作用があることが示された．発信者側の発声行動は，視覚情報によって制御されており，受信者側は視聴覚情報を統合させ，既知個体を認知していることが明らかになった．

また，kaコールと顔について個体情報が含まれており，受信者は個体差を区別し，異種感覚情報を統合した個体表象をもつことが明らかになった．ハシブトガラスの社会は競合的な関係があるため，送信者は個体をあらわす信号を発し，受信者は個体を認知することでそれぞれ利益を得ていることを示唆する．

本研究において異種感覚を統合した個体認知は鳥類においてはじめて実験的に明らかになった．視聴覚情報を統合した個体認知は，視覚と聴覚という関連のないモダリティの情報を両方使うことができるため，単一モダリティのみでの個体認知よりも手がかりが多く，より正確な個体認知が可能となること

から，ハシブトガラスに限らず，個体認知が必要とされる社会にすむ多くの種においておこなわれていることが予測される．

本研究は，ハシブトガラスにおける視聴覚情報の統合という点で研究をおこなった．社会性の高い動物での視聴覚情報とその統合について，多くの知見を提供することができた．多様な手法を用い，様々な角度からコミュニケーションを検討した本研究は，今後の動物コミュニケーションの研究に貢献するものである．

論文審査要旨

本論文は7章からなる。1章は序論であり，第2章から6章までが実験，第7章が結論である。1章では動物のコミュニケーション研究と個体認知研究を展望し，本研究の背景を述べている。個体認知は情報の発信者と受信者の双方に利益がある時に進化すると考えられる。すなわち，個体認知は発信者の個体変異と受信者のそれを弁別する能力を前提とする。この個体変異は異なるモダリティにわたっているため，個体認知は異なる感覚モダリティを統合した認知と考えられる。本研究では社会性に富むカラスを用いて，個体認知における視覚と聴覚の役割を研究するものである。カラス科の鳥類での高次認知機能は比較的良く研究されているが，社会認知の研究はあまり行われてこなかった。申請者はこれまでにハシブトガラスのコンタクトコールの個体変異についての音響分析を行って，個体ごとに物理的特性が異なること，また，それによる個体弁別が可能であることを報告している。

実験1は視覚環境と発声の関係を調査したもので，他個体の視認のしやすさに依存して発声頻度に違いがあるかどうかを調べた。視認性が低い環境では個体認知を促進するためにコンタクトコールの発声頻度が高いと予想された。調査値は東京と札幌で，餌場とねぐらで録音を行った。その結果，発声間間隔と場所（餌場×ねぐら）には関係があるが，視認性は有意な効果を持たなかった。しかし，餌場のみのデータを分析すると視認性の高い方が発声頻度が高いことが分かった。このことは発声が視覚刺激によって誘発されている可能性を示唆する。

実験2はカラス頭部画像の物理的特性を測定し，その主成分分析を行った。主成分の判別関数分析を行うと，上クチバシの形態と目とクチバシ基部との距離で個体の判別ができることがわかった。すなわちカラスには個体を区別できるだけの個体の視覚的変異があることになる。このことはカラスの視覚的個体弁別の可能性を示唆する。

実験3，4はオペラント弁別実験で，実験2での刺激の背景を同一にしてタッチスクリーンでS＋1枚，S－2枚の写真からのS＋の選択を訓練した。カラスは平均35セッションで弁別基準を充たしたが，新規刺激への般化は見られなかった。S＋を2枚に増やして再訓練したところ，新規写真への般化を一定に認めることができた。

実験5では個体認知におけるクロスモダリティ相互作用の研究である。方法は発達心理学で開発された期待違反法を用いた。すなわち個体の視覚刺激提示後に同一個体の音声が呈示される場合と他の個体の音声が呈示される場合を比較した。もし視覚・聴覚が統合された個体認知がなされていれば，前者は期待通りであるが，後者は期待に違反したことになる。反応としては刺激個体のいる区画への覗き行動を測定した。この行動は期待違反で生ずると考えられる。その結果，刺激個体が既知の場合には期待に違反した場合に覗き行動が惹起されることが分かった。一方，刺激個体が未知の場合にはこのようなことは観察されなかった。このことはカラスがクロスモダルな個体認知をしていることを示す。

これらのことから1）カラスの個体認知は視覚・聴覚が統合されたものであること，2）カラス個体認知は情報の送り手の個体情報（個体変異），受け手の弁別能力の双方によって進化した，ことが示された。

論文審査要旨

研究対象としたカラスは実験動物化されていない野生動物であるため，直接論文に反映されない多くの苦労と創意工夫があり，審査委員全員がその労力を高く評価した。実験の着眼点，解析，論文の構成，いずれも優れた資質を示すものであった。実験心理学においては刺激そのものの詳細な分析と，それを独立変数として操作した場合の従属変数の変化を調べるのが本領である。本論文では音声や頭部形態の緻密な分析がなされているが，残念ながらそれらを積極的に操作した実験は行われていない。視覚刺激についてはCGによる操作が可能であり，聴覚刺激についても特定周波数の除去などが可能である。また，頭部形態の分析も側方からの写真の分析のみであることも結論を限定的なものにしている。それらの点は審査委員の多くが指摘した点であるが，それらの実験の展開は本論文のネクスト・ステップと考えることもできる。また，さまざまな実験条件の組み合わせによって結論を詰めていくのも実験心理学の得意とする方法であるが，実験5の視覚―聴覚と統合実験においても，さらなる条件の組み合わせが可能であったと思われる。ただ，実験結果そのものは明白であり，それらの追加実験によって結論が変わるようなものではない。

理論的な問題としては個体認知を問題としながら，動物における個体認知の重要な側面である血縁認知との関係が論じられていない点や，社会関係を順位に限定して捉えている点など，議論の奥行きの狭さが指摘された。個体認知は単に個体そのものの弁別にとどまず，他個体の状態や意図の弁別などの面があり，それらについても十分に議論されていない。また，オペラント条件づけで得られた結果と行動観察実験によって得られた結果との関係なども十分に議論されていない。特に自然状態では個体の運動などが弁別手がかりになっている可能性があり，その点も十分な討議がない。

以上の批判はあるものの，本論文での問題提起，実験，データ解析，結論の導出はこの論文が学位（心理学）に十分に値するものであることを示している。審査委員一同は社会学研究科委員会に対し，本論文が学位請求に値するものであることを報告する。なお，いくつかのタイプミスについては正誤表を付した。

博士（心理学）［平成25年2月6日］

甲　第3819号　寺澤　悠理

感情経験と内受容感覚に関する認知神経科学研究

論文審査担当者

主　査	慶應義塾大学文学部教授，大学院社会学研究科委員，博　士（心理学）	伊東　裕司
副　査	慶應義塾大学文学部准教授，博士（心理学）	梅田　　聡
副　査	（独）国立精神・神経医療研究センター　精神生理研究部室長，博士（医学）	守口　善也

内容の要旨

感情とは何であるか，どのようなメカニズムで生起するのか，感情の主観的経験の基盤がどのように形成されるのかという問いは，心理学において今日に至るまで多くの関心を集めてきた．とくに，感情を感じるために，脳，心，そして身体がどのように関わっているのか，という問題については，心理学，神経科学，精神医学など幅広い分野にわたって，数多くの研究が行われている．嬉しい，悲しいという心の状態と，これに伴う身体反応があることは，日常的な経験からも支持されてきたが，このような心の状態と身体反応がどのような関係にあるのかは，現在に至るまではっきりとした答えが示されていない．

本研究では，身体内部状態に関する知覚である内受容感覚に焦点をあて，この感覚が主観的に経験できる感情とどのように関わっているのかを検討した．近年，感情経験を理解するためには，内受容感覚の処理が重要であることを示す知見が，心理現象や個人特性および神経基盤に関する研究によって蓄積されてきている．しかしその一方で，脳と身体，心理が密接に関わっているがゆえに，感情と内受容感覚の関係性の解明には至っていない．James（1884）の情動末梢起源説が提唱するように，内受容感覚は心的・神経的過程を経て，感情経験として感じられる過程において，感情経験に影響を及ぼしているのだろうか．あるいは，内受容感覚と感情経験のために必要な神経基盤やその活動の仕方に共通点は認められるが，二者の間に因果関係はないのだろうか．本研究では，内受容感覚と感情経験の関係性を検討することによって，人間が感情を経験するためのメカニズムの理解を目指した．

第1章　序論

まず感情の諸理論とその変遷，内受容感覚と感情経験に関する諸研究を概括し，本研究で検討するべき点を提示した．“感情”の概念には，感情状態を形作る行動・生理反応と，感情の経験の要素が含まれている．心理学において盛んに行われてきた動物を対象とした検討では，主に前者としての特徴が強い情動反応の生起要因や過程が注目されてきた．しかし，感情の経験については，主観的な要素が重要であるがゆえに，研究の遂行にいくつかの問題が存在する．20世紀初頭から，感情の諸理論が提示され議論が繰り返されてきていたが，近年の認知神経科学および脳機能画像研究の台頭が，内受容感覚と感情経験の関連性についての研究を一層発展させる契機になった．このような背景から，内受容感覚を意識するための神経基盤と感情を意識するための神経基盤には共通性が指摘されるようになったが，その理由について明確な説明および実験的検証が行われていないことを指摘した．内受容感覚と主観的感情の関係性を，神経基盤の活動の観点も含めて理解することを本研究の目的とし，fMRI（functional Magnetic Resonance Imaging；機能的磁気共鳴画像）を用いた脳機能画像研究，関連領域の損傷例を対象とした神経心理研究，そして健常者を対象とした実験心理研究を実施する必要性を述べた．

第2章　研究1：感情経験と内受容感覚の神経基盤の相違

研究1では，感情および身体状態を意識する際に共通して，あるいは一方に特異的に関与する神経メカニズムをfMRIを用いて検討した．実験参加者にはMRIスキャナ内部において，自分自身の感情状態，および身体状態を評価するように求め，その際の脳機能画像を撮像した．その結果，オンラインの感情，身体状態のモニタリングに深く関与する領域として，右島皮質前部および左腹内側前頭皮質を特定した．さらに感情状態の評価時には，これらの領域に加えて，多くの先行研究で自分自身あるいは他者の心的状態の理解への関与が示唆されている領域が強く活動していた．具体的には，左上側頭回，両側後部帯状回，両側前部帯状回，右内側上前頭回，両側下前頭回，左縁上回，上前頭回などである．ま

た，この際には，楔前部の活動が島皮質・腹内側前頭皮質の活動と相互作用関係にあり，内受容感覚と感情経験を結び付ける役割を担っていることが示唆された．島皮質前部および腹内側前頭皮質は，内受容感覚の意識に深く関わっており，感情の評価時にも活動することが，これまでの研究から指摘されている．研究1の結果は，内受容感覚と現在置かれている文脈や環境情報の統合が，主観的な感情経験の基盤となっている，という仮説を支持する．我々が感情を意識する過程には，潜在的に自己の身体内部状態を参照する過程が包含されていることを示した．

第3章　研究2：感情経験の個人特性と内受容感覚の神経基盤の活動

研究2では，内受容感覚処理の違いが個人の感情経験に影響を及ぼしているかどうかを検討した．研究1で指摘したように，潜在的に自己の身体内部状態を参照する過程が感情を意識するために必要であるならば，内受容感覚処理の違いが感情経験に影響を及ぼしていることが予測される．不安傾向の高さ，および主要5因子法による性格傾向を調査し，これらの傾向に内受容感覚処理の違いが及ぼす影響を調べた．その手段として，研究1と同様の課題を用いて，実験参加者が感情状態および身体状態を評価している際の内受容感覚関連領域の活動と，個人の感情経験の傾向の関連性を調べた．この結果，島皮質の活動は個人の不安特性や性格特性と密接に結びつくと同時に，身体感覚の基礎的な処理を担っている領域（視床後部腹外側核および背内側核）の活動と社会恐怖傾向を媒介していることが明らかになった．内受容感覚は身体と感情を結びつける役割を果たしており，不安傾向の高い個人は感情判断時に内受容感覚に注意を向ける傾向が強く，島皮質前部の活動がこれらを結び付けているという仮説を支持する結果であった．

第4章　研究3：脳損傷例を対象とした神経心理研究

ここでは，研究1，2に基づいて，感情と内受容感覚の関係性を理解するために，特に重要な役割を担う領域であると考えられた島皮質に注目し，実施した神経心理研究（研究3）について述べた．研究3では，損傷領域に島皮質を含む2症例と，含まない2症例，さらに症例と同年代の統制群を対象とした．損傷領域に右島皮質を含む症例では，記憶，注意，遂行機能といった基本的な認知機能に顕著な低下がないにもかかわらず，ネガティブ表情，特に怒り表情に特徴的な認識能力の低下が認められた．さらに，表情から感じ取れる感情の強さを弱く見積もる傾向も認められた．一方，損傷領域に島皮質を含まない2症例では，表情および表される感情の強さの認識に問題はなかった．特筆するべきことに，情動反応の一つと考えられている皮膚電気反応を表情観察時に計測したところ，損傷部位の影響を受けず，同年齢の健常統制群と同等であった．これらの結果は，島皮質の機能が失われたことによって，表情観察時に主体において生じる情動反応の検出能力が低下することを示唆している．島皮質は身体内部状態を意識し主観的感情を経験するために重要な領域であるが故に，このような結果が得られたと考えられる．

第5章　研究4：内受容感覚の感受性と感情感受性

ここでは，神経基盤の理解というアプローチから得られたここまでの結果の妥当性を検証するために，感情に対する感受性と内受容感覚の感受性の関係性を心理実験によって検討した（研究4）．この際に，他者の表情から感情を感じ取る，という文脈を用いた．実験では，一定時間に知覚できた自身の心拍数の回数と，実際の心拍数との乖離の程度を指標とする心拍検出課題を用いて内受容感覚の敏感さを測定した．また，感情の感受性の測定には，ニュートラルから特定の感情を表す表情へと10段階で連続的に変化する顔画像を使用し，個人が感情を感じ取るために必要とする感情の強度を測定した．こ

の結果，内受容感覚が鋭敏な参加者は，他者の表情から敏感に感情を感じ取っていることが示された．他者の感情の理解は，自己の感情の理解過程を基盤としていることが知られており，研究4の結果は自己の感情感受性と内受容感覚の感受性の関係性に帰属できるであろう．すなわち，感情経験に内受容感覚の鋭敏さが影響を及ぼしていることを支持する結果であると考えられる．

第6章　総合考察

最後に総合考察では，感情経験における内受容感覚の役割について総合的に論じた．本研究の結果は，主観的に感情を経験するために，必ずしも顕在的に身体状態を処理する必要はないが，潜在的であっても内臓感覚に代表されるような内受容感覚を参照する過程が含まれていることを示唆している．研究1, 2で用いたような自律神経系に顕著な感情反応が生じない状況であっても，この過程が内包されていると考えられる．参照された情報と，文脈や状況，他者の反応といった外的環境情報を統合することによって，最終的に経験される感情となる．このシステムにおいて，内受容感覚をどの程度利用しようとするのか，あるいはどの程度利用可能であるのか，といったレベルを表わす内受容感覚の鋭敏さが，個人の感情経験の違いを生み出すことに寄与していた．過剰に鋭敏である場合は，自己および他者の感情を高い覚醒度を伴って鮮明に経験し，ときには必要以上の不安を生み出す．その一方で，脳損傷などによって内受容感覚を利用できない場合には，外的環境情報のみに基づいた知識ベースの処理が行われるため，感情経験の鮮明さは減弱し，結果として異なる種類の感情として認識されることもある．

これまでの感情に関わる脳機能画像研究でも，島皮質が感情経験時に活動するという事実から，内受容情報の処理が包含されているのだろう，という推論は行われていた（Lee & Siegle, 2012）．しかし，内受容感覚および主観的感情の処理時の脳活動を直接比較する試みは本研究の研究1以前には行われてこなかったため，その仮説が明確に検証されていなかった．さらに，不安傾向の高さと内受容感覚の鋭敏さの関係性は，指摘されてはいたが，内受容感覚の鋭敏さがなぜ不安傾向を高めるのか，という理由を検証するような研究は数少ないのが現状であった．また，島皮質損傷例の感情認識能力の低下を内受容感覚という観点から検討している研究もほとんど見られなかった．

本研究では全ての実験を通して，内受容感覚処理が，感情経験の成立において基礎的かつ影響力の大きい要素であることを示し，その過程のより詳細な理解を可能にしたといえるだろう．

論文審査要旨

本論文は，全6章から構成されている．第1章が序論，第2章から第5章が実験研究の成果報告，そして，第6章が総合考察である．冒頭の第1章では，これまでの心理学における感情研究の歴史を概括しており，ウィリアム・ジェームズ以来，どのような経緯で感情に関する理論が発展されてきたかについて，詳細に述べられている．そこでは，感情研究で取り上げられた対象の違いをはじめ，これまでの感情研究で用いられたさまざまな方法論の是非についても詳しく記述されており，既に提案された諸理論の優れた点や問題点についての議論も展開されている．その流れのなかで，本論文の骨子である感情の主観的側面を理解することの必要性について論じている．感情の主観的な経験においては，心臓の動きや発汗量のような身体内部の状態をモニターする感覚である「内受容感覚」が重要な意味を持つこと，また，この内受容感覚の意識を生み出す神経基盤と，感情状態を意識する神経基盤には共通性が存在する可能性について指摘し，それらの研究の重要性および必要性を強調している．これが本研究のグローバルな問題提起になっており，続く第2章から第5章までの具体的な研究を通して，そのメカニズムを

徐々に明らかにしていくという展開である．

第2章の研究1では，感情経験と内受容感覚の神経基盤の共通点と相違を調べることを目的とし，ファンクショナルMRIを用いた脳機能画像研究によって明らかにしている．本実験では，MRIスキャナー内の実験参加者に，自身の身体状態および感情状態を評価させ，その際に賦活する脳内の領域をそれぞれ調べた．その結果，まず身体状態のモニタリング時には，右島皮質前部および左腹内側前頭皮質の賦活を認めた．さらに感情状態のモニタリング時には，上記の領域に加え，心的状態の理解を行う際に深く関与すると考えられている前部・後部帯状回に強い賦活を認めた．島皮質前部および腹内側前頭皮質は，これまでのいくつかの研究から，自身の内部状態の認識，すなわち内受容感覚に関与することが示されており，本研究の結果は，感情と身体の認識に共通する神経基盤が存在し，それが内受容感覚を処理する領域を含んでいること，また内受容感覚と現在自らが置かれた外部状況認識を統合させることが，主観的な感情経験の基礎となることを示唆している．

研究2では，研究1と同様にファンクショナルMRIを用い，内受容感覚の個人差が，いかに感情経験に影響を及ぼすかについて調べている．個人差の指標としては，内受容感覚の敏感さに深い関係を持つ不安傾向の高さと，幅広く重要性が認識されている主要5因子性格傾向を用いている．MRI課題として用いた課題は研究1と同様であり，その再現性の検証も含めて検討している．その結果，賦活の程度が不安特性や主要5因子と統計的に最も強い相関を示す部位として，前述の島皮質前部が特定された．さらに，媒介変数分析を実施することにより，身体感覚処理の根幹と考えられる視床の活動が，不安傾向を生み出し，それを媒介するのが島皮質前部の活動であるという事実が明らかにされた．

続く研究3では，上記の仮説の妥当性を検討することを目的として，脳損傷例を対象とした神経心理学的アプローチによる研究を実施している．ここでも，研究1と2で重要な役割を担う領域として特定された島皮質前部に着目し，この領域に損傷を持つ症例，およびこの部位以外の領域に損傷を持つ統制群の症例を対象とした神経心理学的研究を実施している．用いた課題は，顔表情からの感情状態の認識を含むさまざまな認知課題であった．結果として，島皮質前部に損傷を認める症例のみにおいて，怒りなどの否定的な表情理解に困難が見られた．記憶や注意などの基礎的な認知機能には顕著な障害が見られない一方で，一部の表情理解にのみ困難が見られることから，島皮質の機能低下が身体内部状態の認識能力を低下させ，そのことが表情観察時の情動反応検出を低下させていると考察している．

さらに研究4では，これまでの結果の妥当性を検証することを目的として，感情に対する感受性と内受容感覚の感受性の関係を，実験心理学的アプローチによって検討している．本実験では，内受容感覚の指標として，一定時間に知覚する自身の心拍数と，実際の心拍数との乖離の程度を採用した．感情に対する感受性を評価する課題では，中立表情からある特定の感情を示す表情へと10段階で段階的に変化するモーフィング画像を使用し，そこから感じ取られた感情の強度を測定した．その結果，内受容感覚が敏感な参加者ほど，他者の表情から感情を敏感に感じとるという結果が示された．これまでの研究から，他者の感情理解は自己の感情の理解過程に基づいているという結果も示されていることから，本研究の結果は，自身の感情経験に，内受容感覚の鋭敏さが深く関与することを示唆すると考察している．

最終章の総合考察では，以上の研究結果をもとに，主観的感情を経験する際の内受容感覚の役割とその意義，不安傾向などの人格特性との関連性，当該部位の損傷例が呈する症状の意味および解釈，そして感情経験の強度と内受容感覚の関係性について，心理学，認知神経科学，心身医学などの幅広い視点から考察している．

本論文は，近年，認知科学および認知神経科学において注目されている，主観的感情のメカニズムについて，心理学的な方法論のみならず，脳機能画像法や神経心理学的方法を取り入れ，多角的に探求した研究論文である．

心理学および神経科学の分野における感情の研究は長い歴史を持つが，感情の主観的な側面に関する心理学的および神経科学的研究は，相対的に遅れており，その背後にあるメカニズムの解明には至っていなかった．その主な原因は，感情における身体の役割が十分に考慮されてこなかったこと，および，単一の方法論を用いた検討には限界があることであった．本論文では，総合的にこの二点について克服し，当該分野の研究に著しい進歩をもたらしていると評価できる．そのことは，本論文の研究1および2が，国際的一流誌に既に掲載されていることからも明白である．特に，感情における身体内部状態のモニタリング機能を「内受容感覚の敏感さ」という点から切り出した点，その個人特性を「不安傾向」という側面を通して調べた点，およびそうした心理機能を支える神経基盤を特定できた点は，論文としての高い評価に結びつくものと確信する．本研究の成果は，不安神経症などの治療に関与する臨床医学研究にとっても，どのような観点を重視しつつ治療に携わるべきかをはじめ，極めて多くの示唆を与えられるものと位置づけられる．また，一般にファンクショナルMRIなどの脳機能画像研究は，相関関係のみを捉えている点が弱点とされているが，本論文ではこの点を打破すべく，媒介変数分析を用いることで，その背後にある因果関係を解き明かした点も，当該研究分野における特筆すべき発展に貢献しているといえる．

本論文では，以上の脳機能画像研究で得られた結果の妥当性を検証するため，研究3において，損傷例を対象とした神経心理学的方法を用いた裏付けを行い，その妥当性を担保した上で，研究成果から得られた臨床的知見の重要性を十分に示している．また，研究4の実験心理学的なアプローチによる行動実験においても，内受容感覚の敏感さが，いわば「心の理論」機能を通して，自身の感情経験に結びついていることを示しており，この結果が「心の発達」に関する幅広い研究や発達障害研究に及ぼす意味は非常に大きいものと評価できる．脳機能画像法に加えて，研究3および4のような方法を採用すること自体に見られる視野の広さ，意欲的な精神，得られた結果の信頼性を高めるための慎重な姿勢も，博士論文としての価値を保証する点に貢献しているものと判断できる．

一方，本論文にはいくつかの問題点もある．本論文の研究1および2では，参加者の感情状態や身体状態を顕在的にモニタリングさせ，その心的活動を支える神経基盤について検討している．しかしながら，日常生活においては，こうした状態のモニタリングは潜在的に行われていることが多く，脳機能画像解析の結果は顕在的なモニタリングの要素を多分に含んでいると考えられる．潜在的なモニタリングにおいても，本研究と同様の結果が得られるか否かは不明瞭な部分でもあり，今後，この点に関してはさらなる検討が必要と思われる．また，感情および身体の状態認識という側面については，総合考察でも述べられている通り，本論文では「現在」の状態認識に関する結果を重視している．実験では，実際にこれを「知識」としての認識と比べた条件が設定されているが，それに関する結果の吟味がやや不十分であると感じられる点は否めない．

以上のような問題点は指摘できるものの，本論文で得られた，感情経験における内受容感覚の役割に関する数々の事実や，それを支える脳神経基盤の特定，さらには本論文における以下の点，すなわち，本実験の立案に至る観察眼の鋭さ，実験で得られた行動データ・脳機能画像データ・生理反応データの解析力の高さ，幅広い関連研究の概観と理論の展開，およびそうした背景をもとに生み出された実際の

研究成果の重要性と，応用可能性への示唆などを総合的に考慮すると，本論文は博士（心理学）の学位に十分に値するレベルに達していると考えられる．

以上の理由により，われわれ審査委員一同は，本論文を寺澤悠理君への博士（心理学）の学位授与にふさわしいものと判断する．

博士（心理学）［平成25年2月19日］

甲　第3821号　一方井裕子

セキセイインコの葛藤調整におけるつがい関係の役割

［論文審査担当者］

審査担当者

主　査	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員	
	文学博士	渡辺　　茂
副　査	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員	
	文学博士	坂上　貴之
副　査	京都大学名誉教授・元慶應義塾大学文学部教授・元大学院社会学研究科委員	
	文学博士	小嶋　祥三
副　査	University of Vienna, Professor and Dr. Thomas Bugnyar	

内容の要旨

群れ社会には成員間の利害対立があり，個体は利益獲得のための行動選択の葛藤を抱えている．群れ社会における生存競争を個体レベルの行動メカニズムとして理解するには，この葛藤解決（conflict management）を理解することが必要である．

群れ社会では，餌や繁殖相手などの限られた資源を複数の個体が競合する場面がしばしば生じ，特定の個体が資源獲得の優先権を得ることでこれを解決する．これに対抗すべく，資源獲得が不利な個体は互いに協力関係をつくる．例えば，霊長類社会では，互いの闘争を支援する同盟関係（alliance）を挙げることができる．協力は個体の資源獲得能力を上げ，群れ内の個体間競合を解決する機能単位となる．

協力関係は，当該個体間の闘争により消失するリスクを内包するため，相互毛づくろいや闘争支援などの利他コストを介し，その維持・修復が行われる．したがって，個体は，どの個体と協力構築・維持するかという利他コスト投資の選択に迫られている．

葛藤解決に関する行動は，これまで霊長類を中心に研究されてきた（Aureli & de Waal, 2000）．その一つに，闘争後親和交渉（postconflict affiliation）がある．闘争後親和交渉とは，ある二個体間の闘争後に，闘争の当事者間（闘争後当事者間親和交渉），あるいは，当事者と第三者との間（闘争後第三者親和交渉）に生じる親和交渉のことである．闘争後親和交渉は，闘争によって弱まった個体間の協力関係の修復や，闘争によるストレスの低減などの機能をもつと考えられている（Aureli et al., 2000; Watts, 2000）．

霊長類研究においては，闘争後親和交渉はいかなる個体間でも生じるのではなく，協力関係の消失を

回避すべき「価値ある（Valuable）」相手に対して行われると考えられている（de Waal & Aureli, 1997）．例えば，霊長類の闘争後親和交渉は，血縁個体間のような特異な社会関係をもつ個体間で見られる．それゆえ，血縁に基づく協力関係が，霊長類の葛藤解決の特徴ともいえる．

近年，霊長類とは系統発生の大きく異なる鳥類においても，闘争後親和交渉が報告されている．一夫一妻つがいを社会単位とするカラス科鳥類では，つがい相手との間に，闘争後第三者親和交渉が生じる（Logan et al., 2012; Seed et al. 2007）．一夫一妻のカラス科鳥類では，つがいこそが最も強固な協力関係である．なぜなら，一夫一妻の繁殖では，メスが抱卵，オスが採餌を行うという雌雄の役割分担や互いに営巣なわばりを防衛するなどの明瞭な協力が見られ，非血縁個体の強固な協力関係といえるからである．このような社会生態を，霊長類のそれと対比させるならば，鳥類社会におけるつがいは，維持すべき「価値ある」関係とみなすことができる．カラス科鳥類に闘争後親和交渉がみられるという研究結果は，同種の群れ社会における一夫一妻つがいという社会構成単位を，霊長類の群れ社会における構成単位としての血縁関係のカウンターパートとみなす視点を支持するものといえる．

しかしながら，これまで一夫一妻鳥類での闘争後親和交渉の研究はカラス科の鳥を除いて報告がない．それゆえ，つがい相手との闘争後親和交渉が，鳥類においてはカラス科特異的な現象なのか，あるいは一夫一妻の鳥類全般でみられるのかは未解明である．さらに，これまでのカラス科鳥類の研究は，闘争後親和交渉の有無の記述にとどまっており，当該交渉の行動的機能については不明である．

そこで本論文では，オウム目鳥類であるセキセイインコを対象に，利害対立の調整の中でも，協力関係の維持において重要な役割を果たすと考えられる闘争後親和交渉に着目し，その機能を明らかにするための実験的検討を行った．

セキセイインコ（Melopsittacus undulatus）の一夫一妻つがいは，生涯維持される最も強固な協力関係である（Brockway, 1964）．一方で，つがい内外に一定頻度で闘争が生じるという事実は（一方井 & 伊澤，2012），同種の群れ社会に個体間の利害対立があり，それを何らかの交渉を介して調整・解決している可能性を示す．これらの理由から，つがいにおける利害対立の調整と協力関係との関連を探る上で，セキセイインコは重要な研究対象種だと考えた．

第2章では，セキセイインコにおいて，利害対立の調整機能を担う行動としての，つがい内親和交渉について検討した．観察1で，セキセイインコにおいて，闘争後親和交渉が生じるか否かを検討した結果，カラス科鳥類と同様に，つがい相手との間に闘争後親和交渉が生じることが示された．また，セキセイインコでは，闘争後第三者親和交渉に加え，カラス科の成鳥集団では見られなかった闘争後当事者間親和交渉が成立した．このことはセキセイインコのつがい内に一定頻度の闘争が生じ，関係解消のリスクがあることを示すものである．観察1の結果は，闘争後親和交渉が闘争に伴うつがい関係の消失を回避するための機能を持つことを支持する．そこで実験1で，闘争後親和交渉の生じやすさとつがいの結びつきの関係を調べたところ，両者に有意な正の相関があることが示された．これらは，一夫一妻の鳥類社会において，一夫一妻つがいを基盤とした葛藤解決が共有されること，および闘争後親和交渉がつがい関係の維持・強化に関与することを示唆するものである．

第3章では，観察1で見られた闘争後親和交渉が，闘争に伴って一時的にストレスが高まった条件で生じうるかを検討した．先行研究からは，闘争により，個体の身体には生理学的および行動学的なストレス反応が生じることが示されている（Maestripieri et al., 1992）．闘争後親和交渉にストレス反応を低減させる機能があるならば，実験操作によって一時的にストレスレベルを高めた個体とそのつがい相手

との間にも，闘争後親和交渉が生じる可能性がある．そこで実験2では，ハンドリングを用いた実験操作によって個体のストレスレベルを高めた条件での，つがい内親和交渉の頻度を調べた．その結果，つがい内親和交渉の頻度が平常時よりも増加することが示された．また，実験3において，ハンドリングによる実験操作後，つがい相手が群れから一時的に除外され，群れに非つがい個体のみしか存在しない条件であっても，それら非つがい個体との間の親和交渉は促進されないことが示された．これらの結果は，ストレス経験後の親和交渉がつがい相手との間で特異的に生じることを示唆するものである．さらに実験4において，オスがつがい相手以外のメスに対し，闘争後親和交渉を行うことでつがい外求愛を成立させる可能性を想定し，いかなる条件でつがい外求愛が生じやすいかを調べた．その結果，群れの中からつがい相手のオスを一時的に除外されたメスに対して，オスからのつがい外求愛としてのつがい外親和交渉が生じることが示された．これらの結果は，つがい相手との親和交渉がストレスによって促進されるのに対し，つがい相手以外の個体との親和交渉が極めて限られた状況で生じることを示唆するものである．

第4章では，3つの実験を行い，闘争後親和交渉にストレスを低減させる機能があるかを検証した．ストレスにより体温が変化することに着目し，これを非侵襲的に測定することを試みた．そこで，体表温度によるストレス測定を行った．まず実験5では，セキセイインコにおいて眼の周囲，足，嘴のいずれの体表領域が直腸温度（体温）を最も良く表すかを調べた．その結果，眼の周囲の表面温度が直腸温度を最も良く表すことが示された．続く実験6で，ハンドリングによるストレスによって，眼の周囲の表面温度が変化するかを調べたところ，眼の周囲の表面温度は操作直後に上昇することが示された．実験7では，ハンドリングによって上昇した眼の周囲の表面温度が，つがい内親和交渉によって積極的に低下するかを調べた．その結果，眼の周囲の表面温度はつがい内親和交渉の有無に関わらず低下することが示された．これらは，つがい内親和交渉に，ストレス反応としての体温変化を制御する機能がないことを示すものである．

一連の観察および実験から，セキセイインコにおいて，闘争後親和交渉が行われることが示された．セキセイインコにおける闘争後親和交渉は，カラス科鳥類と同様に，つがい相手との間に成立した．このことは，一夫一妻の鳥類におけるつがいという強固な協力関係が，霊長類における，血縁関係を基盤とした「価値ある関係」に匹敵することを示唆する．セキセイインコにおける闘争後親和交渉は，つがい関係の維持や強化に寄与する働きを持つ一方，ストレスによって上昇した体温を制御する働きがないことが示された．また，系統発生学的に大きく離れた鳥類と霊長類で闘争後親和交渉が成立するという事実は，群れ社会において葛藤解決が収斂進化してきたことを示唆するものである．

論文審査要旨

本論文の位置づけ

社会性動物では群内の利害対立（闘争）による葛藤があり，円滑な社会生活のためにはその調整が必要になると思われる。実際，霊長類においては闘争の緊張を緩和させる闘争後親和交渉という行動（典型的にはグルーミングなど）が見られ，さらに闘争の直接の当事者でなかった個体による第3者親和交渉（つまり宥め行動）も見られている。これらの行動は高度な社会認知を示すものと考えられ，霊長類に限られた行動だとされてきた。しかし，ごく最近になって，カラス科の鳥類におけるつがい相手による第3者親和交渉が知られ，霊長類以外での社会的高次認知を示唆するものとして注目を集めている。

本論文では鳥類の中でカラス科と同様に脳を発達させているオウム科に属するセキセイインコのつがい相手による闘争後親和交渉を検討し，特に闘争がストレスを生じさせることに着目して，闘争以外のストレス惹起によっても親和交渉が見られるかを調べ，さらに親和交渉のストレス低減効果を赤外線サーモグラフによって検討したものである。

論文要旨

第1章　目的

カラス科鳥類では，つがいが最も強固な協力関係である．一夫一妻の繁殖では，メスが抱卵，オスが採餌を行うという雌雄の役割分担や互いに営巣なわばりを防衛するなどの明瞭な協力が見られ，非血縁個体の強固な協力関係といえるからである．このような社会生態を，霊長類のそれと対比させるならば，鳥類社会におけるつがいは，維持すべき「価値ある」関係とみなすことができる．カラス科鳥類に闘争後親和交渉がみられるという研究結果は，同種の群れ社会における一夫一妻つがいという社会構成単位を，霊長類の群れ社会における構成単位としての血縁関係のカウンターパートとみなす視点を支持するものといえる．しかしながら，これまで一夫一妻鳥類での闘争後親和交渉の研究はカラス科の鳥を除いて報告がない．それゆえ，つがい相手との闘争後親和交渉が，鳥類においてはカラス科特異的な現象なのか，あるいは一夫一妻の鳥類全般でみられるのかは未解明である．さらに，これまでのカラス科鳥類の研究は，闘争後親和交渉の有無の記述にとどまっており，当該交渉の行動的機能については不明である．そこで本論文では，オウム目鳥類であるセキセイインコにおける闘争後親和交渉の有無を明らかにし，さらに，その機能の実験的検討を行った．

第2章　親和交渉と闘争

セキセイインコにおいて，利害対立の調整機能を担う行動としての，つがい内親和交渉について検討した結果，カラス科鳥類と同様に，つがい相手との間に闘争後親和交渉が生じることが示された．また，セキセイインコでは，闘争後第三者親和交渉に加え，カラス科の成鳥集団では見られなかった闘争後当事者間親和交渉も成立した．このことはセキセイインコのつがい内に一定頻度の闘争が生じ，関係解消のリスクがあることを示すものである．観察の結果は，闘争後親和交渉が闘争に伴うつがい関係の消失を回避するための機能を持つことを支持する．そこで実験1で，闘争後親和交渉の生じやすさとつがいの結びつきの関係を調べたところ，両者に有意な正の相関があることが示された．これらは，一夫一妻つがいを基盤とした葛藤解決が共有されること，および闘争後親和交渉がつがい関係の維持・強化に関与することを示唆する。

第3章　親和交渉とストレス

第1章で見られた闘争後親和交渉が，闘争に伴って一時的にストレスが高まった結果であるという仮説を検討した．闘争後親和交渉にストレス反応を低減させる機能があるならば，実験操作によって一時的にストレスレベルを高めた個体とそのつがい相手との間にも，闘争後親和交渉が生じる可能性がある．そこで実験2では，ハンドリングを用いて個体のストレスレベルを高めて，つがい内親和交渉の頻度を調べた．その結果，つがい内親和交渉の頻度が増加することが示された．また，実験3において，ハンドリング後，つがい相手が群れから一時的に除外され，群れに非つがい個体のみしかいない条件であっても，非つがい個体との間では親和交渉が促進されないことが示された．これらの結果は，ストレス経験後の親和交渉がつがい相手との間で特異的に生じることを示すものである．さらに実験4において，オスがつがい相手以外のメスに対し，闘争後親和交渉を行うことでつがい外求愛を成立させる可能

性を調べた．その結果，群れの中からつがい相手のオスを一時的に除外されたメスに対して，オスからのつがい外求愛としてのつがい外親和交渉が生じることが示された．これらの結果は，つがい相手との親和交渉がストレスによって促進されるのに対し，つがい相手以外の個体との親和交渉が極めて限られた状況で生じることを示唆するものである．

第4章　親和交渉と体表温度変化としてのストレス

3つの実験を行い，体表温度変化を指標として親和交渉にストレスを低減させる機能があるかを検証した．まず，ストレスにより体温が変化することに着目し，これを赤外線サーモグラフを用いて非侵襲的に測定することを試みた．まず実験5では，セキセイインコにおいて眼の周囲，足，嘴のいずれの体表温度と直腸温度（体温）の関係を調べた．その結果，眼の周囲の表面温度が直腸温度と最も良く対応することが示された．実験6で，ハンドリングによるストレスによる眼の周囲の表面温度変化を調べたところ，体表温度は操作直後に上昇することが示された．実験7では，ハンドリングによって上昇した眼の周囲の表面温度が，つがい内親和交渉によって積極的に低下するかを調べた．その結果，眼の周囲の表面温度はつがい内親和交渉の有無に関わらず低下することが示された．これらは，つがい内親和交渉に，短期的なストレス抑制として体温変化を制御する機能がないことを示す．

第5章　総合考察

一連の観察および実験から，セキセイインコにおいて，闘争後親和交渉が行われることが示された．セキセイインコにおける闘争後親和交渉は，カラス科鳥類と同様に，つがい相手との間に特異的に成立した．このことは，一夫一妻の鳥類におけるつがいという強固な協力関係が，霊長類における，血縁関係を基盤とした「価値ある関係」に匹敵することを示唆する．セキセイインコにおける闘争後親和交渉は，つがい関係の維持や強化に寄与する働きを持つ一方，ストレスによって上昇した体温を制御する働きがないことが示された．また，系統発生学的に大きく離れた鳥類と霊長類で闘争後親和交渉が成立するという事実は，群れ社会において葛藤解決が収斂進化してきたことを示唆するものである．

審査要旨

評価すべき点

1）本論文は闘争後親和交渉を霊長類以外で確認した極めて貴重な研究である。カラス科の鳥類ではすでに闘争後親和交渉が認められているので，2番目の種での報告ということになるが，闘争後親和交渉の種を超えた一般性を主張できる大きな証拠である。しかも，カラス科，オウム科という大型脳鳥類でともに闘争後親和交渉が認められたことは高次社会認知の進化基盤を考える上で意義深いものである。

2）さらに，闘争がストレスを生じさせ，その低減のために闘争後親和交渉が起きるという仮説を立て，闘争以外の方法で（具体的にはハンドリング）ストレスを惹起し，その結果親和交渉を誘導することに成功している。

3）ストレスの指標として体表温度変化に着目し，これを非侵襲的に測定することに成功している。この方法は新技術であるため，確立した方法とは言いがたく，実際，体表温度で見るかぎり親和交渉にストレス低減効果はない。しかし，単なる観察だけでなく，このような生理指標を新技術の適応でチャレンジしたことは高く評価できる。

4）霊長類はほとんど一夫一妻でなく，一方多くの鳥は一夫一妻である。セキセイインコで見られた闘争後親和交渉はほぼつがい関係に限られており，同じ闘争後親和交渉でも霊長類と鳥類では異なる社会的機

能を持つことが考えられる。総合考察ではそのような群れ社会の成り立ちの違いが良く論じられている。

批判すべき点
1）用語の使い方が分かり難く，決して読みやすい論文に仕上がっていない。
2）統計的検定にいくつかの問題がある。親和交渉の頻度の実測値とシミュレーションの値との検定を行っているが，シミュレーションの前提についてなお検討の余地があると思われる。また，パラメトリックな手法とノンパラメトリックな手法が混在しており，その使い分けの理由も明記されていない。分散分析についても独立の繰り返しにはならない可能性のあるものを繰り返しとして扱っている場合があった。
3）ストレス惹起の方法としてハンドリングを用いているが，この操作の繰り返しによってストレスが強くなる，または親和交渉が起きやすくなる現象が見られている。この現象についての考察がない。
4）和交渉の性差についての考察が見られない。

総合評価
批判すべき点が見られるのは事実であるが，どちらかといえば技術的な問題であり，セキセイインコで親和交渉が観察できたという点は，当該分野に対する大きな寄与であると考えられる。また，闘争以外の方法によって，親和交渉を誘導できたことも大きな成果である。体表温度によるストレスの測定は今後解決すべき技術的な問題があろうと思われるが，そのような新たな方法に挑戦したことは高く評価できる。これらのことを総合的に判断し，審査委員一同，本論文が博士（心理学）授与にふさわしいものであると判断したことを報告する。

博士（心理学）［平成25年2月21日］
甲　第3822号　松尾　加代

Systematic Information Processing As an Inhibitor of Lay Judges' Anger and Heuristic Decision-Making （模擬裁判員の怒りとヒューリスティック判断を抑制するシステマティック情報処理の検討）

審査担当者

主　査	慶應義塾大学教授（文学部），大学院社会学研究科委員 博士（心理学）	伊東　裕司
副　査	慶應義塾大学文学部准教授 博士（人間環境学）	川畑　秀明
副　査	北海道大学大学院文学研究科教授 学術博士	仲　真紀子

内容の要旨

裁判員裁判では多くの情報や証拠が提示される。その中には傷口等のグロテスクな写真や被害者遺族の悲嘆など，裁判員の不快感情を喚起するようなものも含まれ得る。裁判員は法に素人であるため，それらの影響を受けずにすべての情報を論理的に吟味することが困難になり，ヒューリスティックな判断をしてしまう可能性が考えられる。しかし，裁判員がシステマティックな情報処理を行った場合，感情を喚起する情報や，実際に喚起される不快感情の影響を受けずに合理的な判断を行える可能性が考えられる。

情報処理の2過程理論によると，情報処理にはシステマティック処理・ヒューリスティック処理の2種類の方略があると考えられている（Chen & Chaiken, 1999）。システマティック処理では，分析的・理論的・合理的で認知的努力を必要とする処理を行い，ヒューリスティック処理では，簡便で表面的なトップダウンの全体的処理を行うとされる。個人が意識的にシステマティック処理に従事しない限り，情報はヒューリスティック処理で自動的に処理される。また，ヒューリスティック処理は感情との密接な関わりがあるとされる（Epstein, 1994）。過去の研究では，裁判の場面で怒りが強く喚起されると，被告人に対する刑罰が重くなることが示されている。したがって，感情を喚起する情報提示によって怒りを喚起した裁判員は，ヒューリスティック処理によって情報処理を行い，充分な証拠の吟味を行わずに有罪無罪判断を下す可能性が考えられる。一方システマティック処理は自動的に活性化されないため，裁判員がシステマティックな情報処理を行うためには，事前にシステマティック処理が活性化される操作を行う必要がある。システマティック処理を活性化させる要因としてマインドセット，知識，動機づけなどが挙げられる。本論文ではこれらの要因を取り上げ，模擬裁判員の情報処理を事前に操作することにより，システマティックな情報処理が模擬裁判員の有罪無罪判断および怒りの喚起にどのように影響を及ぼすかを検討した。

本研究では4つの実験を行った。まず実験1では感情を喚起する証拠の提示が模擬裁判員の有罪無罪判断およびネガティブ感情に及ぼす影響について検討を行った。実験2–4では，模擬裁判員の情報処理を事前に操作して，情報処理が有罪無罪判断およびネガティブ感情に及ぼす影響について検討を行った。

実験1

裁判内で提示される感情を喚起する情報として，グロテスクな写真と被害者遺族による意見陳述が挙げられる。グロテスクな写真の影響を検討した研究は少数であるが，刑事裁判を設定した研究では，グロテスクな写真は陪審員の判断を有罪方向に導く効果が一貫して認められており，その理由として感情の喚起が挙げられている（Douglas, Lyon, & Ogloff, 1997）。被害者側による意見陳述は米国ではvictim impact statements（VIS）と呼ばれ，被害者や被害者遺族が事件によって被った精神的・経済的な被害等について述べるものである。陪審員裁判では，事実認定判断と量刑判断の手続きが2分化されており，VISは被告人の有罪が決定した後，量刑判断をする際に提示される。そのため，海外での研究ではVISが量刑判断に及ぼす影響を調査したものが多数を占めており（Myers & Arbuthnot, 1999），有罪無罪判断への影響を検討したものはほとんどない。一方，日本の裁判員裁判では手続きが2分化されていないため，VISは他の証拠（事実認定のための証拠）と同じ段階で提示される。したがって，VISが被告人に対する有罪無罪判断に影響を及ぼす可能性が考えられる。実験1では，グロテスクな写真とVISが模擬裁判員の有罪無罪判断およびネガティブ感情に及ぼす影響について検討を行った。

方法

実験参加者：慶應義塾大学の学生127名（男＝38名女＝89名；年齢18–48歳，M＝20.82）が参加した。デザイン：2（グロテスクな写真：あり・なし）×2（VIS：あり・なし）で実験が行われた。実験参加者は4群のいずれかにランダムに割り当てられた。

実験材料および手続き：参加者はまず現在の怒り，悲しみ，嫌悪，恐れ/不安，の4種類のネガティブ感情（30項目）について測定する質問紙Juror Negative Affect Scale（JUNAS; Bright & Goodman-Delahunty, 2006）に回答（1＝まったく当てはまらない，5＝非常に当てはまる）した。裁判シナリオは，殺人事件を扱った裁判で，被告人が犯行を否認している設定とし，被告人の有罪を証明するには弱い証拠ばかりを提示した。シナリオは音声（ナレーション）とスクリーン（シナリオを文字化）で提示された。写真あり群の参加者には，犯行の状況が説明されている間に，犯行現場での被害者の写真が提示された。また，VISあり群の参加者には，被害者の父親による意見陳述と被害者の生前の写真が提示された。再びJUNASに回答した後，有罪無罪判断などの質問紙に回答した。

結果

質問紙のすべての質問に回答しなかった参加者を分析から除外した結果，112名のデータが分析の対象となった。全体では有罪判断が66%，無罪判断が34%だった。カイ2乗検定で分析の結果，写真が判断に及ぼす主効果は有意傾向であり，VISが判断に及ぼす主効果は有意であった。ネガティブ感情の変化については，裁判シナリオを提示される前（M＝1.56, SD＝.51）と提示された後（M＝2.35, SD＝.81）で有意差があった。シナリオを提示された後で行ったJUNASの回答を分析した結果，写真あり群の参加者と，写真なし群の参加者の間に有意差はなく，VISあり群の参加者とVISなし群の参加者の間には有意差がみられた。また，2要因の交互作用は有意傾向であり，VISあり写真なし群でネガティブ感情が最も多く喚起された。JUNASの怒りのカテゴリーについて分析した結果，VISの主効果がみられたが，写真の主効果および交互作用はみられなかった。これらの結果より，VISは模擬裁判員のネガティブ感情，特に怒りを喚起すること，そして有罪判断を導くことが示された。

考察

実験1では，グロテスクな写真とVISが模擬裁判員の有罪無罪判断およびネガティブ感情に及ぼす影響を検討した。VISが判断に及ぼす効果は有意であり，VISが提示された場合，提示されなかった場合と比べて，有罪判断が多く下された。一方，グロテスクな写真が判断に及ぼす効果は有意傾向にとどまった。VISとグロテスクな写真がネガティブ感情の喚起に及ぼす影響については，VISはネガティブ感情の喚起，特に怒りの喚起に影響を及ぼすことが示された。しかしグロテスクな写真については，ネガティブ感情，怒りともに影響がみられなかった。これらの結果から，VISはネガティブ感情の喚起と有罪判断に影響を及ぼすこと，またグロテスクな写真が有罪無罪判断に及ぼす影響が有意傾向にとどまった理由については，写真がネガティブ感情に及ぼす影響が有意でなかったためだと考えられた。VISは被告人の有罪無罪判断について影響すべきではない情報である。したがって，実験1の結果は応用性においても意義深いものとなった。実験2以降では，感情を喚起する情報としてVISのみを裁判シナリオに含めて提示した。

実験2

裁判では膨大な数の情報が提示されるが，誤った判断（えん罪）を回避するためにも，裁判員は，公判で提示される証拠の一つ一つを注意深く吟味し，合理的な判断を行う必要がある。しかし，法に素人

の裁判員は，VISなど感情を喚起する情報に直面することによりネガティブ感情が喚起され，ヒューリスティックな情報処理を行い，結果として，充分な証拠の吟味を行わずに，直感的な判断を下す可能性が考えられる。このような事態を避ける方法として，事前にシステマティック処理の活性化を行うことが考えられる。裁判員がシステマティックに情報を処理することにより，ネガティブ感情，特に怒りの喚起が抑制され（または，怒りの影響を受けにくくなり），合理的な判断を行うことが予想される。

システマティック処理を活性する方法の一つに，事前に知識を獲得させる方法がある。裁判の場面では，説示（裁判の原則説明）に当たる。説示とは，どのように判断を行えばよいかを説明するものであるが，裁判員は説示が与えられることにより，裁判での判断方法についての知識を獲得し，それによってシステマティック処理が活性化されることが考えられる。その結果，裁判で提示される情報についてシステマティックな処理を行い，合理的な判断を行う可能性が考えられる。情報処理を操作する方法には，知識を与えること以外にも，認知課題に取り組ませることによってマインドセットを行う方法がある（Gollwitzer, Heckhausen & Steller, 1990）。本研究では，認知課題による事前のマインドセットと説示の有無によって情報処理の操作を行い，情報処理が有罪無罪判断および怒りの感情に及ぼす影響を検討した。実験1と同様の殺人事件を扱った裁判シナリオを使用し，システマティック処理の方がヒューリスティック処理に比べて有罪判断，怒りの喚起が少なくなることを予測した。

実験参加者：一般成人105名（男＝48名女＝57名；年齢20–80歳，M＝48）が実験に参加した。

デザイン：2（マインドセット：システマティック・ヒューリスティック）x 2（説示：あり・なし）で実験が行われた。実験参加者は4群のいずれかにランダムに割り当てられた。

実験材料：マインドセットの操作．システマティック群の参加者は，実行するか否か悩んでいる事柄（例えば，引越しするか否か，転職するか否か）をひとつ選択し，それを実行した場合の利点と不利な点を箇条書きで8分間書き出した。次に，その事柄を実行した場合，2年後はどうなっているかを想像し，7分間書き出した。ヒューリスティック群の参加者は，10秒毎に提示される白黒の風景写真90枚を15分間眺めた（Gollwitzer, Heckhausen & Steller, 1990）。

説示．法務省が作成している裁判員法39条の説明文から4項目（無罪推定の原則，検察官の立証責任，合理的疑いのない立証，証拠裁判主義）を抜粋して使用した。また，VISについての注意事項として，被害者や被害者家族による意見や感情は証拠にはならないため，有罪無罪判断の根拠としてはならないことを原則説明に追加した。

手続き：参加者はマインドセット操作のための課題にそれぞれ取り組んだ後，感情測定のためのJUNASに7段階（1＝まったく当てはまらない，7＝非常に当てはまる）で回答した。次に，殺人事件の裁判シナリオを視聴した。シナリオの最後に被害者の姉による意見陳述が語り口調で音声提示された。説示あり群の参加者は，原則説明を裁判シナリオの前後に視聴した。最後にJUNASおよび有罪無罪判断などの質問紙に回答した。

結果

105名の参加者中，実験手続きを正しく理解していなかった5名のデータは分析から除外した。その結果100名のデータが分析された。全体では有罪判断が61%，無罪判断が39%だった。有罪判断について，それぞれの要因をカイ2乗検定で分析した結果，マインドセット，説示とも主効果は見られなかったが交互作用が見られた。ヒューリスティック群の参加者で，説示ありとなしの間に有意差が見られ，説示なし群の方で有罪判断が多かった。また，説示なし群の参加者で，システマティックとヒューリス

ティックの間に有意傾向が見られ，ヒューリスティック群の方で有罪判断が多かった。VISを判断の要因としたと回答した参加者は全体の53%だった。分析の結果，ヒューリスティック群の参加者で，説示ありとなしの間に有意差が見られた（説示あり：44%，説示なし：72%）。

ネガティブ感情の変化については，裁判シナリオの前（M＝1.85, SD＝.107）と後（M＝3.17, SD＝1.52）で有意差があった。裁判シナリオ後のネガティブ感情については，マインドセットの主効果が見られ，システマティック群の参加者よりもヒューリスティック群の参加者のほうがネガティブ感情を強く喚起していた。説示の主効果はなく，説示ありとなしの間に有意差は見られなかった。怒りについても，ネガティブ感情と同様の結果で，マインドセットの主効果のみが見られた。

考察

実験2では，認知課題によるマインドセットおよび説示によって操作された情報処理が，模擬裁判員の有罪無罪判断とネガティブ感情に及ぼす影響を検討した。結果は，マインドセットの主効果は見られず，マインドセットによって操作された情報処理がシステマティック，ヒューリスティックどちらであっても，有罪無罪判断に違いがなかった。また，説示の主効果も見られず，説示が与えられても与えられなくても，判断に違いはなかった。しかし，説示が与えられなかった場合，システマティックマインドセットの参加者はヒューリスティックマインドセットの参加者に比べて有意に有罪判断が少なかったことから，裁判での判断方法の知識がなくても，システマティック処理の状態で裁判を視聴した場合，論理的・分析的に情報処理を行い，合理的な判断を行ったことが示唆された。また，ヒューリスティックマインドセットの参加者で，説示の効果が表れた。このことより，ヒューリスティック処理の状態であっても，説示が提示されたことにより，裁判での判断方法についての知識を獲得し，後に提示された裁判の内容・情報をシステマティックに処理することが可能になったことが示唆された。総合すると，説示による知識または認知課題によるマインドセットのいずれかの方法で，情報処理がシステマティックに操作された場合，後に提示される情報をシステマティックに処理することが可能になると考えられた。ネガティブ感情については，システマティックマインドセットよりもヒューリスティックマインドセットの方が感情の喚起が多かった。この結果より，システマティックに情報処理を行うことにより，感情の喚起が軽減されることが示唆された。これは，裁判中に提示される感情を喚起する情報に対処する方法の一つといえるかもしれない。

実験3

本実験では裁判での原則説明（説示）と認知欲求が有罪無罪判断および怒りの喚起に及ぼす影響を検討した。実験2では刑事裁判の原則説明とVISに対する注意事項を同時に提示したため，両者の効果を切り離して検討することが不可能であった。したがって，実験3ではこれらを切り離し，VISに対する注意事項の効果の検討を行った。また，個人特性のひとつに認知欲求があるが（Cacioppo & Petty, 1982），これは考えることや認知的努力が必要な活動に対する欲求のことであり，システマティックな情報処理を行うために必要な要因である認知的努力と高い関連があると考えられる。認知欲求の高い個人は，目の前の課題についての内容を理解することに努力して判断を行う。一方，認知欲求の低い個人は，本質的な内容ではなく周辺にある情報，たとえば添付写真や話者の外見などを手がかりに判断を行う（神山・藤原，1994; Sommers & Kassin, 2001）。したがって，認知欲求の高い個人は低い個人と比べると，比較的システマティック処理が活性化されやすく，裁判において証拠を吟味するために認知的努力を行うことが予測される（Leippe, Eisenstadt, Rauch, & Seib, 2004）。また感情を喚起する情報で

あるVISが提示された場合も，認知的努力を行う高認知欲求の個人は低認知欲求の個人よりも感情の喚起が少ないことが予測される。

方法

実験参加者：一般成人93名（男＝51名女＝42名；年齢20–70歳，M＝48）が実験に参加した。

デザイン：刑事裁判での原則についての説示の有無（なし・あり・あり＋VISの注意）と認知欲求（高・低）を要因とする3×2の計画で実験が行われた。実験参加者は説示3群のいずれかにランダムに割り当てられた。認知欲求の高・低はデータ収集後，分析の際に全体の中央値で分けられた。

実験材料：認知欲求尺度．神山・藤原（1991）が作成した日本語版認知欲求尺度が使用された。参加者は，ものの考え方についての質問として，15の文章に対して7段階（1＝全くそうでない，7＝非常にそうである）で回答した。

手続き：参加者は日本語版認知欲求尺度に回答した後，JUNASに回答した。その後，殺人事件の裁判のシナリオが提示された。説示ありの群には，原則説明が，説示あり＋VISの注意群には，原則説明とVISに対する注意が裁判シナリオの前後に音声とスクリーンで提示された。再びJUNASに回答した後，有罪無罪判断などの質問紙に回答した。

結果

各群の参加者数を30名に統一するために，説示あり群の参加者33名中，最後の3名を分析から除外した。その結果90名のデータが分析された。全体では有罪判断が63%，無罪判断が37%だった。有罪判断についてカイ2乗検定で分析した結果，説示3群間で有意差は見られなかったが，認知欲求高低間で有意差が見られた。説示3群内で認知欲求の高低による有罪判断の相違を分析した結果，説示あり群，説示＋注意群で有意差が見られたが，説示なし群では有意差は見られなかった。VISを有罪無罪判断の根拠としたと回答した参加者は全体の15.56%だった。分析の結果，認知欲求の高低で有意差が見られた。また説示3群間でも有意差が見られ，説示＋注意群の参加者で最も多かった。

ネガティブ感情の変化について，裁判シナリオの前（M＝1.94, SD＝.96）と後（M＝2.98, SD＝1.45）で有意差があった。裁判シナリオ後のネガティブ感情については，説示，認知欲求とも主効果は見られず，交互作用が見られ，説示＋注意群の認知欲求高低で有意差があった。怒りについても，ネガティブ感情と同様交互作用が見られ，説示＋注意群の認知欲求高低で有意差があった。

考察

本実験では，裁判の原則説明と認知欲求が，模擬裁判員の有罪無罪判断とネガティブ感情に及ぼす影響を検討した。結果は，説示の効果は見られず，説示が与えられても与えられなくても，有罪判断に差はなかった。一方，認知欲求レベルの有罪無罪判断に対する効果は見られ，高認知欲求の参加者のほうが，低認知欲求の参加者より有罪判断が少なかった。このことから，高認知欲求者は低認知欲求者と比較して，よりシステマティックな情報処理を行ったことが示された。また，説示が与えられた場合には，高認知欲求の参加者は低認知欲求の参加者に比べ有罪判断が少なかったが，説示が与えられなかった場合には両者の判断に差がなかった。このことより，認知欲求の高い参加者は説示を理解して証拠の吟味，判断を行ったことが示唆された。VISを有罪無罪判断の根拠として用いたと回答した参加者は，説示あり＋注意群でもっとも多く，次いで説示なし群であった。認知欲求では，低認知欲求の参加者が高認知欲求の参加者に比べて，有意に多く回答していた。これらの結果より，説示の効果，VISに対する注意の効果は高認知欲求でのみ見られたことが示された。したがって，実験3では，説示や注意事項

を理解し判断に反映させるためには，それらをシステマティックに処理する必要が示唆された。ネガティブ感情・怒りについては，説示あり＋注意群の認知欲求高低で有意差が見られた。この結果は，有罪判断およびVISを判断の根拠として用いた結果と類似しており，怒りが喚起されると，VISを判断の根拠として，有罪判断を下す傾向があることが示唆された。

実験4

本実験では認知欲求と説明責任が有罪無罪判断および怒りの喚起に及ぼす影響を検討した。システマティックな情報処理を行うために必要な要因のひとつに動機づけがあるが，認知欲求は，考えることや認知的努力が必要な活動に対する個人的な欲求であることから，内発的動機づけであると考えられる。一方説明責任は，個人の判断を他者に対して説明する責任であり，外発的動機づけと考えられる。実験3では，低認知欲求の裁判員は高認知欲求の裁判員に比べて怒りをより強く喚起し，ヒューリスティックな判断をするという結果が示されたが，この結果から，内発的な動機づけの低い個人（低認知欲求者）が合理的な判断をするためには，外発的な動機づけが必要であることが考えられる。したがって，低認知欲求者に説明責任が与えられた場合，与えられない場合と比べてよりシステマティックな処理を行いヒューリスティックな判断を回避すること，および怒りの喚起が抑制されることが予測された。このことより，判断・怒りにおける認知欲求高低間の差が減少されることが予測された。

方法

実験参加者：一般成人80名（男＝33名女＝47名；年齢20–73歳，M＝39）が実験に参加した。

デザイン：2（説明責任：なし・あり）×2（認知欲求：高・低）で実験が行われた。実験参加者は説明責任2群のいずれかにランダムに割り当てられた。認知欲求の高・低はデータ収集後，分析の際に全体の中央値で分けられた。

手続き：実験の最初に外発的動機づけの操作として，説明責任あり群の参加者に対して，実験の最後に個人の判断と判断理由を一人ずつ話してもらうこと，またその様子をビデオ撮影する旨を伝えた。参加者は認知欲求尺度に回答した後，JUNASに回答した。その後，裁判シナリオを視聴した。説示とVISに対する注意事項は，裁判シナリオの前後にすべての参加者に提示された。再びJUNASに回答した後，有罪無罪判断などの質問紙に回答した。

結果

全体では有罪判断が51％，無罪判断が49％だった。有罪判断において，説明責任あり・なしの間に有意差は見られなかったが，認知欲求レベル高・低間の差に有意傾向が見られ，認知欲求の高い参加者に比べて低い参加者の方が，有罪判断が多かった。しかし，認知欲求高・低の差は説明責任なしの場合でのみで見られ（p＝.107），説明責任ありの場合では見られなかった。VISを有罪無罪判断の根拠としたと回答した参加者は全体の7.5％（7名）で，すべて低認知欲求者だった。説明責任あり・なしで分けた結果，説明責任あり群で1名だったのに対し，説明責任なし群では6名だった。

ネガティブ感情の変化について，裁判シナリオの前（M＝1.86, SD＝1.17）と後（M＝3.02, SD＝1.50）で有意差があった。裁判シナリオ後のネガティブ感情については，主効果，交互作用とも見られなかった。怒りについて裁判シナリオ前後の差を分析した結果，交互作用が見られた。認知欲求高・低を比較したところ，説明責任なし群で有意差が見られ，低認知欲求者は高認知欲求者に比べて有意に怒りを喚起したことが示された。また，説明責任あり・なしの間を比較したところ，高認知欲求者で有意差は見

られなかったが，低認知欲求者で，説明責任ありよりなしの場合で有意に怒りを喚起した。このことより，内発的・外発的共に動機づけが低い場合，どちらか一方または両方で動機づけが高い場合に比べて，強く怒りを喚起することが示された。

考察

本研究では，説明責任と認知欲求が模擬裁判員の判断とネガティブ感情に及ぼす影響について検討した。その結果，説明責任は，認知欲求レベルの違いによる判断の相違を縮める傾向があることが示された。このことより，内発的な動機づけの低い低認知欲求の参加者は，外発的な動機づけを与えられることによって，提示された証拠を吟味し，合理的な判断をする傾向に傾くことが示された。VISを有罪無罪判断の根拠として用いたと回答した参加者はすべて低認知欲求者であったものの，そのほとんどは説明責任なし群の参加者であったことから，説明責任が与えられることによって，低認知欲求者はVISに対する注意を判断に反映させたことが示唆された。また，内発的または外発的な動機づけが一方でもある場合，両者共がない場合に比べて怒りの喚起は抑えられた。これは，内発的または外発的な動機づけを持つことによって，提示された証拠を吟味するために認知的努力を行い，システマティックな情報処理に従事した結果，怒りの喚起が抑制されたと考察される。これらの結果より，低認知欲求の裁判員は，説明責任が与えられることにより，ネガティブ感情の影響を受けずに合理的な判断をすることが可能であることが示された。

総合考察

本論文では，裁判の場面で感情を喚起する情報が提示された場合に，システマティックな情報処理がどのように怒りの喚起と有罪無罪判断に影響を及ぼすかについて検討を行った。実験1では，VISが模擬裁判員の怒りを喚起すること，また有罪判断に導くことが示された。この結果より実験2から4ではVISを裁判シナリオに取り入れて，模擬裁判員の情報処理の操作を行い，システマティック処理が怒りの喚起と判断に及ぼす影響を検討した。認知課題によるマインドセット，内発的な動機づけである認知欲求，外発的な動機づけである説明責任によって模擬裁判員の情報処理の操作を行った結果，模擬裁判員が，提示される証拠をシステマティックに処理することにより，怒りの喚起およびヒューリスティックな判断を抑えられることが示された。刑事裁判についての知識となる説示については，一貫した効果は認められず，実験2では説示の主効果が見られたものの，実験3では模擬裁判員の認知欲求が高い場合のみ，実験4では説明責任が与えられた場合にその効果が見られた。このことより，説示自体を理解するために，システマティック処理が必要である可能性が示唆された。総合すると，ヒューリスティック処理は怒りを喚起し，ヒューリスティックな判断（有罪判断）を導く一方，システマティク処理は怒りの喚起を抑制し，合理的な判断を導くことが示された。

論文審査要旨

本論文は，法律や裁判の素人である一般市民が，裁判員として判断を行う際に，感情的な情報の影響をどのように受けるのか，また，そのような情報のもとで適切な判断を引き出すためにはどのような方策があるのかに関する実験心理学的な研究に関するもので，本文は序論，実験報告，総合考察の3章から構成される．第1章の序論の冒頭では，刑事裁判において裁判員は感情を喚起するような情報に曝され，判断がその不適切な影響を受ける可能性があると述べている．そして，もっぱら量刑判断に用いるべき証拠に接触したのちに裁判員は有罪・無罪の判断をしなければならない，という日本の刑事裁判の

制度上の特性から，感情を喚起する情報が裁判員の有罪・無罪判断に与える影響について研究することが，特に必要であることを指摘している．これらの議論を踏まえ，陪審員の判断についての心理学的研究，感情が思考や判断に与える影響に関する理論や実験研究の詳細な紹介を行い，またこれらとの関連で，システマティックとヒューリスティックの2つの情報処理の様式のいずれかが，様々な条件に応じて思考や判断に用いられるとする二重過程理論について論じている．これらの議論を通じて，著者は，感情的な情報が裁判員のネガティブな感情（特に怒り）を喚起し，不適切な判断をもたらす，システマティックな情報処理を促すことにより，ネガティブ感情の影響を避けることが可能である，という仮説を導いている．

続く第2章は，上記の仮説を検討するための4つの模擬裁判員実験の報告である．いずれの実験でも，実験参加者は裁判員になったつもりで刑事裁判の概要（裁判シナリオ）を見聞きし，感情状態に関する質問項目や，裁判員としての判断を尋ねる質問項目に回答を求められる．裁判シナリオは殺人事件のもの（事実をもとにした創作）で，被告人が犯行を否認しており，有罪か無罪かが争われている．シナリオに含まれる検察側，弁護側，いずれの証拠もあいまいなものであり，決め手となる証拠に欠けている．まず実験1では，遺体写真と被害者遺族の意見陳述（victim impact statement；以下VIS）が模擬裁判員の有罪・無罪判断および感情に与える影響について検討し，VISの提示が実験参加者の有罪判断率を有意に増加させることを明らかにした．また，同時にVISの提示は実験参加者のネガティブ感情を強めることも示しており，怒りの感情が強いものほど有罪判断をする傾向が示された．この結果は，裁判員が有罪・無罪の判断の前にVISに触れることにより，ネガティブな感情が引き起こされ，有罪判断を下しやすくなる可能性があることを示唆している．

実験2から実験4は，VISに接触することのネガティブ感情や有罪・無罪判断への影響をどのようにしたら避けることが可能であるかを探るものである．と同時に，ヒューリスティックな情報処理のもとでは，VISなどの感情的な情報は模擬裁判員のネガティブ感情を高め，有罪判断を下す傾向を高める，という仮説の検証を行っている．実験2では裁判概要を見聞きする前にシステマティックな情報処理を行う構え（mindset）を作ると考えられる認知課題を行うこと，および刑事裁判の原則についての説明（説示）を与えることの影響について検討している．その結果，構えの操作あるいは説示を与えられた実験参加者はいずれも与えられなかったものよりも有罪判断率が低かった．

実験3では，説示の有無と，システマティックな情報処理を行う傾向あるいは選好に関する個人特性である認知欲求の影響について検討し，認知欲求が高い実験参加者は説示が与えられると有罪判断率が低下するが，認知欲求が低い実験参加者は説示の有無にかかわらず有罪判断率が高いことが示された．実験2，実験3の結果から，システマティックな情報処理を促すことによって，VISの提示により引き起こされたネガティブ感情が有罪・無罪判断に与える影響を少なくすることが可能であるが，これはシステマティックな情報処理を行う傾向の強い，認知欲求が高いものに限られることが示唆された．

実験4では，認知欲求と自らの判断について説明を求められること（アカウンタビリティ）の影響を調べている．この実験は，認知欲求が低いものにシステマティックな情報処理を行わせ，VISの効果を小さくすることが，アカウンタビリティを課すことにより可能であるという仮説を検討するもので，結果はこの仮説を支持している．また，実験2から実験4を通して，実験条件が怒りの感情を媒介として有罪判断率に影響していることが，媒介分析により示されている．

第3章の総合考察では，これまでの実験結果と議論を受け，感情と判断についての基礎研究的な視点

と，日本の裁判員制度や海外の陪審制などを視野に入れた応用研究的な視点の双方からの議論を行っている．基礎研究的視点からは，二重過程理論が各実験の結果を十分に説明できることが論じられている．すなわち先に述べた仮説，ヒューリスティックな情報処理のもとでは，VISなどの感情的な情報は模擬裁判員のネガティブ感情を高め，有罪判断を下す傾向を高める，が支持され，システマティックな情報処理を促すことがこの回避につながることが主張されている．また，応用的視点からは，実際の裁判員裁判に導入可能なシステマティックな情報処理の促進方法なども提案され，特に事実認定と量刑判断の手続きを分離すべきであるとする，いわゆる手続き二分に関する議論もされている．

本論文は，裁判員が行う判断のうち事実認定判断に焦点を当て，被告人が真犯人であるかどうかの判断（犯人性の判断）にVISの提示が影響すること，システマティックな情報処理を促すことによりこの影響を避けることができることを示したものである．VISの提示が有罪・無罪の判断に影響を持つことを検討した研究は，国内外を通してほとんどない．これは，裁判における素人の判断の研究の長い歴史を持つ欧米の陪審制では，事実認定と量刑判断の手続きが分離されており，陪審員が事実認定を行う際に，量刑判断のための証拠と考えられているVISが提示されることはない，という事情による．VISの有罪・無罪判断への影響を扱った本研究の着眼点は，日本の裁判員制度の問題点を的確に捉えたものといえる．実際にVISの提示が，怒りなどのネガティブ感情を媒介として，有罪判断を増加させることを示した本研究の結果は，裁判員裁判の手続きについての法律研究者，法実務家らの議論にもインパクトを与えている．本論文ではさらに，怒りなどを媒介としたVISの影響が，システマティックな情報処理を促す操作により回避できることを示しているが，この成果が裁判員制度やその運用の見直しのための重要な情報を提供している点は高く評価できる．

本論文では，実験の報告に先立ち，感情が判断に及ぼす影響について，感情プライミング，情報としての感情理論などの観点から整理し，先行研究の紹介を行っている．また，感情，二重過程理論と判断の関係についても，先行研究の詳細なレビューを行い，整理して論じている．これらの議論は広範にわたるとともに，十分に掘り下げられており，感情と裁判員の判断について論じる際のみではなく，感情と認知の相互作用について論じる際の有用なレビューともなっている．さらにこれらの議論は，実験研究における条件設定，操作の妥当性を明確に導き出しており，たとえば実験3で説示を与えることが感情の影響を回避することにつながらなかった認知欲求が低い実験参加者に対し，実験4で効果的な操作を導入することを可能にしていると考えられる．また序論における感情や二重過程理論に関する整理は，のちの実験結果の考察を支えることに役立っている．

研究の遂行方法に目を向けると，報告されているいずれの実験においても100名近い，あるいは100名を上回る実験参加者を集めてデータを収集している点は特記に値する．この手の実験研究の多くは，大学生を実験参加者としているが，実験2から実験4では，20代から70代に及ぶ広い年齢層のさまざまな職業の実験参加者を用いている．これには大変な苦労があったと推察されるが，このことは「潜在的裁判員」の判断の傾向を明らかにしようとする本研究の応用的目的にとって望ましいものと評価できる．また，実験結果の分析についても，適切な統計的手法が用いられるなど，著者の研究能力の高さが表れているものと考えられる．

一方，本論文にはいくつかの問題点も指摘される．著者も指摘している通り，本研究の実験は，一つの裁判シナリオを題材としており，また，実験状況のリアリティに問題があるなど，実験結果をどこまで一般化できるのかについてやや疑問がある．また，実際の裁判員は，裁判官やほかの裁判員と評議を

行って判断を下すが，本研究の実験では評議は扱われていない．これらの点については，多くの裁判員研究，陪審研究に共通するものではあるが，今後の研究において検討する必要のある課題ということができよう．また，本論文が主として扱っているVISの有罪・無罪判断への影響という問題においてはその通りであるかもしれないが，ヒューリスティックな情報処理は不適切で望ましくないもの，という前提で議論がされている点がやや気になる．二重過程理論に関する最近の議論の中には，ヒューリスティックな情報処理が適切で合理的である状況が存在するとするものがあり，このような考え方にも触れた議論が欲しいところである．

以上のように，いくつかの問題点は存在するが，その多くは著者自らが問題点として認識し，論文の中で将来の課題と位置付けている．このことも考慮すると，これらは本論文の価値を大きく損なうものとは言えない．現実の裁判員制度の見直しや運用にとって重要な意味を持つ，オリジナリティの高い知見を得ていること，それに至る心理学の理論的裏付けや法律や法実践に対する理解，堅実な実験の立案，実験結果の分析などの能力，研究に注いできた熱意と努力と時間などを総合的に考慮すると，本論文は博士（心理学）の学位に十分に値する水準のものであると判断できる．

以上の理由により，我々審査委員一同は，本論文を松尾加代君への博士（心理学）の学位授与にふさわしいものと判断する．

博士（教育学）［平成25年3月23日］

甲　第3820号　桃生　朋子

Restrictive L2 Development Paths: Evidence from Subject Ellipsis Constructions in Japanese and Mandarin Chinese
（第二言語の制限的発達過程：日本語および北京語主語省略構文からの証拠）

審査担当者

主　査	慶應義塾大学言語文化研究所教授・大学院社会学研究科委員	
	Ph.D.	大津由紀雄
副　査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員	
	教育学修士	松浦　良充
副　査	文教大学文学部教授	
	Ph.D.	平川眞規子
副　査	Professor, Department of Linguistics, University of Hawai'i at Mānoa	
	Ph.D.	William O' Grady

内容の要旨

This dissertation addresses the kinds of mechanisms that might aid second language（henceforth, L2）acquisition and explores the nature of such acquisition aiding mechanisms. I investigate two theo-

ries about such L2 acquisition aiding mechanism (s): the Subset Principle and learners' first language (henceforth, L1) transfer. This dissertation also accounts for a conflict between the Subset Principle and learners' L1 grammar that is, when the Subset Principle conflicts with learners' L1 grammar, how do learners resolve that conflict?

This dissertation deals with cases in which an apparently identical construction appears in two languages, where one language allows only one interpretation and the other language allows another additional interpretation.

The results of experiments 1 and 2 (in chapters 3 and 4, respectively) show that the Subset Principle may have a tangible influence on the L2 acquisition of null subject constructions. Japanese native speakers who are introductory-level learners of Mandarin Chinese (henceforth, MC) have knowledge that MC does not allow an interpretation that is allowed in Japanese. These results support the prediction of the Subset Principle in L2 acquisition.

However, it should also be noted that some speakers showed evidence of transfer as well: some Japanese introductory-level learners of MC assigned both Japanese interpretations to MC, which in fact allows only one of them. Here it seems that the learners are transferring two interpretations that are possible in Japanese when they interpret null subject sentences in MC.

Experiment 3 (in chapter 5) has shown that among MC speakers learning Japanese, introductory-level learners do not accept the interpretation that exists only in Japanese, whereas advanced-level learners accept that interpretation significantly more often. Going beyond the introductory-level vs. advanced-level dichotomy, we also identified a general trend in which learners who are exposed to Japanese input longer are more likely to have learned the new interpretation. This indicates the following points: (i) the Subset Principle holds in the reverse case, i.e., when the speakers of the subset language (i.e., MC) learn a superset language (i.e., Japanese), (ii) explicit teaching about available interpretation may not be necessary, and (iii) linguistic knowledge could be used as a measure of proficiency in addition to—not in place of—performance measures. Furthermore, some implications for language teaching are discussed on the basis of the results of the experiments.

論文審査要旨

本論文は，第二言語獲得に関わる二つの問題を取り上げる。一つは，第二言語獲得に関わる心的仕組みに内包される原理はどのようなもので，それによってどのような現象がもたらされるのかという問題である。もう一つは，第二言語獲得の過程で，その心的仕組みはどのように機能するのかという問題である。一つ目の問題に関しては，「部分集合の原理」と「母語知識の転移」という二つの原理を提案する。二つ目の問題については，(i)「部分集合の原理」は第二言語獲得の初期段階から機能する，(ii)「部分集合の原理」と「母語知識の転移」が獲得の初期段階において相反する獲得過程を予測する場合，第二言語獲得者はどちらか一方の仕組みが予測する過程を必ずたどる，ことを示す。

本論文で取り上げた言語および言語現象は，日本語および北京語の主語省略構文である。例文（1），（2）で示すように，文に含まれる二番目の節の主語が省略されていることが，この構文の特徴である。北京語（例：(1)）ではこの構文に対し一つの解釈（佐藤さんの家を訪ねた警察も，山田さんの家を訪

ねた警察も，同一の三人の警察であるという解釈。以下，*pro* interpretation）しか付与されない一方，日本語（例：(2)）では，北京語で許される解釈に加えもう一つ別の解釈（佐藤さんの家を訪ねた警察と山田さんの家を訪ねた警察は別の三人の警察であるという解釈。以下，quantificational/indefinite interpretation）を許す。つまり，北京語で許される解釈（*pro* interpretation）は，日本語において許される解釈（*pro* interpretation・quantificational/indefinite interpretation）に包含されている。

(1) a. Sān-ge jīngchá lái-le Zuǒténg jiā,
Three-CL police officer come-ASP Ms. Sato's house
'The three police officers came to Ms. Sato's house.'

b. yě lái-le Shāntián jiā.
Also come-ASP Ms. Yamada's house
'**They** also came to Ms. Yamada's house.'

(2) a. 三人の警察が佐藤さんの家に来た。

b. 山田さんの家にも来た。

「部分集合の原理」とは，経験に適合する，もっとも制限の強い文法（つまり，その経験により許容される，要素としての文の数がもっとも少ない文法）から獲得が始まり，肯定情報を受け取ることによって，より制限のゆるい文法へと拡張していく，という学習原理である。この原理はもともと母語獲得を説明するために提案された原理であるが，第二言語獲得においても同様に「部分集合の原理」が機能しているのであれば，第二言語獲得者も，母語獲得の場合と同様，もっとも制限的な文法，つまり，本論文の対象範囲内でいえば，主語省略構文に対し*pro* interpretationしか許さない北京語の文法を想定することから獲得を始める，という予測が成り立つ。一方，「母語知識の転移」が起こるのであれば，日本語母語話者が北京語の省略構文を獲得する際には，日本語のみで許される解釈も許容する文法を最初に想定する，という予測が立てられる。日本語/北京語を母語とする人が，第二言語として北京語/日本語を獲得する場合，省略構文に対しどのような解釈を付与するのかを調査することにより，上記の二つの問いに答えることができる。

実験1・2（第3・4章）の結果，「部分集合の原理」が学習の初期段階において機能することが示された。この結論は，日本語を母語とする初級北京語学習者の多くは，日本語の主語省略構文でのみ許される解釈を北京語主語省略構文には付与せず，*pro* interpretationのみを当該構文に付与したことから導き出された。彼らは制限の強い北京語の文法から獲得を始めたということになる。しかしながら，一部の初級学習者については「母語知識の転移」が機能したことが示された。彼らは日本語でのみ許される解釈を北京語の主語省略構文に付与した。実験に参加した学習者は全員，学習の過程で日本語/北京語における主語省略構文について教わったり学んだりしたことがない，と報告している。これらのことから，学習初期段階においては，「部分集合の原理」および「母語知識の転移」の両方が機能することが示唆されたことになる。

実験3（第5章）では，北京語を母語とする初級日本語学習者が，日本語主語省略構文でのみ許される解釈を日本語に付与出来ないことを示した。一方，上級学習者になると，この解釈を許容することが有意に示された。また日本語学習期間と，日本語のみ許される解釈の容認率との相関を分析したところ，両者は正の相関関係にあることがわかった。これは，「部分集合の原理」が予測する獲得過程に合致する結果である。また，実験1・2同様，実験に参加した日本語学習者は，北京語/日本語の主語省略

構文について，教わったり学んだりしたことがないことを報告している。これらの結果から，(i)「部分集合の原理」は北京語母語話者が日本語を獲得する際にも機能する，(ii) 日本語省略構文の解釈を獲得する際，明示的教授なしでも獲得が為される，(iii) 言語知識が言語運用を測る尺度の一つになる，ことが明らかとなった。

第6章では，主語省略構文を許す，日本語および北京語以外の7言語を取り上げ，それらの言語においてこの構文がどのように解釈されるのか，調査した結果を提示した。興味深いことに，7言語はすべて日本語タイプか北京語タイプかのどちらかに属する。つまり，韓国語・ギリシャ語は，日本語と同じ二つの解釈（*pro* interpretation・quantificational/indefinite interpretation）を許すが，バスク語・セルボクロアチア語・スペイン語・トルコ語では北京語が許す解釈（*pro* interpretation）のみを許す。また日本語で許される解釈（quantificational/indefinite interpretation）だけを許す言語は，7言語の中には存在しなかった。したがって，北京語/日本語における主語省略構文の解釈の間にみられた包含関係は，主語省略構文を許す他の言語においても成立する可能性がある。この仮説が正しければ，日本語タイプの言語を母語とする北京語タイプ言語学習者による，北京語タイプ言語主語省略構文がもつ解釈の獲得について実験を行うことにより，第二言語獲得において「部分集合の原理」が機能するという，仮説の妥当性をさらに高めることができる可能性がある。

論文の評価

桃生朋子君による本論文は第二言語獲得のメカニズムを探った第一級の論文である。審査委員一同は社会学研究科委員会に対し，本論文が学位請求に値するものであることを報告する。以下，その根拠を述べる。

言語理論の確固たる基盤の上に立案された実験は独創的であり，第二言語獲得分野のみならず，広く，言語獲得研究，認知科学研究に貢献するところ大である。

第二言語獲得のメカニズム，特に学習の初期段階が母語獲得と同様の過程を辿るのか，母語の影響を受けるのか，を議論するには，初級者を調査対象にする必要がある。これまでの研究では，獲得がある程度進んだ学習者を対象にしている研究が大部分を占めている。この点で，本論文が初級者を扱かったことの意義，また今後の研究の可能性を広げたことの意義は大きい。本論文に盛り込まれた研究成果は，外国語教育の教材作成に直接的な示唆を与えるとともに，より一般的には，外国語教育における外的支援の意味を再考させる契機となりうる。

第6章で提示された類型論的考察は言語理論に対して重要な意義を持つとともに，今後の第二言語獲得研究に新たな研究パラダイムを提供したとも言える。

つぎに，今後の研究課題として残された点を指摘する。

本論文の重要な発見である，第二言語獲得過程における「部分集合の原理」に従う学習者と「母語知識の転移」に従う学習者の存在であるが，ある学習者がどちらの過程を進むのかを決定する要因を特定する必要がある。この点が明らかになると，本論文の第二言語獲得研究としての価値を飛躍的に高めるとともに，外国語教育に対しても重要な提言をすることが可能となる。

また，上で触れた類型論的考察について，対象とする言語のタイプと数をさらに増やすことによって，本論文で暫定的に下した判断の妥当性を検討すべきである。

最後に，これらの課題が明確となったのは本論文において著者がその理論的基盤の明示性を最大限に確保しようと努めた結果であることをつけ加えておきたい。

論文の構成

Chapter 1　Introduction
Chapter 2　Issue: What Kinds of Mechanisms Do Aid Second Language Acquisition?
Introduction
Issue: What Kinds of Mechanisms Do Aid
Second Language Acquisition?
Hypothesis I: The subset principle
Hypothesis II: The L1 Transfer
General Methodological Remarks
Chapter 3　Experiment 1: The Acquisition of Interpretation of Elided Classifier Noun Phrases
3.1.　Introduction
3.2.　Background: Interpretation of Elided Classified Noun phrases
3.3.　Predictions of the Two Hypotheses
3.4.　Method
3.4.1.　Participants
3.4.1.1.　Introductory-Level Japanese learners of Mandarin Chinese
3.4.1.2.　Control Participants
3.4.2.　Stimuli
3.4.3.　Task
3.5.　Results
3.5.1.　（Introductory-Level）Japanese learners of Mandarin Chinese
3.5.2.　Control Participants
3.6.　Discussion
3.6.1.　Summary
3.6.2.　Remaining Questions
3.6.3.　Beyond the Introductory-Level?: Advanced-Level Learners
Appendix　All the test sentences
Chapter 4　Experiment 2: The Acquisition of Interpretation of Elided Bare Noun Phrases
4.1.　Introduction
4.2.　Background: Interpretation of Elided Bare Noun Phrases
4.3.　Predictions of the Two Hypotheses
4.4.　Method
4.4.1.　Participants
4.4.1.1.　Introductory-Level Japanese Learners of Mandarin Chinese
4.4.1.2.　Control Participants
4.4.2.　Stimuli
4.4.3.　Task
4.5.　Results

4.5.1. (Introductory-Level) Japanese Learners of Mandarin Chinese
4.5.2. Control Participants
4.6. Discussion
4.6.1. Summary
4.6.2. Remaining Question
4.6.3. Beyond the Introductory-Level?: Advanced-Level Learners
Appendix All the test sentences
Chapter 5 Experiment 3: Implications for Second Language Teaching: Evidence from the Acquisition of Elided Bare Noun Phrases
5.1. Introduction
5.2. Background on the Types of Evidence in Language Acquisition
5.3. Elided Bare Noun Constructions
5.4. Materials
5.4.1. Participants
5.4.1.1. Introductory-Level Learners
5.4.1.2. Advanced-Level Learners
5.4.1.3. Control Participants
5.4.2. Stimuli
5.4.3. Task
5.5. Results
5.5.1. Introductory-Level Learners
5.5.2. Advanced-Level Learners
5.5.3. Comparing Introductory-Level Learners with Advanced-Level Learners
5.5.4. Control Participants
5.6. Implications for Language Teaching
5.7. A Future Task and Beyond
Appendix All the test sentences
Chapter 6 General Discussion
6.1. Introduction
6.2. Summary of the Results
6.3. A Cross-Linguistic Survey on the Subset-Superset Relationship
6.4. Other Remaining Questions
6.5. The Subset Principle beyond Interpretations: Phonology and Syntax?
6.5.1. Syntax
6.5.2. Phonology
6.6. "No New Subjects" Theory
6.7. More Predictions to Be Tested
References